

第 3 0 号議案

加東市都市計画マスタープランを定める件

加東市都市計画マスタープランを別紙のとおり定めたいので、加東市議会の議決すべき事件に関する条例（平成 2 7 年加東市条例第 2 8 号）第 2 条第 2 号の規定により、議決を求める。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市都市計画マスタープラン  
(案)

加東市



序章 はじめに.....	1
1) 都市計画マスタープランとは.....	3
2) 都市計画マスタープラン見直しの趣旨.....	3
3) 位置付け.....	4
4) 目標年次.....	5
5) 対象区域.....	5
6) 構成.....	6
7) 加東市都市計画マスタープランの成果.....	7
8) 本市の現況と課題.....	9
第1章 全体構想.....	25
1 将来都市像と都市づくりの基本方針.....	27
1) 将来都市像（都市づくりのテーマ）.....	27
2) 人口の将来展望.....	28
3) 都市づくりの基本方針.....	29
2 将来都市構造.....	31
3 分野別の方針.....	34
1) 土地利用の方針.....	34
2) 都市施設の方針.....	37
2) -1 交通施設.....	37
2) -2 公園・緑地.....	40
2) -3 上下水道.....	40
2) -4 その他の都市施設.....	41
3) 景観形成と環境保全の方針.....	42
4) 市街地整備の方針.....	43
5) 安全・安心な都市づくりの方針.....	44

第2章 地域別構想	47
1 地域区分の設定	49
2 地域別の方針	50
2-1 社地域	50
2-2 滝野地域	56
2-3 東条地域	61
第3章 推進体制	67
1) 協働による計画推進	69
2) 市民を中心とした都市づくりの推進	69
3) 計画の評価	71
資料編	73
1 都市計画マスタープラン見直しの経過	75
2 加東市都市計画マスタープラン策定委員会名簿	76
3 まちづくりワークショップ（加東市都市計画マスタープランの見直し）	77
4 人口・土地利用等の状況	78
5 都市計画の状況	88
6 用語解説	92

序章

はじめに

第1章  
全体構想

第2章  
地域別構想

第3章  
推進体制

資料編

序章 はじめに

第1章 全体構想

第2章 地域別構想

第3章 推進体制

資料編

## 1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村の都市計画の基本的な方針を示すものです。この都市計画マスタープランに沿って、土地利用の規制や誘導、道路、公園、下水道などの具体的な都市計画が定められます。

### 都市計画マスタープランの役割

#### 都市づくりを進める指針となる

市町村の現況や住民の意向、総合計画<sup>\*43</sup>などの上位・関連計画により、都市づくりの主要課題を把握した上で、将来の都市像を示し、住民や行政、地域などが協働で都市づくりを進める際の指針となります。

#### 個々の都市計画の相互調整、決定・変更の方向を示す

一体的な都市づくりに向けて、将来の都市像に基づき、土地利用、道路・交通施設、公園・緑地、下水道などの都市施設の整備、都市環境・自然景観の保全、市街地整備などの事業について、都市計画相互の調整を担います。また、個々の都市計画決定・変更<sup>\*58</sup>の際の指針となります。

#### 住民の理解や合意形成を促進する

住民を含めた多様な主体と行政が、都市の課題や方向性について認識を共有することにより、具体の都市計画の決定・実現が円滑に進むことが期待されます。

## 2) 都市計画マスタープラン見直しの趣旨

本市は、2006（平成18）年3月20日、加東郡3町（社町、滝野町、東条町）が合併して誕生しました。市域を東西に中国縦貫自動車道と国道372号、南北に国道175号とJR加古川線が走り、広域的な交通結節点となっています。本市では、この広域的な交通利便性を活かしながら、2009（平成21）年に策定した「加東市都市計画マスタープラン」に基づき、都市づくりを進めてきました。

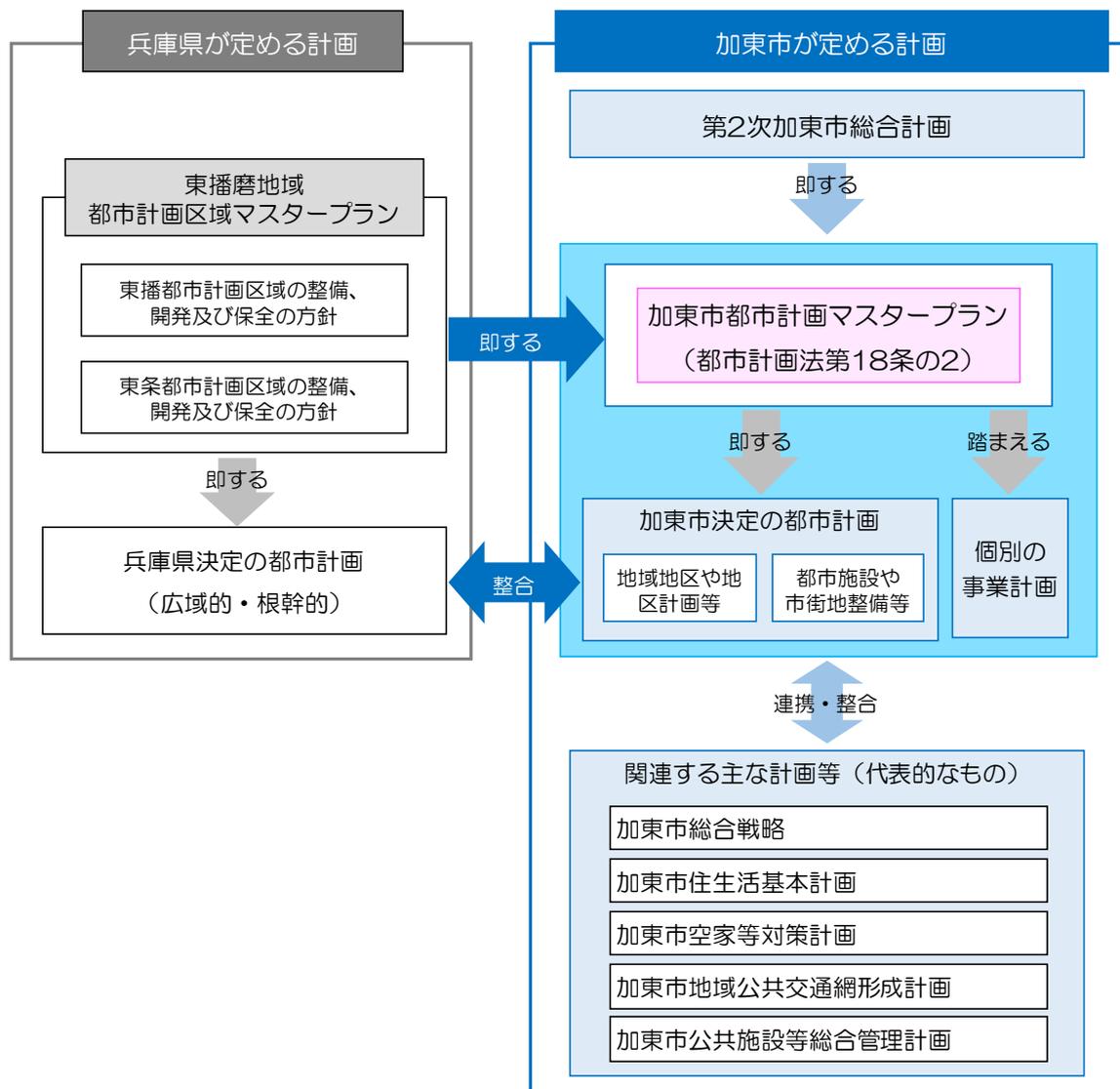
しかしながら、全国的な少子高齢化・人口減少の進行、国における様々な都市計画制度の改正など、私たちの「まち」を取り巻く情勢は大きく変化しています。

また、加東市都市計画マスタープランの上位計画となる兵庫県の「東播磨地域都市計画区域マスタープラン<sup>\*57</sup>」が2016（平成28）年3月に見直され、また、本市の行政経営の最上位計画である「第2次加東市総合計画<sup>\*43</sup>」を2018（平成30）年3月に策定しています。

このような状況を踏まえ、本市全体にわたる都市計画を展望し、都市づくりの長期的な方向性を示すため、加東市都市計画マスタープランの見直しを行います。

### 3) 位置付け

加東市都市計画マスタープランの位置付けは、以下のとおりです。



■加東市都市計画マスタープランの位置付け

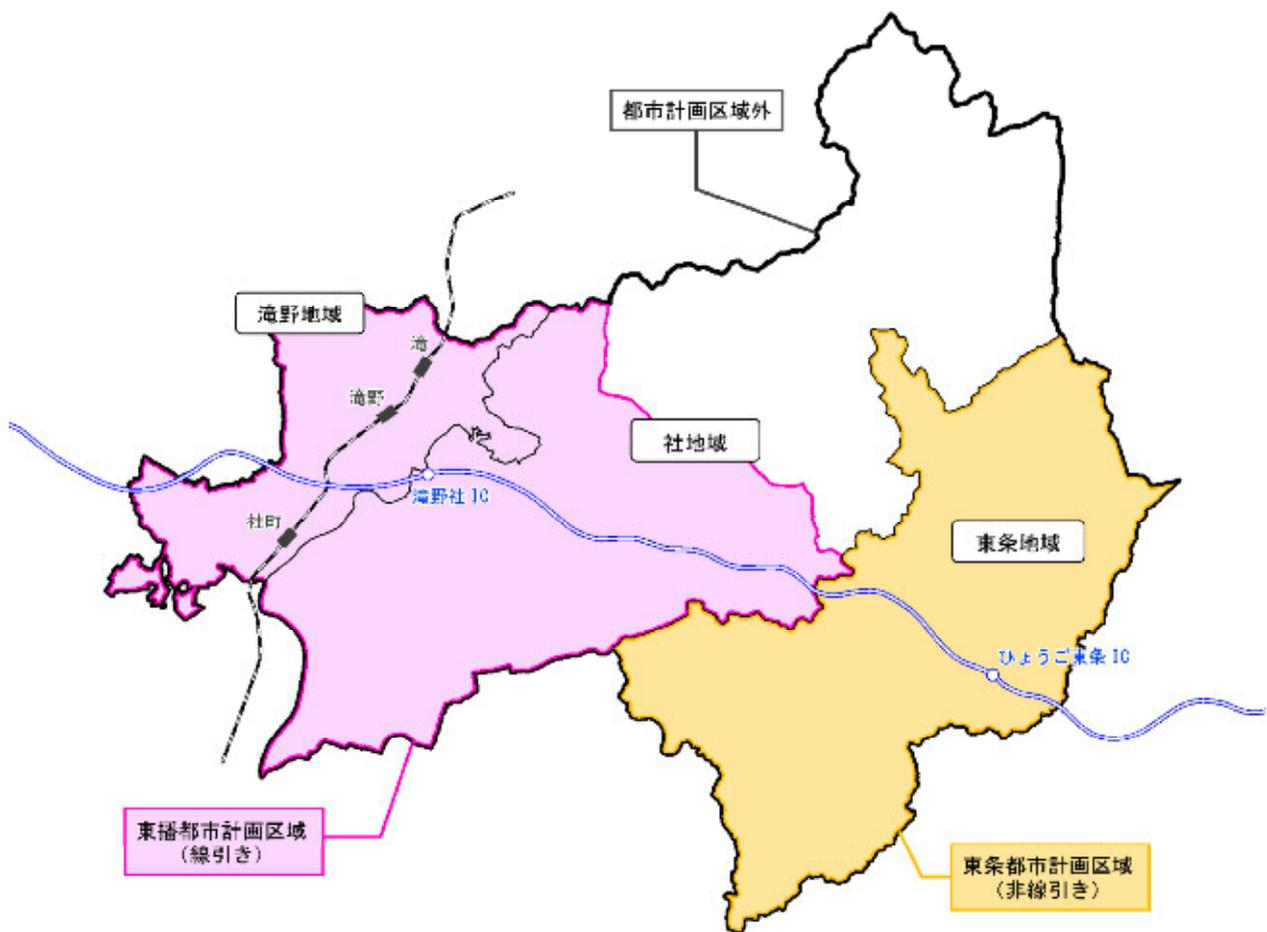
## 4) 目標年次

第2次加東市総合計画\*<sup>43</sup>（基本構想）の計画期間が2027（平成39）年度までであることを踏まえ、加東市都市計画マスタープランは、概ね20年後の都市の将来像を展望した上で、目標年次を2027（平成39）年度とします。

## 5) 対象区域

都市計画マスタープランの対象区域は、都市計画区域\*<sup>56</sup>が基本となります。

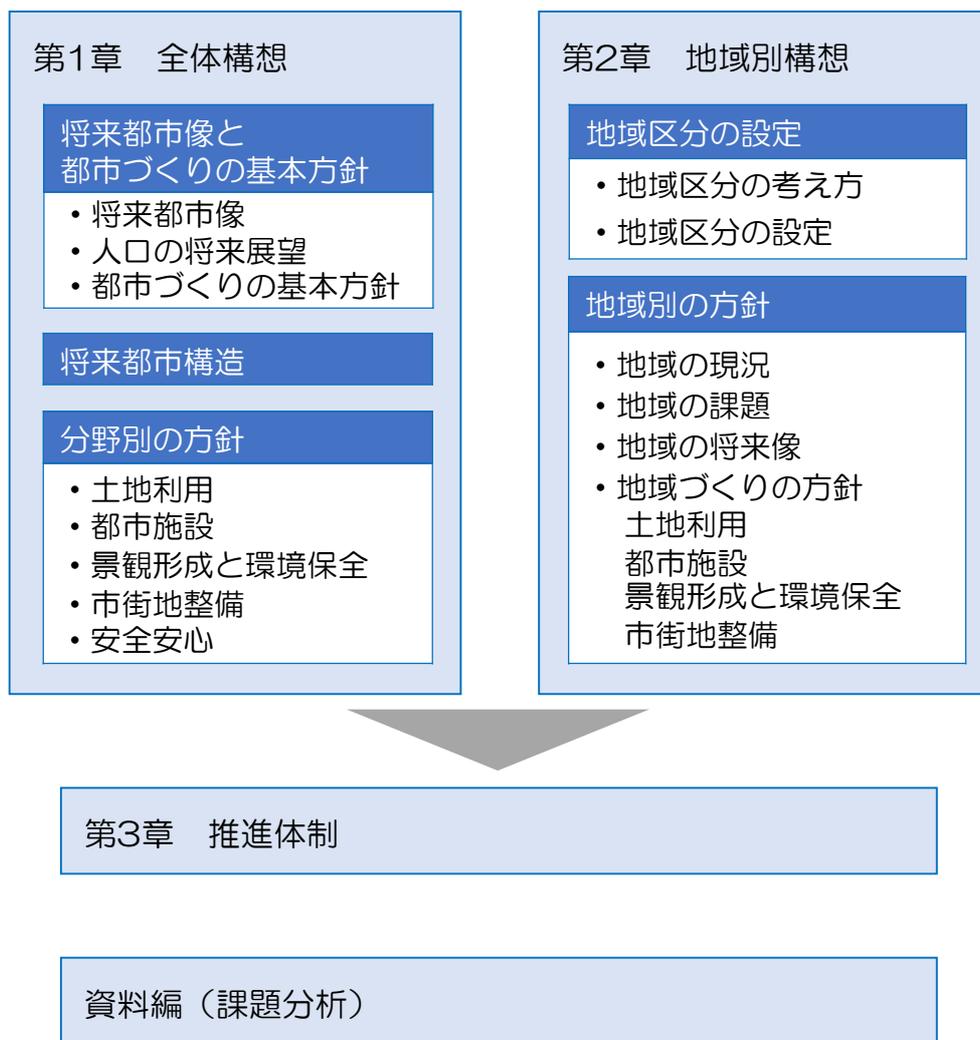
本市では、市域の一部が都市計画区域外\*<sup>56</sup>となっていますが、加東市都市計画マスタープランは、市全体の都市づくりの方向性を示し、その実現を図るものであるため、都市計画区域外\*<sup>56</sup>を含む市全域を対象とします。



■加東市都市計画マスタープランの対象区域

## 6) 構成

加東市都市計画マスタープランは、将来都市像、土地利用及び都市施設などのあり方を示す「全体構想」と、市域を3つの地域に分け、地域別の都市づくりの方針などを示す「地域別構想」、都市づくりの実現に向けた体制の考え方を示す「推進体制」で構成します。



■加東市都市計画マスタープランの構成

## 7) 加東市都市計画マスタープランの成果

加東市都市計画マスタープランの見直しに当たっては、これまでの成果を点検・評価し、引き継ぐべき課題及び取組を見極めることが重要です。

そのため、加東市都市計画マスタープランの成果として、2009（平成 21）年度から 2018（平成 30）年度までの都市づくりにおいて、「達成できたこと」を中心に示します。

※ここで示す施策体系・施策分野は、これまでの加東市都市計画マスタープランの体系・分野であり、見直し後の施策体系・施策分野とは異なります。

### 1. 土地利用の方針

施策分野	成果
都市的 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業・業務地については、社地域の国道 175 号沿道及びやしろショッピングパーク Bio 周辺に店舗などが集積しつつありますが、大幅な都市機能<sup>*55</sup>の充実に至っておらず、引き続き活性化に向けた取組が必要です。</li> <li>・工業地については、既存工業団地の事業用地が完売し、新たな工業団地の候補地の調査・検討を行っています。</li> <li>・住宅地については、民間開発の誘導により宅地開発が進みました。また、東条地域の天神東掎鹿谷土地区画整理事業<sup>*65</sup>を実施しましたが、未利用地が残っており、地区計画<sup>*50</sup>により土地利用を誘導しています。</li> </ul>
自然的 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域<sup>*29</sup>では、特別指定区域<sup>*54</sup>を指定しました。</li> <li>・ほ場整備<sup>*76</sup>などの農地整備や担い手の育成などに取り組んでいます。</li> </ul>

### 2. 都市施設整備の方針

施策分野	成果
道路の 整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路<sup>*61</sup>社外環状線（国道 372 号）や主要地方道神戸加東線、その他一般県道などの整備を県と連携し、順次行いました。</li> <li>・神戸方面への広域的なネットワークを形成するための高規格道路の整備について検討を行っています。</li> </ul>
公共交通の 整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR 加古川線の各駅において、スロープや点字ブロックなどを設置しました。</li> <li>・周辺市町と連携しながら既存のバス路線を確保するとともに、市町村運営有償運送（自主運行バス）<sup>*31</sup>を導入しています。</li> </ul>
公園・緑地の 整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南山地区の星の里公園などを整備し、都市公園<sup>*62</sup>として供用開始しています。</li> </ul>
下水道の 整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化<sup>*51</sup>を踏まえた計画的な下水道施設の維持管理や更新などに取り組んでいます。</li> <li>・公共下水道<sup>*21</sup>や農業集落排水<sup>*67</sup>などへの接続を促進した結果、水洗化</li> </ul>

施策分野	成 果
	率は94%を超えました。
河川の整備方針	・国・県とともに加古川の河川改修事業を進めており、引き続き事業の早期完了に向けて取り組んでいきます。
その他都市施設の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道は、一部業務の民間委託などにより、安定的な運営を図っています。</li> <li>・ごみ処理については、広域的な処理体制の構築に取り組んでいます。</li> <li>・東条地域において小中一貫校の整備を進めており、計画に沿って社地域、滝野地域においても順次整備します。</li> </ul>

### 3. 都市環境及び自然景観の方針

施策分野	成 果
都市環境の形成方針	・地区計画 <sup>*50</sup> や県の景観条例 <sup>*14</sup> などの運用により、地域の特性に応じた住環境や景観の形成を図っています。
自然景観と歴史空間の保全方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田園集落においては、県の緑条例<sup>*77</sup>などに基づき、無秩序な開発を規制するとともに、都市計画区域内<sup>*56</sup>の農地については、農地及び農業用施設の有する多面的機能の維持・管理を図るため、交付金などを活用し支援を行いました。</li> <li>・都市計画区域内<sup>*56</sup>の森林について、森林法<sup>*37</sup>及び地域森林計画<sup>*49</sup>に基づき、森林の保全管理に努めています。</li> </ul>

### 4. 市街地整備の方針

施策分野	成 果
既成市街地の整備	・社地域の市街地では、都市再生整備計画 <sup>*63</sup> に基づき、道路や公園などの整備を行いました。
住宅地開発の誘導	・老朽化した市営住宅のうち、高岡団地、小元団地の建替えを行いました。

### 5. 安心・安全のまちづくり方針

施策分野	成 果
安心・安全のまちづくり方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所の施設整備などにより、防災拠点の機能強化を図りました。</li> <li>・かとう安全安心ネット<sup>*8</sup>や防災行政無線<sup>*75</sup>などを整備し、緊急情報システムの充実を図りました。</li> <li>・通学路交通安全プログラム<sup>*52</sup>を推進し、通学路の安全対策を順次実施しています。</li> <li>・建築物の不燃化・耐震化<sup>*74</sup>を促進しています。</li> </ul>

## 8) 本市の現況と課題

### (1)本市の現況

#### ①地理及び交通網

##### ア) 位置・地勢

本市は、兵庫県中央部やや南よりに位置し、東は篠山市と三田市、南は三木市と小野市、西は加西市、北は西脇市と接しており、総面積は157.55km<sup>2</sup>です。



■位置図

##### イ) 広域交通網

道路網は、市の東西を中国縦貫自動車道が横断し、「ひょうご東条インターチェンジ」と「滝野社インターチェンジ」の2つの玄関口を有しています。加えて、兵庫県の幹線道路である国道175号が南北を、国道372号が東西をつなぎ、広域交通の要衝となっています。

鉄道網は、市の西部を南北にJR加古川線が通っています。



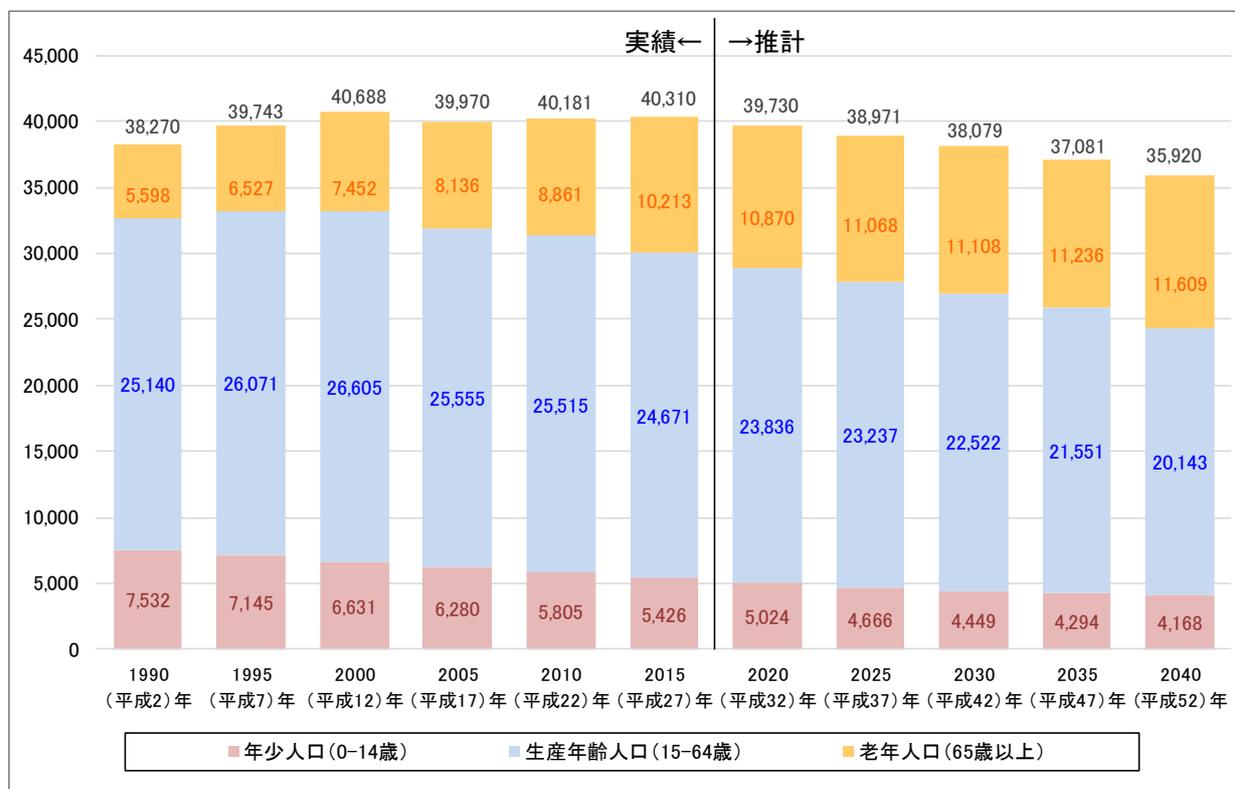
■本市周辺の交通網

資料：加東市

## ②人口の動向

本市の総人口は、2000（平成12）年に40,688人でピークを迎えるまで緩やかに増加し、それ以降、横ばいで推移しています。全国の多くの都市で人口減少が進んでいる中、本市は2015（平成27）年に40,310人と4万人台を維持しており、現段階では減少傾向は見られません。なお、本市に居住している外国人住民が近年増加しており、人口が維持されている要因の一つになっています。

本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の人口推計手法に準拠した推計によると、2020（平成32）年以降、緩やかに減少し、2040（平成52）年には35,920人に減少すると予測されます。今後、年少人口<sup>\*66</sup>、生産年齢人口<sup>\*42</sup>は減少傾向が続きますが、老年人口<sup>\*80</sup>は増加傾向が続く見込みであり、さらに高齢化が進むと予測されます。



■総人口及び年齢3区分人口の将来推計

資料：総務省「国勢調査」1990（平成2）年～2015（平成27）年、  
加東市「国立社会保障・人口問題研究所の人口推計手法準拠による推計」

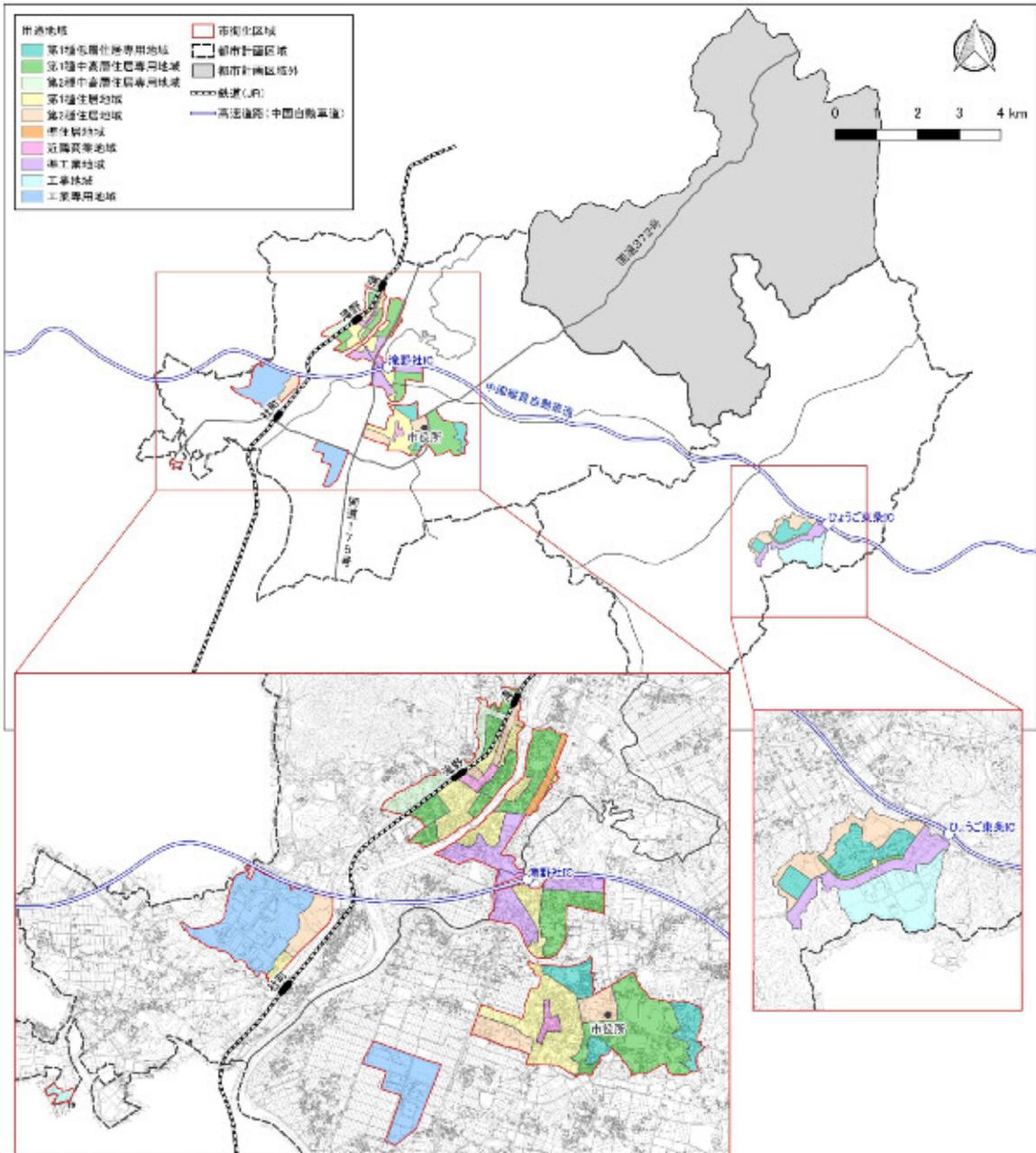
### ③都市計画

#### ア) 区域区分・地域地区の指定

社地域の一部と滝野地域の全域に東播都市計画区域\*56（線引き\*11）、東条地域に東条都市計画区域\*56（非線引き\*73）が指定されています。

また、3地域全てに用途地域\*79が指定され、用途地域\*79面積の合計は747.2haとなり、面積比を見ると、住居系の用途地域\*79が多くなっています。

	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
面積 (ha)	69.0	158.9	29.0	118.5	84.0	7.6	8.9	83.0	60.3	128.0
面積比	9.2%	21.3%	3.9%	15.9%	11.2%	1.0%	1.2%	11.1%	8.1%	17.1%
合計：747.2 ha										



■用途地域の指定状況

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

## イ) 地区計画の指定

東播都市計画区域<sup>\*56</sup>では3地区、東条都市計画区域<sup>\*56</sup>では2地区で地区計画<sup>\*50</sup>を定めています。このうち天神東掎鹿谷地区は、用途地域<sup>\*79</sup>の指定はありませんが、地区計画<sup>\*50</sup>を定めて建築物の用途を制限することにより、計画的な土地利用を図っています。

■地区計画の指定状況

都市計画区域名称	地区名	面積(ha)	指定年月
東播都市計画区域	河高西地区	5.2	1994(平成6)年6月
	宮ノ下地区	9.9	1994(平成6)年12月
	高岡地区	3.3	2018(平成30)年3月
東条都市計画区域	南山地区	158.5	1988(昭和63)年10月
	天神東掎鹿谷地区	8.9	2014(平成26)年3月

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

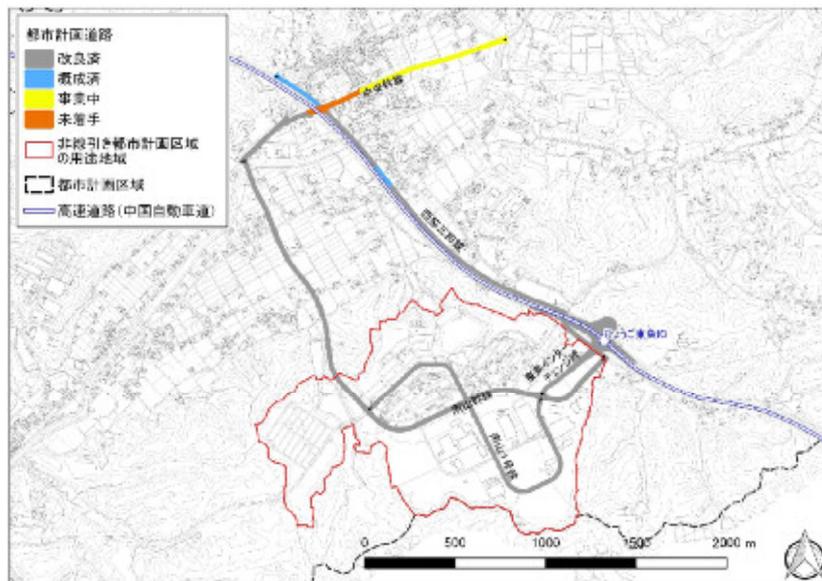
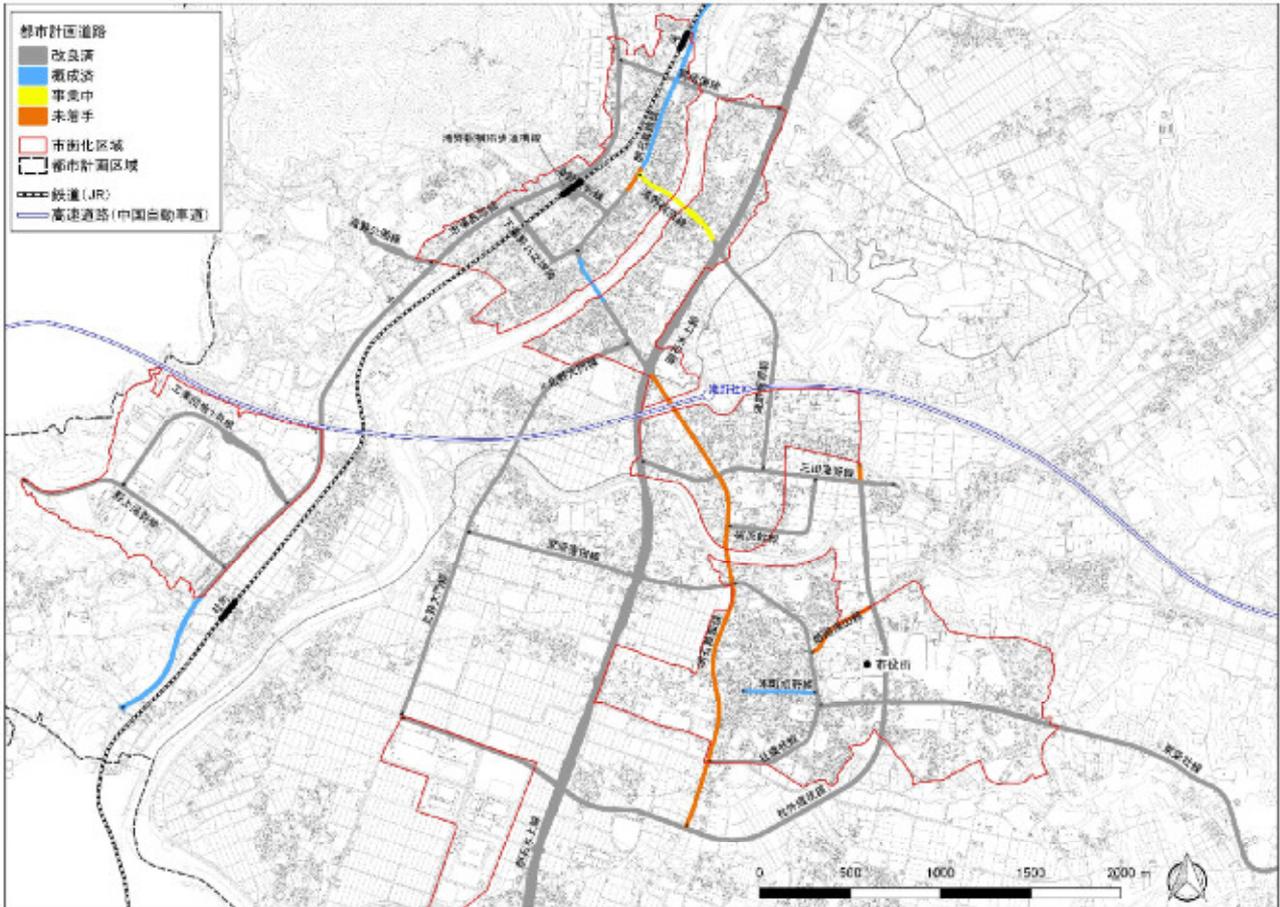
## ウ) 都市計画道路

東播都市計画区域<sup>\*56</sup>において43.74km、東条都市計画区域<sup>\*56</sup>において9.71kmの都市計画道路<sup>\*61</sup>が決定されており、改良済延長は、それぞれ34.18km(改良率78.1%)、8.08km(改良率83.2%)となっています。

東播都市計画区域<sup>\*56</sup>では、国道175号などの主要幹線は概ね改良済ですが、中心市街地を通る都市計画道路<sup>\*61</sup>明石舞鶴線（一般県道東古瀬穂積線）などで未着手又は概成済路線が残っています。東条都市計画区域<sup>\*56</sup>では、天神地区の幹線となる都市計画道路<sup>\*61</sup>中央幹線が整備中であり、その他の路線は概ね改良済です。

都市計画区域名称	都市計画道路		
	総延長(km)	改良済延長(km)	改良率
東播都市計画区域	43.74	34.18	78.1%
東条都市計画区域	9.71	8.08	83.2%

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）



■ 都市計画道路の整備状況（上：東播都市計画区域 下：東条都市計画区域）

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

## 工) 公園・緑地

供用済の都市計画公園\*59(街区公園\*7、近隣公園\*10、総合公園\*44、広域公園\*19、緑地)を都市計画区域\*56に分けて整理すると、以下のとおりです。

また、本市は、都市計画区域\*56の人口一人当たり都市計画公園\*59の面積が53.48㎡と、全国平均の8.02㎡、県の8.23㎡と比較すると非常に高く、公園が充実しているといえます。

■都市計画公園・緑地の供用状況

都市計画 区域名称	街区公園		近隣公園		総合公園		広域公園		緑地	
	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha
東播 都市計画区域	8	1.46	1	3.0	2	16.0	1	181.7	1	1.8
東条 都市計画区域	4	1.0	2	3.8	-	-	-	-	-	-

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

■一人当たり都市計画公園・緑地面積（全国・兵庫県との比較）

	都市計画区域の人口 (人)	都市計画公園・緑地の面積 (ha)	一人当たり公園面積 (㎡/人)
全 国	119,465,566	95,853.98	8.02
兵庫県	5,319,423	4,378.01	8.23
加東市	39,038	208.76	53.48

資料：総務省「国勢調査」2015（平成27）年、国土交通省「都市計画現況調査」2016（平成28）年、加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

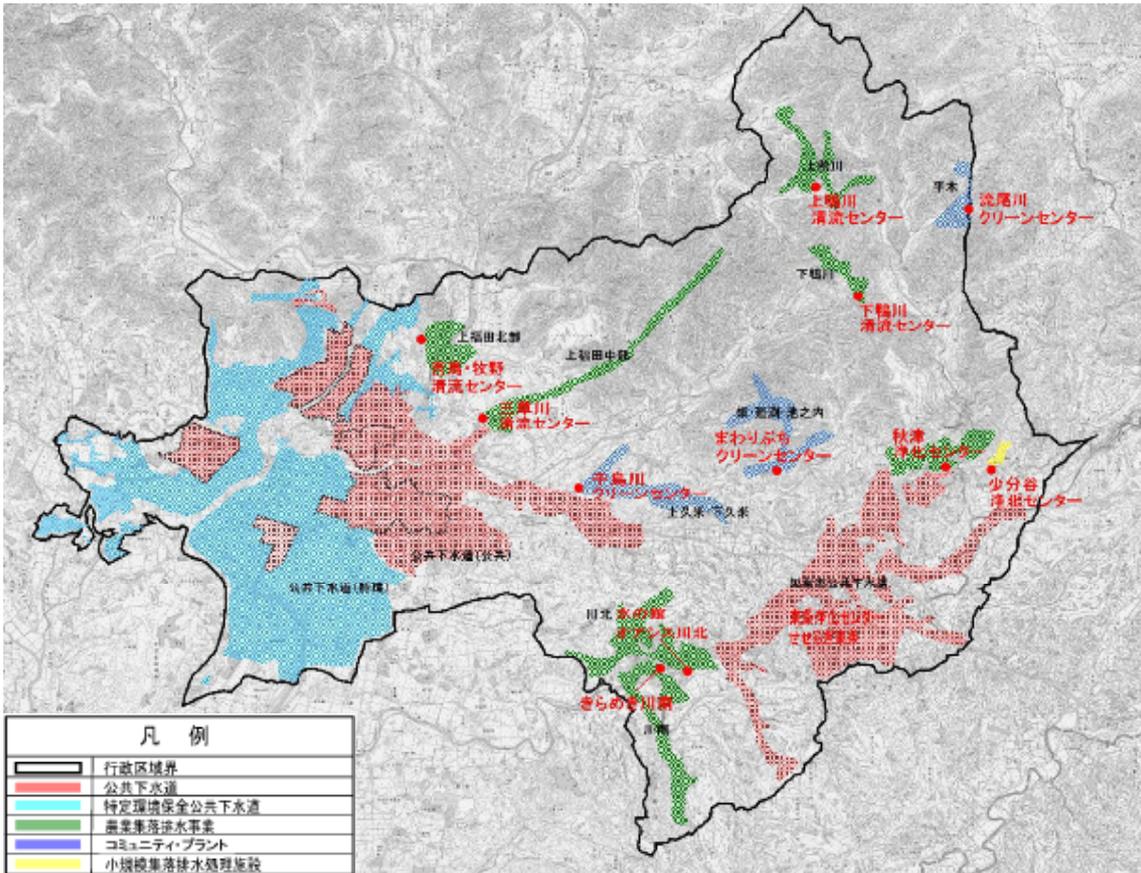
## オ) 公共下水道

公共下水道\*21は、東播都市計画区域内\*56で2,709ha、東条都市計画区域内\*56で395haが計画決定されており、供用処理区域はそれぞれ1,437ha、320haで、整備率は56.6%となっています。

■公共下水道の供用状況

都市計画区域名称	計画処理区域 (ha)	供用処理区域 (ha)	整備率
東播都市計画区域	2,709	1,437	53.0%
東条都市計画区域	395	320	81.0%
計	3,104	1,757	56.6%

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）



■ 下水道処理施設の整備状況

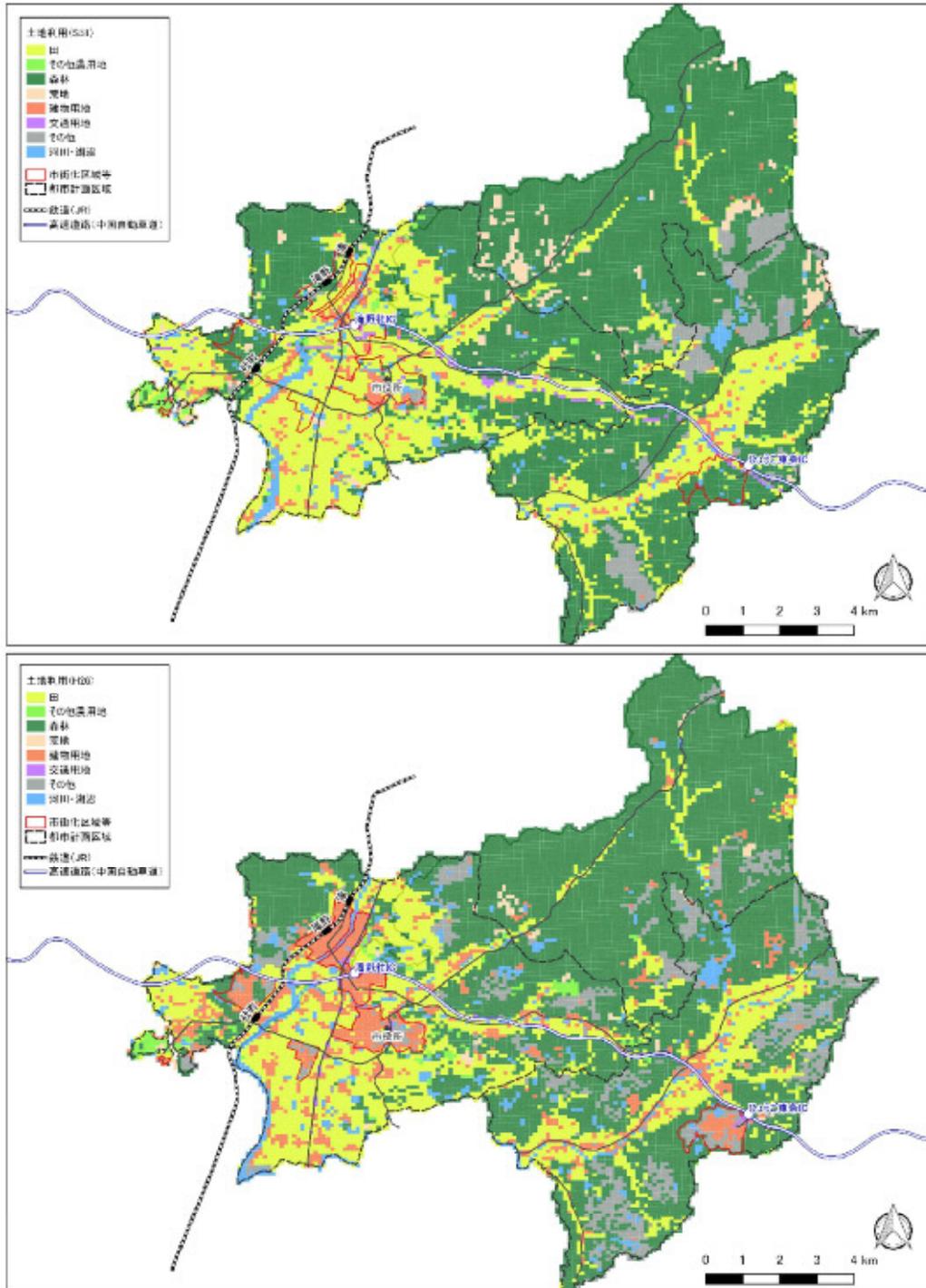
資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

#### ④土地利用

##### ア) 土地利用動向

100mメッシュごとの土地利用状況について、1976（昭和51）年、2014（平成26）年で比較すると、建物用地が顕著に増加していることが分かります。

特に、市街化区域等（市街化区域\*<sup>28</sup>及び用途地域\*<sup>79</sup>）内において建物用地が増加していますが、市街化調整区域\*<sup>29</sup>でももとは田であった箇所や、東条地域の天神地区周辺などで建物用地が増加しており、都市的土地利用が拡散している様子がうかがえます。

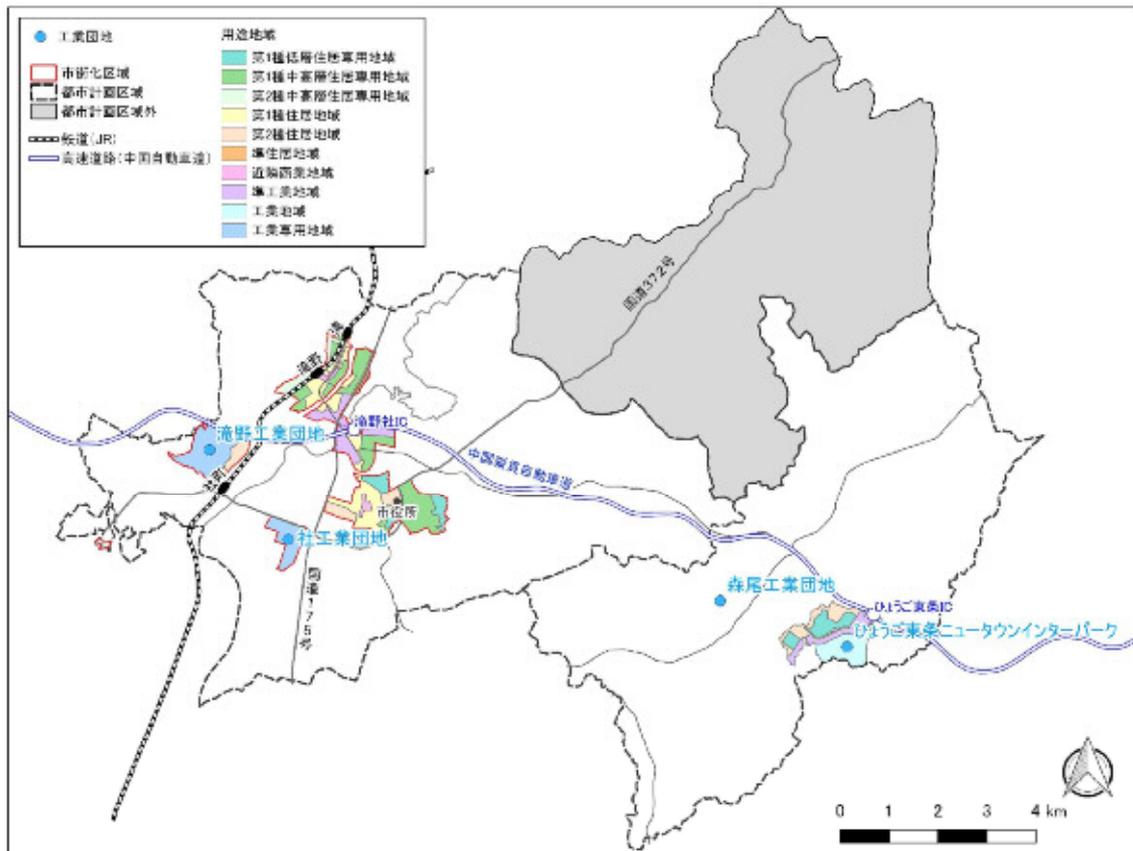


■土地利用細分メッシュ（上：1976（昭和51）年、下：2014（平成26）年）

資料：国土交通省「国土数値情報（土地利用細分メッシュ）」

## イ) 工業団地

本市には、社工業団地、滝野工業団地、森尾工業団地、ひょうご東条ニュータウンインターパークの4つの工業団地があります。いずれの工業団地も用地は完売しています。



■工業団地の立地状況

資料：加東市

## ウ) 空家

総務省の「住宅・土地統計調査（2013（平成25）年）」による「住宅総数」に占める「空家（売買や賃貸用の住宅を除いた「その他の住宅」に分類されるもの）」の割合を見ると、兵庫県で5.4%、北播磨圏内で7.5%に対し、本市では8.7%という状況でした。

市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法<sup>\*2</sup>」が2015（平成27）年5月に施行されたことを受け、空家などの活用実態調査を行った後に、「加東市空家等対策計画<sup>\*1</sup>」の策定とあわせて「危険な空家の解体撤去」と「空家の利活用」の両面から空家対策に取り組んだところ、2018（平成30）年10月末現在、本市の空家率は6.9%となりました。

しかしながら、依然として国・県の平均よりも高く、空家の発生抑制や有効活用といった対策を引き続き実施する必要があります。

## 工) 特別指定区域の指定

兵庫県では、市街化調整区域\*<sup>29</sup>における適切な土地利用を促進し、地域の維持・活性化を図るため、特別指定区域制度\*<sup>54</sup>を創設しています。特別指定区域制度\*<sup>54</sup>は、都市計画法第34条第12号及び兵庫県の都市計画法施行条例に基づき、市街化を促進しないことを前提に、市町の土地利用計画と連携して市街化調整区域\*<sup>29</sup>における一定の開発行為が許可されるものです。

特別指定区域\*<sup>54</sup>には9種類のメニューがあり、そのうち本市では「駅、バスターミナル等周辺区域」を1地区（JR社町駅周辺）、「地域活力再生等区域」を37地区、「工場等誘導区域」を3地区指定しています。

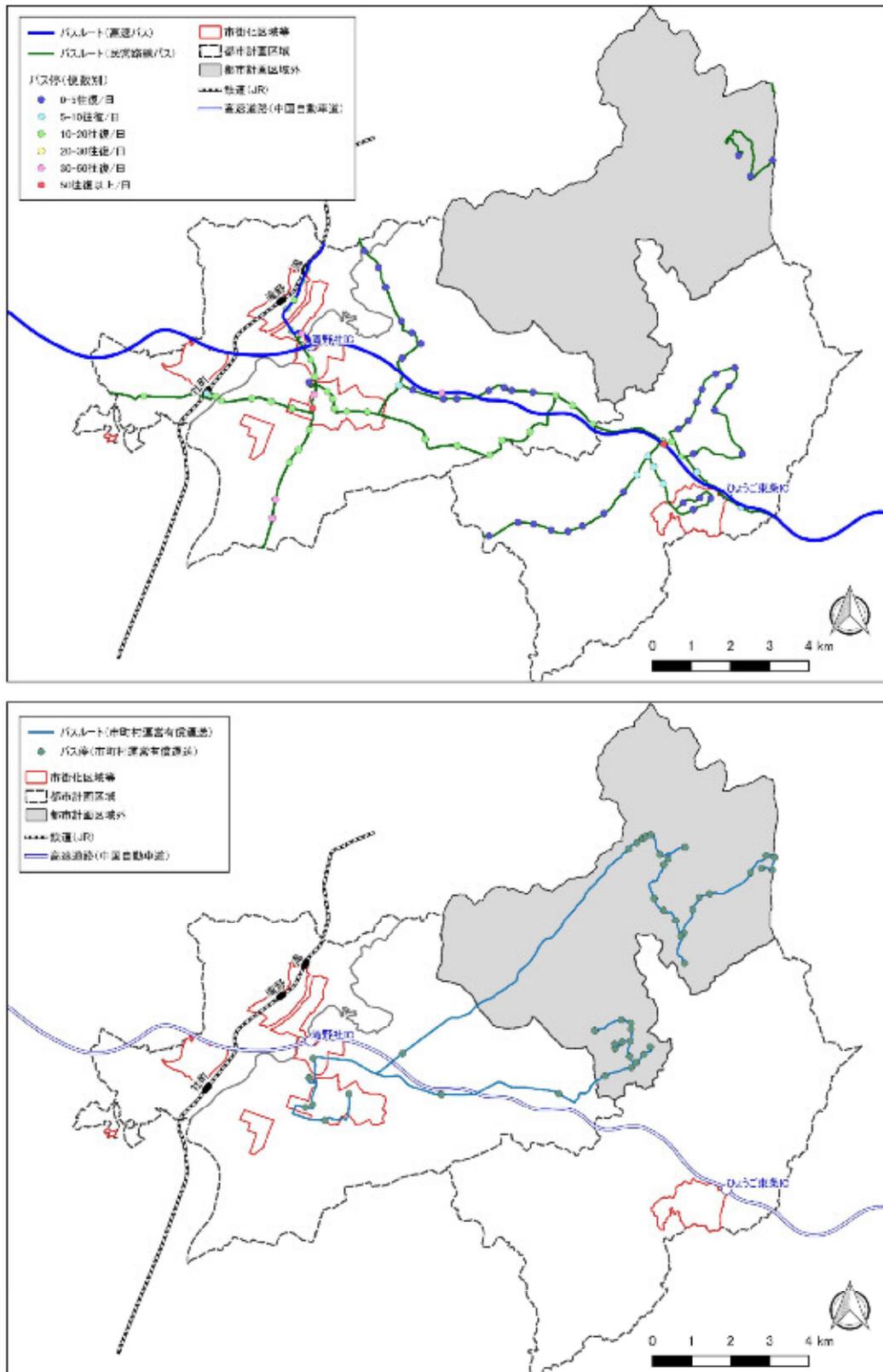
■特別指定区域の指定状況

区 分* <sup>54</sup>	対象建築物	本市の指定状況	
駅、バスターミナル等周辺区域	駅、バスターミナル等の利用者の利便性の向上に資する建築物	河高地区（JR社町駅周辺）	2012（平成24）年3月30日指定
地域活力再生等区域	当該区域における居住者の定着又は生活の安定に資する建築物	37地区 （社地域：29地区、滝野地域：8地区） ※いずれも地縁者の住宅区域	2010（平成22）年1月8日指定
工場等誘導区域	製造業等に係る雇用又は就業の機会の創出に資する建築物	沢部、東古瀬地区 ※既存事業所の拡張区域	2012（平成24）年3月30日指定
		出水地区 ※既存事業所の拡張区域	2017（平成29）年7月14日指定

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

## ⑤公共交通

既存の公共交通である鉄道、民営路線バス、タクシーの維持確保に取り組むとともに、市町村運営有償運送（自主運行バス）\*31を導入しています。



■公共交通路線の状況（上：民営路線バス 下：市町村運営有償運送）

資料：加東市「加東市地域公共交通網形成計画」、神姫バスホームページ

## (2)市民意識調査

### ①調査の概要

本市では、第2次加東市総合計画\*43の策定に当たり、本市の印象、政策・施策などに対する市民の認識やニーズを把握するため、2017（平成29）年7月から8月にかけて市民意識調査（アンケート）を実施しました。

ここでは、都市計画マスタープランに関係の深い調査結果について掲載します。

#### ■市民意識調査の概要

調査対象	加東市内に在住の満18歳以上の方を無作為に抽出
標本数	4,000人
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	2017（平成29）年7月～2017（平成29）年8月
回収状況	有効回答数：1,178件 有効回答率：29.5%

### ②調査の結果

Q：加東市の好きなところ・誇れるところ／よくないところ・改善すべきところはどれですか？（それぞれ3つまで選択可）

『好きなところ・誇れるところ』に選ばれた項目は、「自然環境」が突出して多く、この他、「買い物」、「住環境」、「交通」などが選ばれています。

一方、「買い物」、「交通」は、『よくないところ・改善すべきところ』としても選ばれており、評価は分かれています。広域交通の利便性は高いものの公共交通での市内移動は不便、といった本市の特徴が影響したものと考えられます。

他に、『よくないところ・改善すべきところ』としては、「雇用環境」、「余暇を楽しむ場所」、「病院などの医療施設」などが選ばれています。

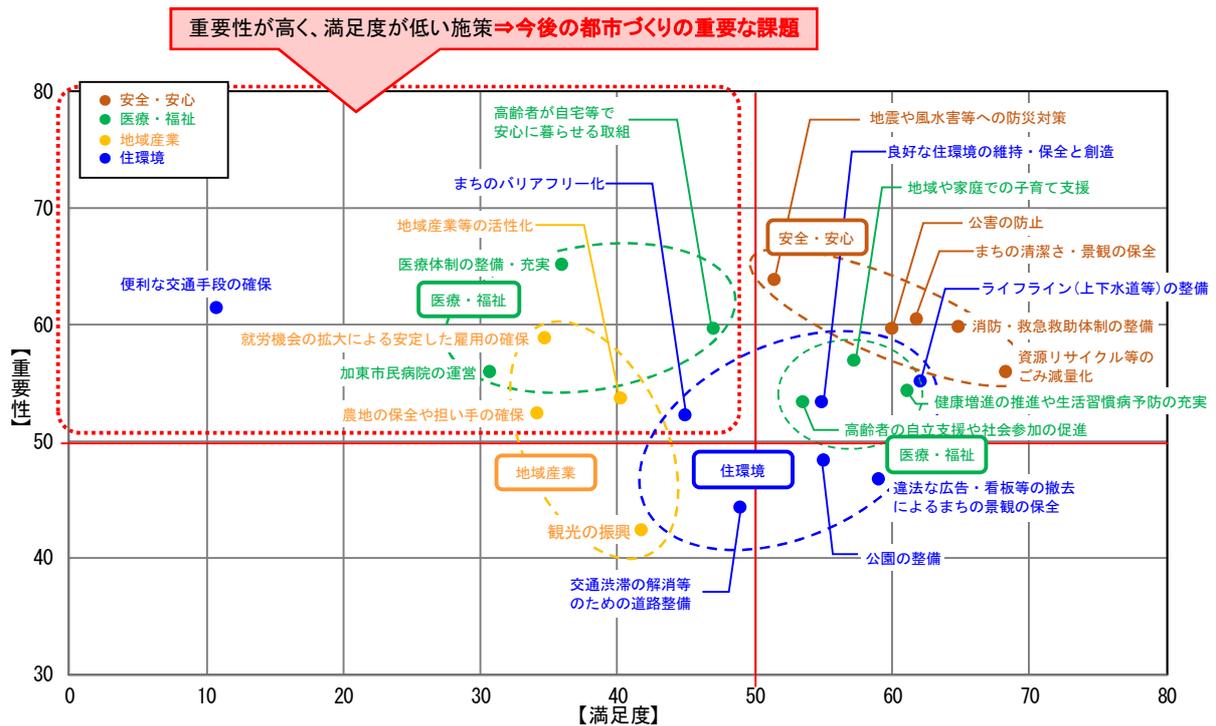


■加東市の印象

Q：本市が取り組む（取り組もうとしている）施策の満足度、重要性について、それぞれ評価してください。（満足度と重要性の各5段階評価）

次の4分野・22施策について、横軸に満足度、縦軸に重要性をとり、これら施策の分布状況を分析しました。

分野1	安全・安心	分野2	医療・福祉
分野3	地域産業	分野4	住環境



■各施策の満足度及び重要性

満足度、重要性ともに高い施策として、「まちの清潔さ・景観の保全」、「公害の防止」、「資源リサイクル等のごみ減量化」、「消防・救急救助体制の整備」、「地震や風水害等への防災対策」といった【安全・安心】の項目や、「良好な住環境の維持・保全と創造」、「ライフラインの整備」といった【住環境】の項目があります。

重要性が高いものの、満足度が低い施策として「高齢者が自宅等で安心して暮らせる取組」、「医療体制の整備・充実」、「加東市民病院の運営」といった、【医療・福祉】分野のうち、医療施設に関連する項目や「農地の保全や担い手の確保」、「地域産業等の活性化」、「就労機会の拡大による安定した雇用の確保」といった【地域産業】の項目、「便利な交通手段の整備」といった【住環境】の項目があります。

### (3)都市づくりの主要課題

上位計画で求められる方向性やこれまでの加東市都市計画マスタープランの成果、都市の現況分析及び市民意識調査の結果などを踏まえて、都市づくりの主要課題を整理します。

#### ■上位計画で求められる方向性

東播磨地域都市計画 区域マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンパクトな市街地の形成、隣接する都市間での機能分担、鉄道駅周辺や国道175号周辺における都市機能の確保</li> <li>今後更新時期を迎える医療・福祉施設や公共施設などの最適化</li> <li>現在の市街地を中心とした人口密度の維持</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
第2次加東市 総合計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能を集約（充実）する拠点やゾーンの形成、道路・交通ネットワークの形成などによる多極ネットワーク型の都市構造の創造</li> <li>災害に強いまち、都市基盤が整った安全快適でにぎわいのあるまちの実現</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>



#### ■加東市都市計画マスタープランの成果／都市の現況分析／市民意識調査 より求められる方向性

人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子高齢化を見据えた都市づくりや地域・地区ごとに必要な施策の検討が必要。</li> <li>地域産業の振興が求められており、雇用の確保から定住の促進につなげることが必要。</li> </ul>	
土地利用	都市的 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地の魅力向上と活性化のために、都市機能のさらなる集積が必要。</li> <li>新たな工業用地の創出など、雇用確保に向けた土地利用の検討が必要。</li> <li>市街地における低・未利用地の利活用が必要。</li> <li>全市的な空家対策（発生抑制・利活用の検討）が必要。</li> </ul>
	自然的 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別指定区域制度などを活用し、集落の維持・活性化が必要。</li> <li>農業の担い手育成や耕作放棄地の対策が必要。</li> </ul>
都市施設	道路・ 公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内外をつなぐ連携軸の機能強化に向けた道路整備が必要。</li> <li>高齢化の進行により、自家用車で移動できなくなる人の増加が予想されることから、交通弱者への配慮が必要。</li> <li>公共交通の充実が求められており、事業者だけでなく地域住民と連携しながら持続可能な地域公共交通ネットワークを形成することが必要。</li> </ul>
	公園・ 緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園は充実しており、今後は既存公園の維持管理や多面的な利活用が必要。</li> </ul>
	下水道・ 河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設の改修・維持管理とともに、下水処理の効率化のため、農業集落排水施設などの公共下水道への接続が必要。</li> <li>国や県と連携しながら、加古川の河川改修事業を推進することが必要。</li> </ul>
都市環境 自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特性に応じた景観形成が必要。</li> <li>本市の魅力として自然環境が高く評価されており、今後も適切な保全が必要。</li> </ul>	
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>加古川の河川改修事業を推進し、災害に備えた安全確保が必要。</li> <li>防災拠点の充実や避難路の確保、住民との協働による防災体制の確立が必要。</li> </ul>	



#### ■都市づくりの主要課題

- 人口減少や高齢化への対応
- 特性を活かした都市機能・産業の集積
- 拠点間の連携と近隣都市との連携を実現するネットワークの形成
- 既存ストックの適切な維持管理と利活用
- 市街地整備と連動した安全・安心な都市づくり

### ①人口減少や高齢化への対応

人口減少の進行は、全般的に市街地の人口密度の低下につながり、これにより、生活利便施設\*<sup>41</sup>などを利用する人が減少するなど、都市機能\*<sup>55</sup>の維持が困難化する要因となります。また、少子高齢化の進行は、生産年齢人口\*<sup>42</sup>の減少などによる市税収入の減少や社会保障費\*<sup>32</sup>の増大をもたらし、財政面にも大きな影響を及ぼす要因となります。

こうしたことから、中心市街地の魅力向上や地域の活性化を図るためには、都市機能\*<sup>55</sup>を維持・誘導し、その周辺において人口密度を維持するような都市構造を創造することが必要です。

また、高齢化の進行によって、自家用車などで移動できなくなる人の増加が予測されることから、地域公共交通ネットワークの充実など、交通弱者への配慮が必要です。

### ②特性を活かした都市機能・産業の集積

本市は、広域交通の結節点となっており、その周辺には生活利便施設\*<sup>41</sup>などが立地するほか、市内4か所の工業団地は、地域産業を支える雇用の場となっています。このような特性を活かし、中心市街地や都市基盤が整備された地域の拠点において、さらなる都市機能\*<sup>55</sup>の集積が必要です。また、雇用の確保と地域産業活性化のため、新たな工業団地の創出が必要です。

### ③拠点間の連携と近隣都市との連携を実現するネットワークの形成

持続可能な都市づくりに向けて、市内各拠点間や近隣市町との連携を図るための道路ネットワークや地域公共交通ネットワークの形成が必要です。

### ④既存ストック\*<sup>9</sup>の適切な維持管理と利活用

市街地を中心に概ねの地域でインフラなどの都市基盤が整備されていますが、一方で、これらの都市基盤や公共施設などは老朽化が進んでいることから、適切な維持管理に努めているところです。今後も長期的な視野のもと、日常点検や補修に加え、施設の長寿命化\*<sup>51</sup>に取り組むことが必要です。

また、空家や空店舗などの適切な維持管理を促すための対策と、これらをまちのストックと捉えて、有効な利活用を図ることが必要です。

## ⑤市街地整備と連動した安全・安心な都市づくり

本市を南北に流れる加古川沿川では、大雨などによる水害が発生しています。また、市街地に近接する山林には、土砂災害の危険性がある区域として指定されている箇所があります。

近年、全国的に自然災害はますます激甚化しており、国・県と連携して取り組んでいる加古川の河川改修事業の早期完成を図るとともに、雨水排水施設\*4の整備を推進するなど、市街地の整備と連動し、安全・安心な都市づくりを進める必要があります。あわせて、日頃からの避難体制の充実など、事前防災の観点からソフト対策に取り組むことが必要です。

# 第1章 全体構想

序章  
はじめに

第1章  
全体構想

第2章  
地域別構想

第3章  
推進体制

資料編

# 1 将来都市像と都市づくりの基本方針

## 1) 将来都市像（都市づくりのテーマ）

本市がこれまで培ってきた豊かな自然や良好な住環境、充実した教育環境などを活かして、これからの都市づくりを展開し、後世に継承していくための「将来都市像（都市づくりのテーマ）」を以下のように定めます。

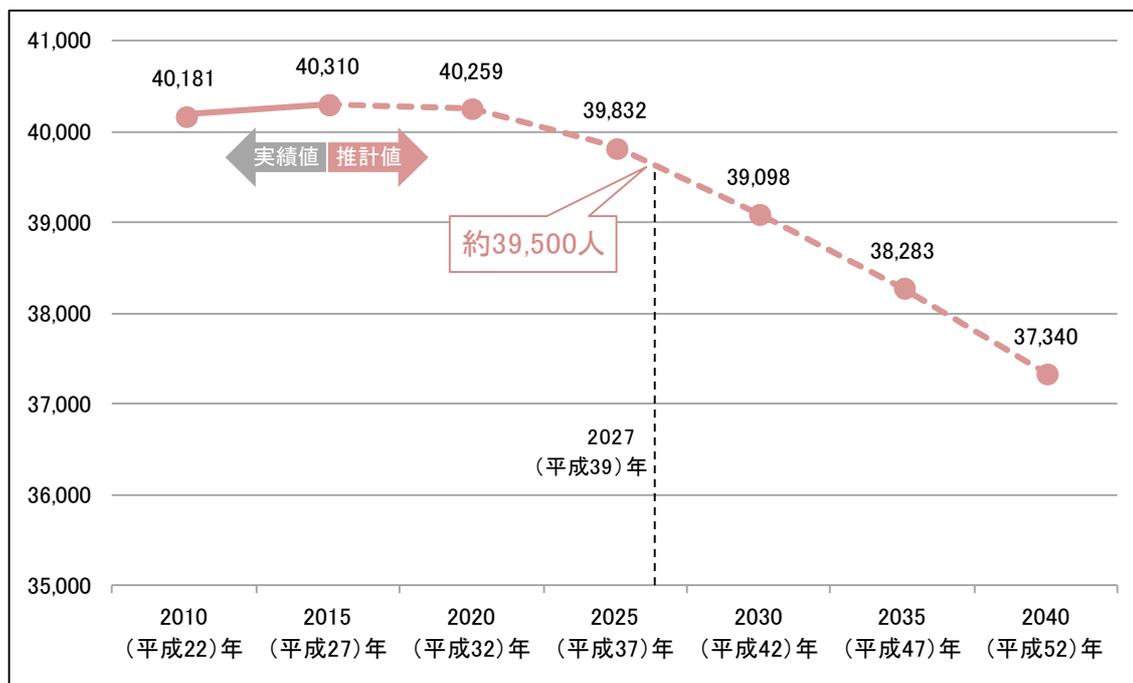
まち・ひと・しごとが  
自然とともに発展するまち 加東

「まち（都市機能<sup>\*55</sup>）」、「しごと（工業団地や農業、伝統産業）」、豊かな「自然（みどり）」を資源に、新たな「ひと」の流れを生み出し、人口減少社会にあっても、多様な「ひと」が暮らし続ける、持続可能な都市づくりを展望します。

## 2) 人口の将来展望

第2次加東市総合計画\*<sup>43</sup>及び加東市人口ビジョン\*<sup>35</sup>では、魅力ある快適で住みよいまちを創造することで、人口減少をできる限り緩やかにし、2027（平成39）年に40,000人以上の人口を目指すとしています。

目標人口の達成を目指して、都市づくりの施策を講じていきます。



■人口推計

資料：加東市「第2次加東市総合計画」、「加東市人口ビジョン（改訂）」

### 3) 都市づくりの基本方針

本市が目指す将来都市像を実現していくために、次の5つの基本方針を定めます。

#### ①ひと・しごとが集まる利便性の高い都市づくり

中心市街地であるやしろショッピングパーク Bio 周辺においては、新たなストックを創出し、都市機能<sup>\*55</sup>が集積した利便性の高い拠点の形成を図るとともに、滝野・東条地域においても生活を支える拠点を形成することで、誰もが便利に暮らしやすい住環境の形成を図ります。

また、北播磨圏域における産業の中核都市を目指し、新たな企業の立地に向けた基盤整備と既存産業の活性化を通じて産業の競争力強化を図るとともに、農業施策と連携し、多様な主体による営農活動を促進します。

さらに、本市に居住する外国人労働者や兵庫教育大学の大学生を、地域産業やコミュニティを支える人材と捉え、積極的に連携することにより、多様な人々が集まり、住み、働くまちを目指します。



#### ②快適で暮らしやすい都市づくり

道路や上下水道など、既存の都市基盤施設の維持管理については、日常の点検や補修に加えて、施設の長寿命化<sup>\*51</sup>に資する取組を強化します。

道路については、都市計画道路<sup>\*61</sup>の整備を推進するとともに、本市と神戸方面とを結ぶ高規格道路ネットワークの実現に向けて調査・研究を進めます。



また、中国縦貫自動車道や、国道 175 号・372 号などの交通基盤を活かし、京阪神地域や近隣都市との連携を強化するとともに、市内で暮らすあらゆる人々が公共交通と徒歩や自転車により自由に移動できるよう、地域公共交通ネットワークの確保や歩道整備などを図り、快適で暮らしやすい都市づくりを進めます。

### ③自然が豊かで潤いのある都市づくり

県立播磨中央公園や東条湖周辺などの豊かな自然環境や景観を保全しつつ、地域の実情に応じて観光資源としてPRするなど、自然を活用した地域の活性化を目指します。

また、歴史文化的資源の保全と、水と緑を活かした都市景観の形成を図ることで、やすらぎと潤いのある都市づくりを進めます。



### ④安全・安心の都市づくり

ハード・ソフトの両面から防災対策や交通・防犯対策に取り組み、災害に強く、犯罪や交通事故のない生活環境を創りあげていくことで、安全・安心で快適に暮らせる都市づくりを進めます。



また、誰もが安心して快適に生活できるように、まちのバリアフリー化<sup>\*71</sup>を促進するとともに、ユニバーサルデザイン<sup>\*78</sup>の考え方に基いた都市づくりを促進します。

### ⑤協働による都市づくり

市民、事業者、NPO<sup>\*6</sup>、大学などの多様な主体が、それぞれの役割を担いつつ良好なパートナーシップのもと、地域の課題解決を図れる協働体制を構築します。



## 2 将来都市構造

加東市都市計画マスタープランにおいては、これまでに築いてきた都市基盤や都市機能<sup>\*55</sup>を活かし、本市の中心となる拠点の創出やゾーン形成を進めるとともに、それらを市内外と有機的に結ぶネットワークを構築することで、多極ネットワーク型の都市構造<sup>\*47</sup>の創造を目指します。

### まちの拠点

やしろショッピングパーク Bio 周辺は、本市における交通や交流の要衝であり、本市の顔にふさわしい役割が求められています。このため、商業・業務、交通、居住などの都市機能<sup>\*55</sup>が集積する「まちの拠点」に位置付け、交通結節機能<sup>\*23</sup>などの強化とあわせ、本市内をはじめ周辺市町から人々が集まり、にぎわい、くつろぎ、交流し、さらに、働く場となる拠点の創出を図ります。



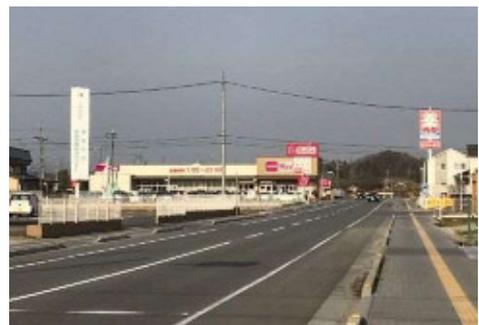
### ストック創出ゾーン



社地域、滝野地域の市街地や鉄道駅の周辺及びこれらを取り巻く範囲を「ストック創出ゾーン」として位置付け、これまでに築かれた都市基盤を維持するとともに、市街地の創造や工業団地用地の確保、道路ネットワークの形成など新たな基盤の整備、生活サービス機能のさらなる誘導により、一層活力のあるゾーン形成に取り組みます。

### 既存ストック活用ゾーン

ひょうご東条ニュータウンインターパークや天神西土地区画整理事業<sup>\*65</sup>、天神東崎鹿谷土地区画整理事業<sup>\*65</sup>の区域など、都市基盤が整備された市街地を中心とした地域を「既存ストック活用ゾーン」として位置付け、低・未利用地<sup>\*53</sup>の有効活用や日常生活に必要な生活サービス機能のさらなる誘導により、市街地の充実を図り、定住人口の増加を促進します。





### 環境保全ゾーン

各ゾーンを取り巻く、良好な田園環境や里山環境など、多様な自然環境を有する地域を「環境保全ゾーン」として位置付け、農地や森林などの保全を基本としつつ、地域の実情に応じたメリハリのある計画的な土地利用を誘導することにより、地域活力の維持に取り組みます。

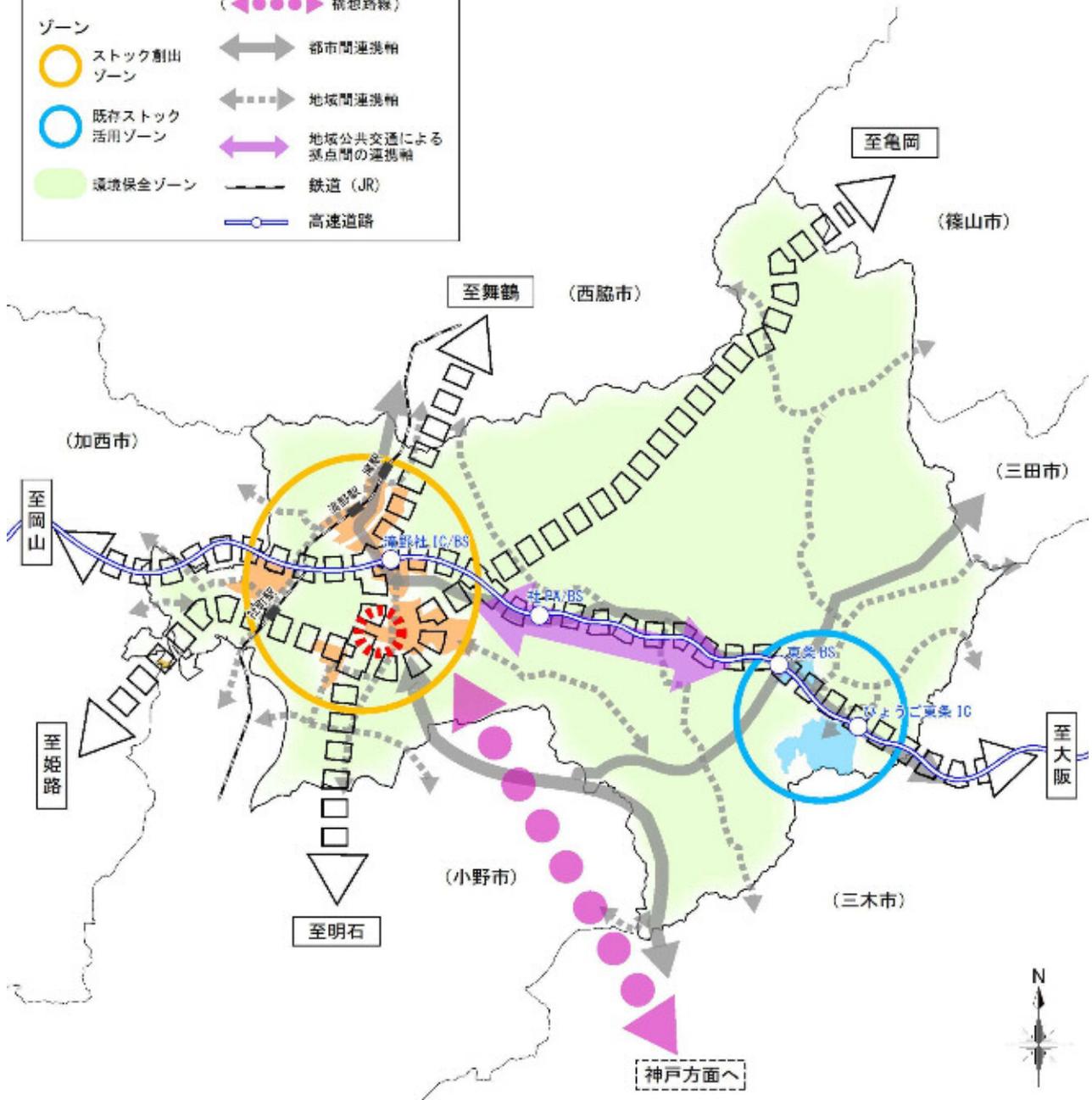
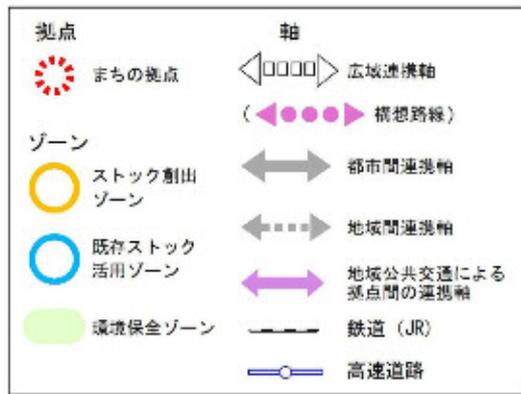
### ネットワークの構築

高速道路及び一般国道を「広域連携軸」、主要地方道を「都市間連携軸」、一般県道を「地域間連携軸」と位置付けます。

国及び県などの関係機関と連携しながら、道路ネットワークの充実などに取り組み、これら連携軸の機能強化を図ります。



地域の連携強化に向けて、道路・地域公共交通・情報によるネットワークの強化を図ります。



■将来都市構造図

# 3 分野別の方針

## 1) 土地利用の方針

- ・本市が目指す将来都市構造を実現するため、用途地域<sup>\*79</sup>や土地利用現況、将来的な土地利用の意向などを踏まえ、土地利用の方針を定めます。また、地域特性に応じた土地利用を実現できるよう、市街地の状況や都市機能<sup>\*55</sup>の整備状況などを踏まえて、用途地域<sup>\*79</sup>の見直しや市街化区域<sup>\*28</sup>への編入、地区計画<sup>\*50</sup>制度の活用などを検討します。
- ・加東市都市計画マスタープラン及び関連計画などに位置付けがあり、良好な市街地形成のために不可欠である場合を除き、市街地の拡大を抑制することを基本とします。
- ・都市的土地利用、農業的土地利用、自然的土地利用が調和した都市環境の形成を目指します。
- ・県条例の活用などにより、地域に応じた柔軟な土地利用を検討するとともに、定住・移住施策との連携を強化し、誰もが安心して暮らせる快適な住環境の創出を目指します。

## (1) 都市的土地利用

### ① 都市機能集積エリア

- ・やしろショッピングパーク Bio 周辺は、まちの拠点としてのエリア形成に向けて、商業・業務、交通、居住などの都市機能<sup>\*55</sup>の集積を図るとともに、市民生活の利便性の向上及び交流人口の拡大に向けて、新たな交通の結節点及び交流の拠点を創出します。
- ・市街化調整区域<sup>\*29</sup>でまちの拠点になるエリアでは、地区計画<sup>\*50</sup>制度の活用や市街化区域<sup>\*28</sup>への編入、商業系用途地域<sup>\*79</sup>の指定などを検討し、効果的な土地利用を推進します。

### ② 駅周辺活性化エリア

- ・JR 滝野駅及び JR 社町駅周辺は、駅周辺の活性化や駅利用者の利便性の向上に向けて、商業系や業務系などの土地利用を誘導します。

### ③ 住居地

- ・市街地における既存ストック<sup>\*9</sup>を活かした宅地供給や低・未利用地<sup>\*53</sup>の有効利用を推進することにより、利便性の高い住環境の形成を図ります。
- ・戸建て住宅が中心の住宅地では、用途規制などに基づき、良好な住環境の維持・保全を図ります。

### ④ 住工共生地

- ・用途規制に基づき、住環境の保全と調和を図りながら、住宅や商工業など複合的な集積を図ります。
- ・滝野社インターチェンジ周辺は、広域交通結節点の利便性を活かした産業集積エリアとして、住工共生地周辺を含めた一体的な土地利用の促進を図ります。

## ⑤工業地

- ・工業などの集積・振興を図るとともに、周辺環境に配慮した土地利用を誘導します。
- また、住宅地と隣接するエリアにおいては、地区計画<sup>\*50</sup>などにより適切な土地利用を誘導し、住宅地における住環境との調和を図ります。

### ●地域活性化に向けた新たなストックの創出

ストック創出ゾーンにおいては、今日までに築かれた都市基盤を維持するとともに、積極的な都市基盤整備や地区計画<sup>\*50</sup>制度などの活用により、これまで以上に産業、居住などの機能が充実した新たなストックを創出し、さらなる地域の活性化に取り組みます。

- ・安定的に雇用を創出し、地域産業の活性化と定住・移住促進を図るため、社地域において、新たな工業団地の整備を推進します。
- ・加古川の河川改修事業により減少する市街地に代わる新たな市街地の確保について検討を進めます。
- ・国道沿道は、周辺の農業生産環境などに配慮しつつ、立地ポテンシャルを活かした都市的土地利用の誘導を図ります。

## (2)農業的土地利用

### ⑥田園共生地

<市街化調整区域<sup>\*29</sup>>

- ・農地の保全を基本としつつ、多様化する集落の課題への対応や空家などを地域資源として観光振興などに活かすため、特別指定区域制度<sup>\*54</sup>などを活用し、集落の活力維持や活性化を図ります。
- ・事業所や店舗などが点在する幹線道路沿道の低・未利用地<sup>\*53</sup>を解消するため、特別指定区域制度<sup>\*54</sup>などを活用し、交通利便性を活かした土地利用を図ります。
- ・工場集積地などの土地利用の促進を図るため、特別指定区域制度<sup>\*54</sup>などの活用を検討します。

<非線引き<sup>\*73</sup>都市計画区域<sup>\*56</sup>及び都市計画区域外<sup>\*56</sup>>

- ・緑豊かな地域環境の形成に関する条例<sup>\*77</sup>などに基づき、無秩序な開発を抑制するとともに、農業生産環境と調和した住環境の保全を図ります。
- ・空家や空地などの有効な利活用を促進するとともに、定住・移住施策と連携しながら、集落の活力維持に努めます。

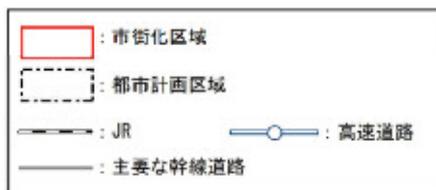
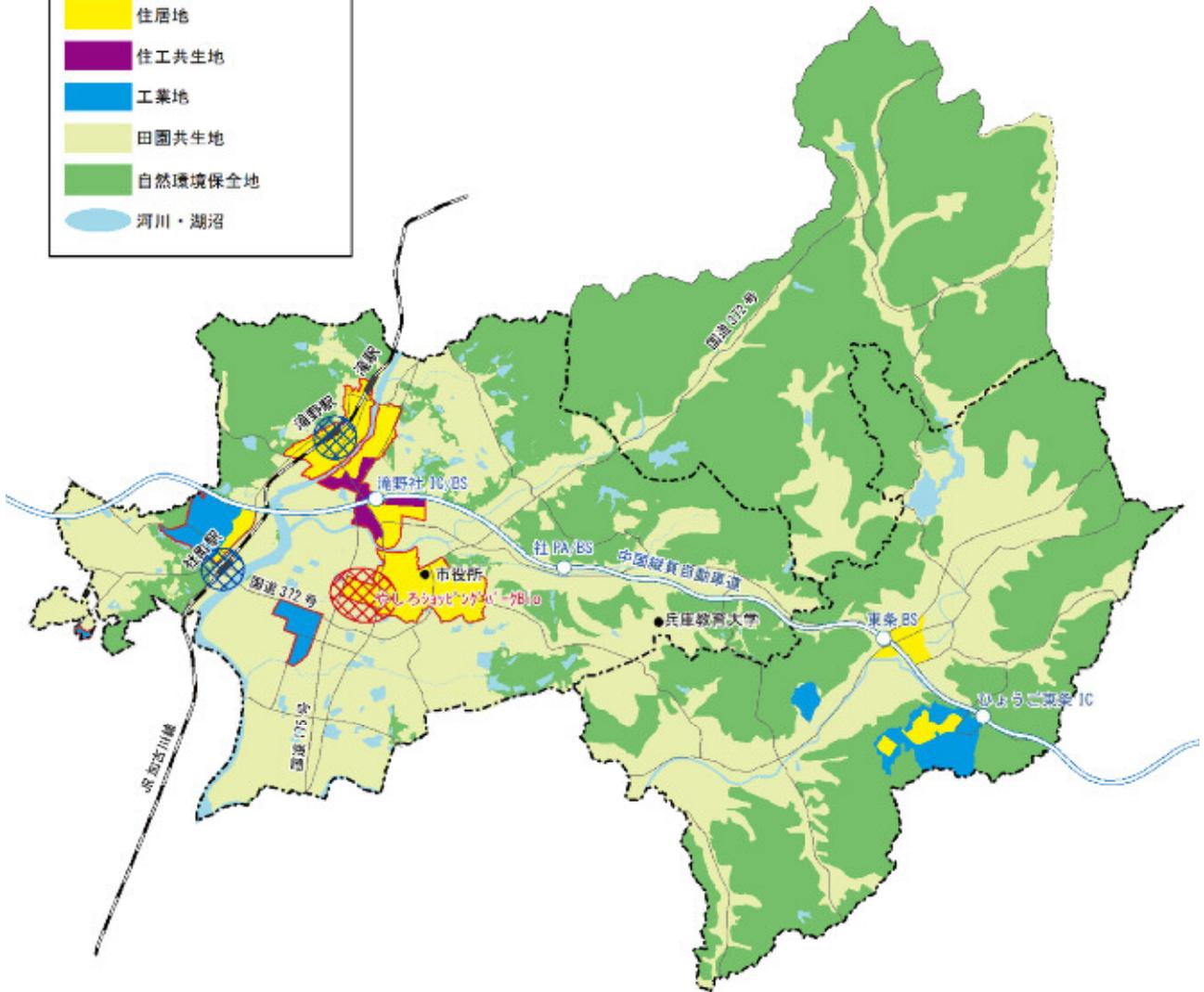
## (3)自然的土地利用

### ⑦自然環境保全地

- ・市街地の背後の山林は、水源のかん養機能<sup>\*38</sup>の維持及び土砂流出の抑制などの防災機能の維持のため、関係法令に基づき、自然環境の適切な保全を図ります。

#### (4)土地利用規制の見直しについて

- ・加古川の河川改修事業により市街地が減少する上滝野地区及び下滝野地区の区域区分\*<sup>11</sup>の見直しを行います。
- ・滝野地域の小中一貫校整備に伴う区域区分\*<sup>11</sup>の見直しを行います。



■土地利用方針図

## 2) 都市施設の方針

### 2) -1 交通施設

- ・市内外をつなぐ各連携軸の機能強化に向けて、道路整備を促進するとともに、広域交通に優れたまちとしての強みをさらに発揮するため、本市と神戸方面を結ぶ高規格道路ネットワークの整備に向けて調査・研究を行い、整備を促進します。
- ・自転車の通行空間の確保に向け、自転車ネットワーク計画の策定を検討します。
- ・持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に向けて、市民、交通事業者、行政がそれぞれの役割を担い補完しあいながら、取組を推進します。
- ・土地利用と連携した道路整備と地域公共交通の充実により、多極ネットワーク型の都市構造<sup>\*47</sup>の実現を目指します。

### (1)道路

#### ①広域連携軸（高速道路及び一般国道）

- ・中国縦貫自動車道や国道 175 号、国道 372 号は、本市と周辺他市町、さらには京阪神地方や中国地方を結ぶ広域連携軸であることから、これらを基軸とした広域的なネットワークの形成を図ります。また、歩道未整備区間の整備を促進します。
- ・本市と神戸方面を結ぶ高規格道路ネットワークの整備に向けて、先進地の事例を参考に調査・研究を行い、整備を促進します。

#### ②都市間連携軸（主要地方道）

- ・本市と近隣市町を結ぶ都市間連携軸である主要地方道の整備と交通安全施設の整備や交差点の改良など安全な道路環境の整備を促進します。

#### ③地域間連携軸（一般県道）

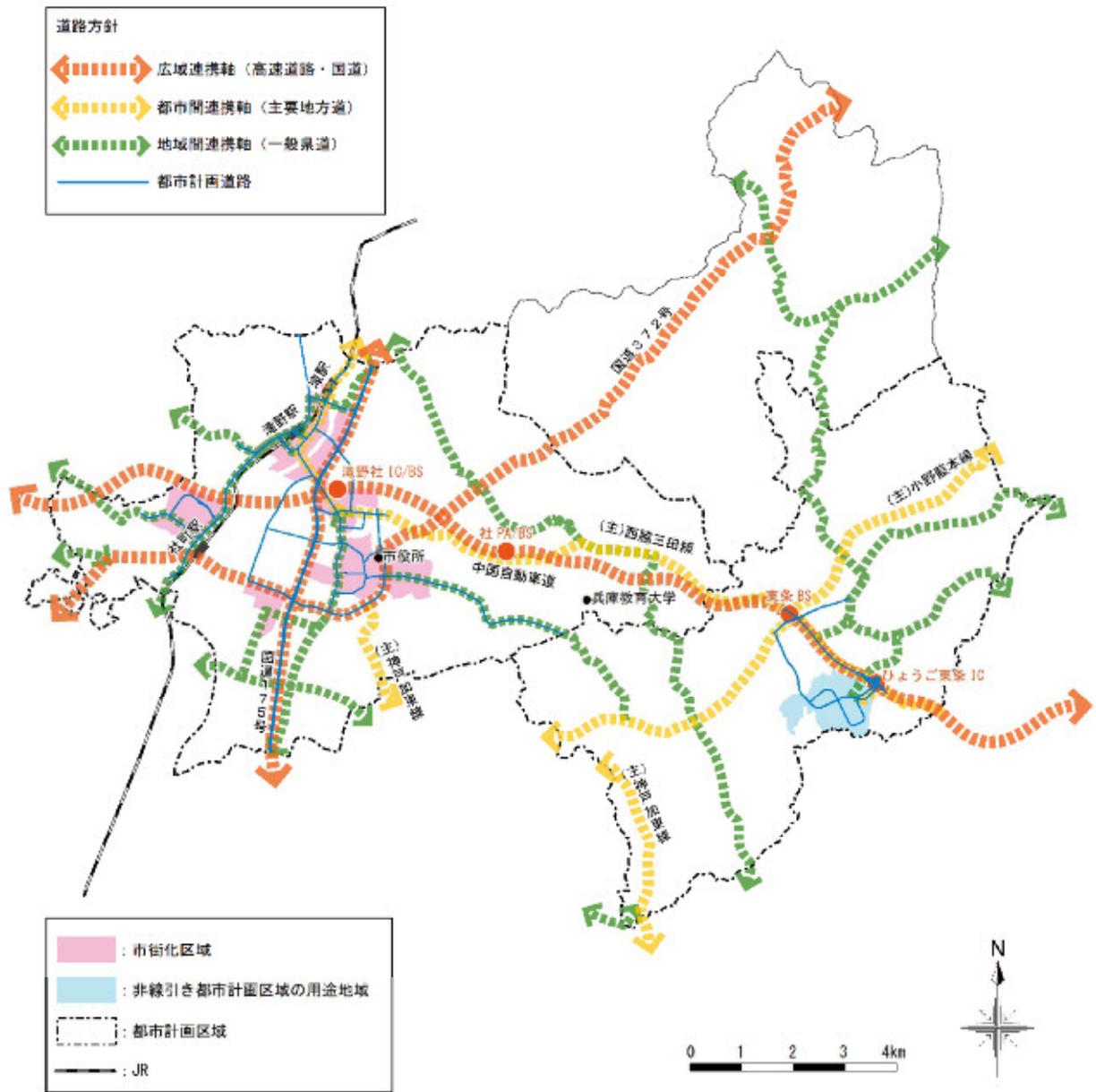
- ・市内の各エリアを結ぶ地域間連携軸である一般県道の整備を促進します。
- ・市内の通学路に関する箇所や安全対策上必要な箇所は、歩道整備などを促進します。

#### ④生活道路（市道）

- ・地域住民の日常生活を支える生活道路（市道）については、必要性の高い道路から道路整備や歩行者空間の確保に努めます。

#### ⑤都市計画道路

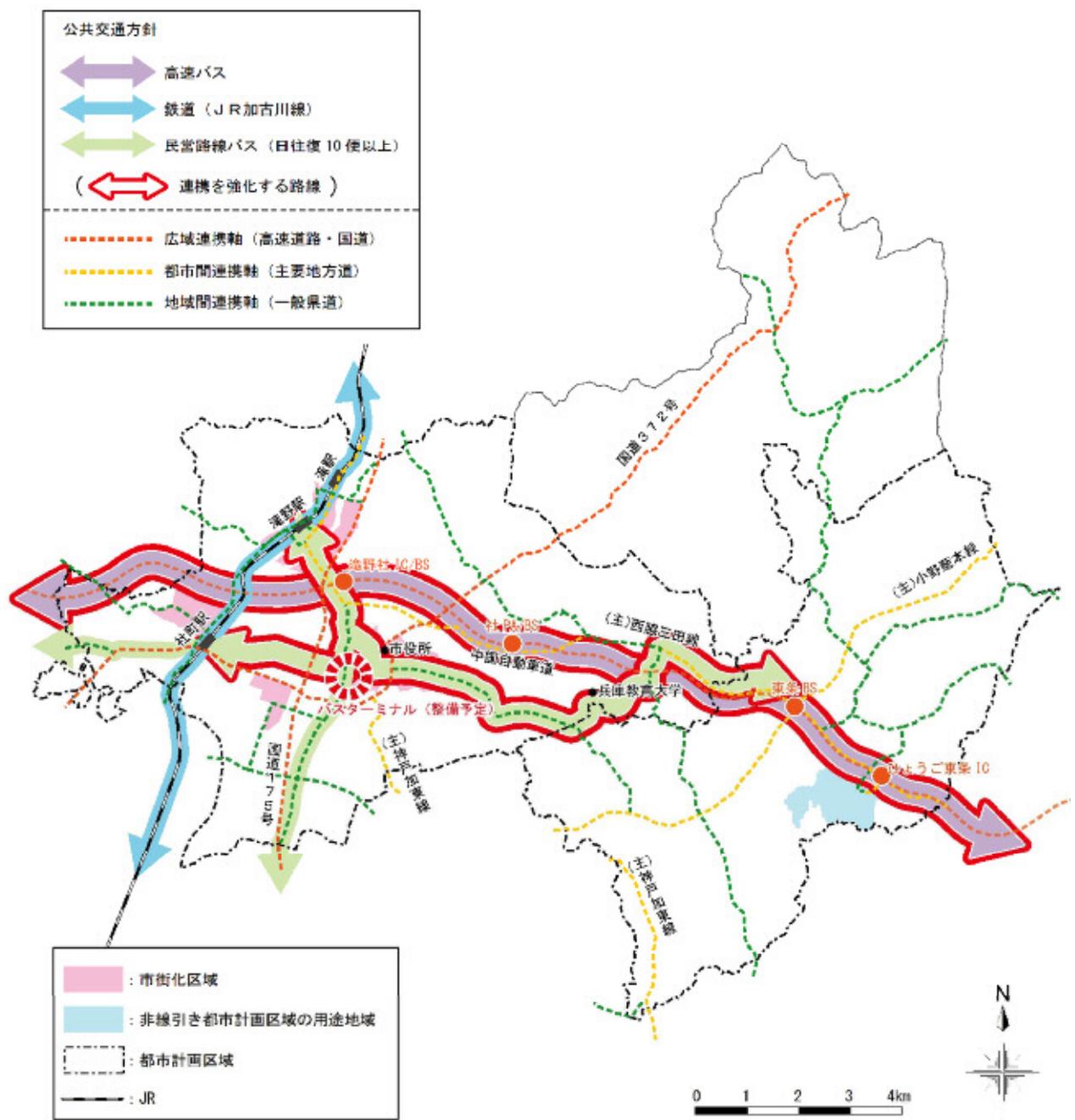
- ・都市計画道路<sup>\*61</sup>については、その必要性・実現性を見極めて見直しを行います。必要性が高い道路については、関係機関と連携しながら整備を進めます。



■道路方針図

## (2)公共交通

- ・地域公共交通網形成計画\*<sup>48</sup>に基づき、高速バスや鉄道と路線バスの連絡性を高めるなど、地域公共交通の連携強化を図ります。また、新たな交通結節点となるバスターミナルをやしろショッピングパーク Bio 周辺に整備するとともに、将来的には、大阪方面へ向かう高速バスの発着点を目指します。
- ・市民の移動手段を確保するため、引き続き、国や県の協力を得ながら、周辺市町と連携した路線バスの確保に努めます。
- ・市、事業者、地域住民が協働、連携しながら、地域の主体的な取組による市町村運営有償運送（自主運行バス）\*<sup>31</sup>の維持・拡大と新たな地域への導入に取り組みます。



■公共交通方針図

## 2) -2 公園・緑地

・本市には、総合公園<sup>\*44</sup>や広域公園<sup>\*19</sup>など、市民が憩える多様な公園が整備されており、身近な緑に触れることができる場として、また、防災機能や都市環境形成機能を持つ場として、既存公園の維持管理に努めます。

- ・都市公園<sup>\*62</sup>は、市民の身近なレクリエーションの場として整備しており、今後は遊具など既存施設の適切な維持管理に努めます。
- ・社中央公園ステラパークは、耐震型貯水槽<sup>\*46</sup>を埋設しており、災害発生時には有効に活用します。
- ・起勢の里及び滝野総合公園は、整備に向けた調査・研究を行います。
- ・県立播磨中央公園は、自然豊かな広域公園<sup>\*19</sup>であり、野外ステージや運動施設など様々な施設が整っています。今後、県と連携しながら、施設の利用促進に努めます。
- ・県立やしろの森公園は、豊かな里山林と水辺環境を有しており、引き続き、自然環境の保全を促進します。

## 2) -3 上下水道

- ・水道事業の健全な経営と水道施設の適切な維持・管理を推進します。
- ・本市の水洗化率は、94%を超えており、今後は、既存の下水道施設を維持・活用しながら、集合処理<sup>\*33</sup>と個別処理<sup>\*24</sup>を適切に組み合わせて、汚水処理を推進します。

### (1) 上水道

- ・水道事業の経営の効率化に向けて、水道ビジョン<sup>\*40</sup>及び水道事業経営戦略<sup>\*39</sup>に基づき、水道施設の統廃合に取り組むとともに、水道業務の民間委託などを実施します。
- ・基幹管路の耐震化と、老朽管の更新にあわせた耐震化を推進します。

### (2) 下水道

#### ① 公共下水道<sup>\*21</sup>

- ・公共用水域の水質保全に向けて、引き続き、施設の適正な維持管理、長寿命化<sup>\*51</sup>及び必要に応じた施設改修・更新に取り組むとともに、管渠（かんきょ）への浸入水（不明水）対策を推進します。
- ・近年増加する局地的な集中豪雨などのリスクに備えるため、市街化区域等で浸水の危険性が高い箇所については、既設水路などのストックを利用しながら、雨水排水路の整備を推進します。

## ②集落地などにおける下水道施設

- ・下水道ビジョン\*<sup>16</sup>及び下水道事業経営戦略\*<sup>15</sup>に基づき、農業集落排水\*<sup>67</sup>事業及びコミュニティ・プラント\*<sup>26</sup>事業などを公共下水道\*<sup>21</sup>に編入し、下水道事業の経営の効率化を推進します。
- ・個別処理\*<sup>24</sup>区域（浄化槽区域）においても、住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、補助金制度の活用により小型合併処理浄化槽の設置を促進します。

## 2) -4 その他の都市施設

### (1)河川

- ・加古川流域における治水安全性の向上を図るため、国・県と連携し、加古川の河川改修事業を推進します。
- ・油谷川などの支川対策としては、関係機関と連携しながら、加古川築堤と一体的な整備を進めます。
- ・東条川の河川改修を促進するとともに、人と自然が共存する整備手法について県と協議していきます。

### (2)ごみ、し尿処理施設

- ・ごみ処理については、小野加東加西環境施設事務組合による広域処理を基本に、構成市と連携して、広域処理体制の構築に取り組みます。
- ・ごみ処理基本計画\*<sup>25</sup>などに基づき、リサイクルの推進及びこれに伴う分別収集体制の構築、資源ごみ積替・保管施設（リサイクルヤード）の活用など、ごみ処理施設の総合的・一体的な整備に取り組みます。
- ・し尿処理については、関係機関との連携を強化し、適正かつ効率的に処理するための施設整備に取り組みます。

### (3)教育・文化施設

- ・2019（平成 31）年開園の加東みらいこども園に、段階的に公立認定こども園及び保育所を集約します。
- ・既存の小・中学校施設の適切な維持管理を図りながら、計画に沿って、各地域において小中一貫校の整備に取り組みます。また、閉校となる施設については、地域関係者などと協議し、活用方針を決定します。
- ・市民が集い、学べる場として、文化施設や公民館、コミュニティ施設などにおける活動を促進するとともに、施設の予防保全による長寿命化\*<sup>51</sup>も含めた適切な維持管理と効率的な管理運営を行います。

### 3) 景観形成と環境保全の方針

- ・市街地においては、住環境の維持・向上とあわせて、水や緑などの地域の資源を活かした潤いのある都市景観の形成を図ります。
- ・本市が誇る豊かな自然を適切に保全・活用します。また、農地の適切な利用を推進することで、農村環境と農村景観の保全につなげます。

#### (1)市街地環境及び都市景観の形成

- ・地域の個性を活かした景観形成に向けて、地区計画<sup>\*50</sup>や建築協定<sup>\*17</sup>、県の景観条例<sup>\*14</sup>などを活用するとともに、街並み整備のルールづくりに関する情報提供などの各種支援に努めます。
- ・緑に囲まれた潤いのある都市景観の形成に向けて、県民まちなみ緑化制度<sup>\*18</sup>などを活用し、地域住民による緑化活動を支援します。
- ・市街地内の植栽帯や緑地を適正に管理するとともに、地域住民と連携し、アドプトプログラム<sup>\*3</sup>を活用しながら景観に配慮した道路環境づくりに取り組みます。
- ・工業団地では、施設の整備・更新時において、周辺の住環境に配慮した緑化の推進や緑地の配置を促進します。

#### (2)自然環境及び自然景観の保全

##### ①山林・丘陵地の環境及び景観の保全

- ・清水東条湖立杭県立自然公園をはじめとする、都市計画区域外<sup>\*56</sup>・非線引き<sup>\*73</sup>都市計画区域内<sup>\*56</sup>の山林や丘陵地は、レクリエーションの場としても本市の重要な資源であることから、関係法令に基づき、豊かな自然環境を保全します。
- ・市街地近郊に位置する森林は、市民が身近に触れることができる自然として、関係法令に基づき、適切な保全・活用を図ります。
- ・一定規模以上の太陽光発電事業について、自然環境や生活環境との調和に配慮した適切な導入が図られるよう指導することで、良好な自然環境や生活環境、景観の保全を図ります。

##### ②農村環境及び景観の保全

- ・農業の担い手による営農や地域活動を支援することにより、農地がもつ環境保全機能、生態系保全機能を維持します。
- ・耕作放棄地<sup>\*22</sup>対策や農地の利用権設定の拡大、農地の集約化<sup>\*68</sup>を進め、営農活動の継続と農業施設の適正な維持管理のための支援体制を整備することで、田園環境や景観の保全を図ります。
- ・都市計画区域外<sup>\*56</sup>及び東条都市計画区域<sup>\*56</sup>においては、緑豊かな地域環境の形成に関する条例<sup>\*77</sup>に基づき、身近な里山風景の保全及び周囲と調和した田園居住空間の形成に努めます。

### ③水辺環境の保全

- ・加古川とその支川を水と緑の軸として、良好な水辺空間の保全を図ります。
- ・東条川、千鳥川における桜回廊の適正な維持管理に努めます。

## 4) 市街地整備の方針

- ・国や県などの関係機関や民間事業者と連携しながら、補助制度を積極的に活用し、都市基盤や都市機能<sup>\*55</sup>の充実、低・未利用地<sup>\*53</sup>の有効な土地利用転換を図り、持続可能で活力のある市街地の形成を図ります。

### (1)都市機能の増進

- ・民間事業者との積極的な連携のもと、高度で多機能な都市機能<sup>\*55</sup>の集積を図るとともに、交流人口の拡大に向けて、宿泊施設の誘致について検討を進めます。
- ・交流人口の拡大に向けてバスターミナルを整備するとともに、やしろショッピングパーク Bio の駐車場を活かしたパーク&バスライド<sup>\*69</sup>の実現に向けた環境整備を行い、まちの拠点の活性化を図ります。
- ・まちの拠点の活性化を図るため、まちの拠点と国道 372 号を結ぶ道路の整備を含め、アクセス強化の手法を検討します。
- ・(仮称)市道社西部線の道路整備を推進し、周辺市街地の土地利用を促進します。
- ・既存ストック<sup>\*9</sup>を活かした宅地供給や低・未利用地<sup>\*53</sup>の有効利用を推進することにより、利便性の高い市街地形成を図ります。
- ・公共施設の整備や道路の整備に当たっては、バリアフリー化<sup>\*71</sup>やユニバーサルデザイン<sup>\*78</sup>の導入に努めます。

### (2)住環境の整備

- ・加古川の河川改修事業により減少する市街地に代わる新たな市街地の確保について検討を進めます。
- ・老朽化した市営住宅については、公営住宅等長寿命化計画<sup>\*20</sup>に基づき、施設の維持管理や長寿命化<sup>\*51</sup>、改修を進めます。
- ・現地の交通事情を把握しながら、子どもや高齢者などが安全に歩行できる空間の確保を図ります。
- ・低・未利用地<sup>\*53</sup>の有効活用を図るため、民間による適切な宅地開発を誘導します。
- ・市街化区域<sup>\*28</sup>の土地利用の動向などにより、住宅地の確保が必要な場合は、市街化区域<sup>\*28</sup>に隣接する市街化調整区域<sup>\*29</sup>のうち、通学や日常生活において利便性が高い区域を対象に、土地区画整理事業<sup>\*65</sup>や民間開発の誘導による宅地開発を検討します。

## 5) 安全・安心な都市づくりの方針

- ・加古川の河川改修事業の推進、避難場所の確保、構造物や建築物の計画的な耐震化などのハード対策に取り組むとともに、地域の避難体制の充実や自主防災組織<sup>\*30</sup>の活性化などのソフト対策を充実させ、災害に強い都市づくりを推進します。
- ・地域と連携し、犯罪や交通事故などがなく安全・安心な都市づくりを推進します。

### (1) 防災対策の充実

#### ① 防災拠点の整備

- ・防災拠点における施設・設備を充実させるとともに、災害時に物資の集積地や避難場所として活用できる公共広場の整備を進めます。

#### ② 水害及び土砂災害の防止対策

- ・加古川流域における治水安全性の向上を図るため、国・県と連携し、加古川の河川改修事業を推進します。
- ・土砂災害のおそれのある区域では、県と連携し、砂防関係事業を実施します。

#### ③ 住宅地における災害の防止対策

- ・住宅更新時の狭隘（きょうあい）道路の改善などによる避難路の確保や、オープンスペースとなる緑地帯の確保に努めます。
- ・老朽化した木造建築物に対しては、住生活基本計画<sup>\*34</sup>及び耐震改修促進計画<sup>\*45</sup>に基づき、不燃化や耐震化<sup>\*74</sup>を促進します。
- ・管理不全の空家は、老朽化や自然災害による倒壊などのおそれがあることから、所有者や管理者に対して、適切な管理や利活用について助言・指導を行います。また、地域との連携強化や相談窓口の充実などにより、管理不全の空家の増加抑制に取り組みます。

#### ④ 地域防災体制の充実

- ・土砂災害（特別）警戒区域<sup>\*64</sup>や浸水想定区域<sup>\*36</sup>の指定がある住宅地や集落などについては、地域防災計画に基づき、危険箇所の周知や災害情報の収集及び伝達の体制整備など、警戒避難体制の整備を図ります。
- ・Jアラート<sup>\*27</sup>などの緊急情報提供システムや防災行政無線<sup>\*75</sup>の適切な管理により、災害情報を迅速に伝達する体制を維持します。
- ・市民一人ひとりが、平時から地域、家庭、職場などで防災への積極的な取組を行うように促すとともに、ハザードマップ<sup>\*70</sup>や広報誌などを活用した自主防災意識の普及・徹底、自主防災組織<sup>\*30</sup>の育成・強化に努めます。
- ・自主防災組織<sup>\*30</sup>や関係機関と連携した総合防災訓練や、学校・自主防災組織<sup>\*30</sup>合同防災訓練、地域の自主的な取組の促進などにより、地域防災力の向上を図ります。

## (2)交通安全対策の充実

- ・子どもが安全に通学できる道路環境を整備するため、通学路交通安全プログラム<sup>\*52</sup>に基づき、通学路における交通安全施設の整備を順次進めます。
- ・道路管理者や警察署などと連携しながら、歩道の設置による歩車分離や歩行者通行帯の表示、街灯・防犯灯の設置、駐停車禁止区域の指定などに取り組み、歩行者の安全性の確保に努めます。

## (3)防犯対策の充実

- ・防災行政無線<sup>\*75</sup>などを活用し、身近な防犯情報を提供することにより、防犯知識の普及啓発と市民の防犯意識の高揚に努めます。
- ・地域ぐるみの防犯活動の支援や防犯カメラの計画的な設置に取り組みます。

序章  
はじめに

第1章  
全体構想

第2章  
地域別構想

第3章  
推進体制

資料編

## 第2章 地域別構想

序章  
はじめに

第1章  
全体構想

第2章  
地域別構想

第3章  
推進体制

資料編

# 1 地域区分の設定

## 1) 地域区分の考え方

全体構想を踏まえ、各地域の将来像を描く地域別構想を検討するに当たり、地域の特性を考慮しながら、地域区分を設定します。

地域区分については、都市計画の規制に加えて、地域の歴史や地域住民のコミュニティを重視することとし、以下のように、社地域・滝野地域・東条地域の3地域による区分を設定します。

## 2) 地域区分の設定

地域別構想の区分を以下のとおり定めます。



■地域区分設定図

## 2 地域別の方針

### 2-1 社地域

#### 1. 地域の現況

- ・本市の中部に位置し、地域を横断するように中国縦貫自動車道が走り、滝野社インターチェンジを有しています。また、国道 175 号と国道 372 号が交差することから、交通の要衝となっています。
- ・東播都市計画区域\*<sup>56</sup> が指定され、中心部及び社工業団地に市街化区域\*<sup>28</sup> が指定されています。また、一部は都市計画区域外\*<sup>56</sup> となっています。
- ・滝野社インターチェンジから南東部に市街地が広がっており、国道 175 号沿道からやしろショッピングパーク Bio 周辺は、都市機能\*<sup>55</sup> が集積する本市の中心市街地となっています。
- ・加東市役所のほか国や県などの公的機関が集積し、また、兵庫教育大学や社高等学校などの教育機関も立地しています。



■位置図



■千鳥川



■やしろ鴨川の郷



■兵庫教育大学



■社高等学校

■主な地域資源等

鉄道		—
道路	高速道路	中国縦貫自動車道(滝野社インターチェンジ、社パーキングエリア)
	一般国道	国道 175 号、国道 372 号
	主要地方道 ・一般県道	(主)西脇三田線、(主)神戸加東線、(一)西脇口吉川神戸線、 (一)上鴨川木津線、(一)平木南山線、(一)松尾青野ヶ原停車場線、 (一)大門小田線、(一)厚利社線、(一)東古瀬穂積線
主要な施設		加東市役所、兵庫県北播磨県民局、加東警察署、加東市民病院、中央図書館、兵庫教育大学、やしろ国際学習塾、社武道館、社公民館、やしろショッピングパーク Bio、社工業団地、嬉野台生涯教育センター
文化財、観光資源		朝光寺、播州清水寺、上鴨川住吉神社、やしろ鴨川の郷、ゴルフ場
自然、公園		三草山、千鳥川、平池公園

## 2. 地域の課題

- ・ やしろショッピングパーク Bio 周辺は、本市の中心市街地として都市機能<sup>\*55</sup>の集積を促進し、さらなる活性化が必要です。
- ・ 社商店街の活性化が望まれています。
- ・ 市街化調整区域<sup>\*29</sup>及び都市計画区域外<sup>\*56</sup>の集落において、高齢化や人口減少、農業者の減少がみられます。
- ・ 道路網は、中国縦貫自動車道と国道、主要地方道により利便性が高くなっていますが、国道の一部で歩道などの未整備区間が残っており、整備が必要です。

## 3. 地域の将来像

本地域は、やしろショッピングパーク Bio 周辺に都市機能<sup>\*55</sup>の集積が進み、市全体の中心地を形成しています。また、中国縦貫自動車道の滝野社インターチェンジ、国道 175 号、国道 372 号を有することにより、交通の要衝となっています。北部には、三草山などの豊かな自然が広がっています。

以上を踏まえ、本地域では、やしろショッピングパーク Bio 周辺の都市機能<sup>\*55</sup>や交通利便性を活かした「まちの拠点」の形成と、市街地を囲む豊かな自然環境の保全を図るとともに、兵庫教育大学や中央図書館、やしろ国際学習塾、嬉野台生涯教育センターなどの教育・文化施設が集まる強みを活かして、都市づくりに取り組みます。

## 4. 地域づくりの方針

### 1) 土地利用の方針

#### (1) 都市的土地利用

##### ●都市機能集積エリア

- ・ やしろショッピングパーク Bio 周辺は、まちの拠点としてのエリア形成に向けて、商業・業務、交通、居住などの都市機能<sup>\*55</sup>の集積を図るとともに、市民生活の利便性の向上及び交流人口の拡大に向けて、新たな交通の結節点及び交流の拠点を創出します。
- ・ 市街化調整区域<sup>\*29</sup>でまちの拠点になるエリアでは、地区計画<sup>\*50</sup>制度の活用や市街化区域<sup>\*28</sup>への編入、商業系用途地域<sup>\*79</sup>の指定などを検討し、効果的な土地利用を推進します。
- ・ 商工会と連携した商店の事業承継の支援など、社商店街の活性化に向けた取組を支援するとともに、空店舗などの利活用を促進し、商業機能の誘導を図ります。

##### ●住居地

- ・ 市街地における既存ストック<sup>\*9</sup>を活かした宅地供給や低・未利用地<sup>\*53</sup>の有効利用を促進することにより、利便性の高い住環境の形成を図ります。
- ・ 戸建て住宅が中心の住宅地では、用途規制などに基づき、良好な住環境の維持・保全を図ります。

##### ●住工共生地

- ・ 用途規制に基づき、住環境の保全と調和を図りながら、住宅や商工業など複合的な集積を図ります。
- ・ 滝野社インターチェンジ周辺は、広域交通結節点の利便性を活かした産業集積エリアとして、住工共生地周辺を含めた一体的な土地利用の促進を図ります。

##### ●工業地

- ・ 社工業団地においては、工業の集積・振興を図るとともに、周辺環境に配慮した適切な土地利用を誘導します。

#### (2) 農業的土地利用

##### ●田園共生地

<市街化調整区域<sup>\*29</sup>>

- ・ 農地の保全を基本としつつ、多様化する集落の課題への対応や空家などを地域資源として観光振興などに活かすため、特別指定区域制度<sup>\*54</sup>などを活用し、集落の活力維持や活性化を図ります。
- ・ 幹線道路沿道の低・未利用地<sup>\*53</sup>を解消するため、特別指定区域制度<sup>\*54</sup>などを活用し、交通利便性を活かした土地利用を図ります。
- ・ 工場集積地などの土地利用の促進を図るため、特別指定区域制度<sup>\*54</sup>などの活用を検討します。

<都市計画区域外<sup>\*56</sup>>

- ・ 緑豊かな地域環境の形成に関する条例<sup>\*77</sup>などに基づき、無秩序な開発を抑制するとと

もに、農業生産環境と調和した住環境の保全を図ります。また、空家や空地などの有効な利活用を促進するとともに、定住・移住施策と連携しながら、集落の活力維持に努めます。

### (3)自然的土地利用

#### ●自然環境保全地

- ・地域北部を構成する三草山などの山林は、関係法令に基づき、適切な保全を図ります。

## 2) 都市施設の方針

### (1)交通施設

#### ●道路

- ・国道 372 号の歩道未整備区間（木梨地区・藤田地区）においては、整備を促進します。
- ・主要地方道神戸加東線の山国地区の整備を促進します。
- ・一般県道松尾青野ヶ原停車場線の整備を促進します。
- ・本地域と東条地域を結ぶ一般県道厚利社線については、歩道の未整備箇所の整備を促進します。
- ・幹線道路のネットワーク化に向けて、市道大門北野線の延伸について調査・研究を行います。
- ・(仮称)市道社西部線の早期の整備を推進します。
- ・市道社貝原線の歩行帯整備、歩道拡幅を推進します。

#### ●公共交通

- ・新たな交通結節点となるバスターミナルをやしろショッピングパーク Bio 周辺に整備します。
- ・事業者や地域住民と連携しながら、路線バスの確保や市町村運営有償運送（自主運行バス）<sup>\*31</sup>の維持・拡大などに取り組みます。

### (2)公園・緑地

- ・社中央公園ステラパークは、耐震型貯水槽<sup>\*46</sup>を埋設しており、災害発生時には有効に活用します。
- ・起勢の里の整備に向けた調査・研究を行います。
- ・県立やしろの森公園は、豊かな里山林と水辺環境を有しており、引き続き、豊かな自然環境の保全を促進します。

### (3)河川

- ・千鳥川の良好な河川環境の保全を図ります。

### 3) 景観形成と環境保全の方針

#### ●市街地環境及び都市景観の形成

- ・景観形成地区\*<sup>13</sup>に指定されている加東市ヤシロメモリアルガーデン周辺地区では、景観形成基準\*<sup>12</sup>に基づき、良好な景観形成を図ります。

#### ●山林・丘陵地の環境及び景観の保全

- ・清水東条湖立杭県立自然公園をはじめとする山林や丘陵地は、レクリエーションの場としても本市の重要な資源であることから、関係法令に基づき、豊かな自然環境を保全します。
- ・朝光寺や播州清水寺など歴史文化的資源の周辺について、歴史的風致の保全を図ります。

#### ●農村環境及び景観の保全

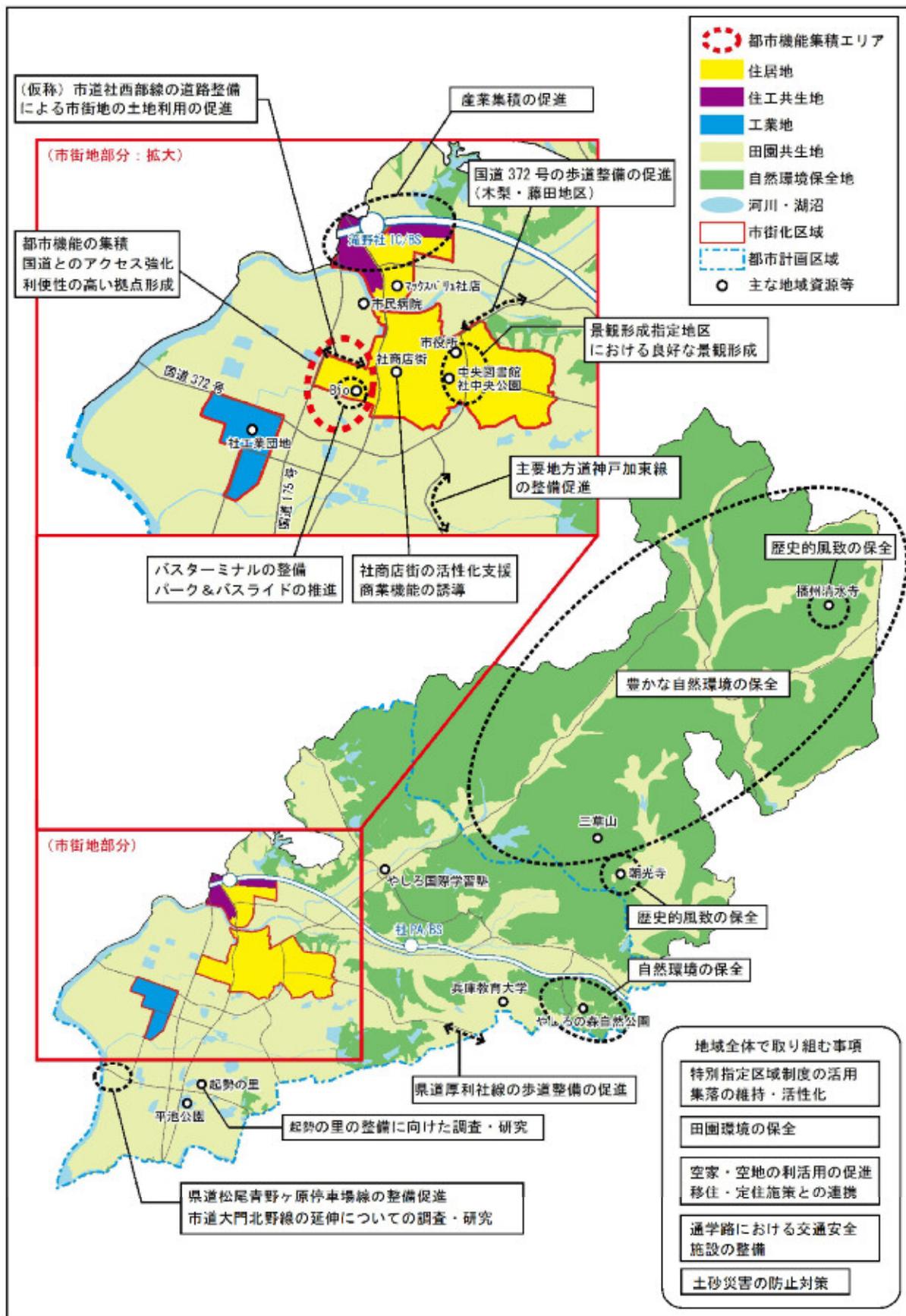
- ・耕作放棄地\*<sup>22</sup>対策や農地の集約化\*<sup>68</sup>により、田園環境の保全を図るとともに、都市計画区域外\*<sup>56</sup>においては、緑豊かな地域環境の形成に関する条例\*<sup>77</sup>に基づき、身近な里山風景の保全と周囲と調和した田園居住空間の形成に努めます。

#### ●水辺環境の保全

- ・千鳥川における桜回廊の適正な維持管理に努めます。

### 4) 市街地整備の方針

- ・民間事業者との積極的な連携のもと、高度で多機能な都市機能\*<sup>55</sup>の集積を図ります。
- ・まちの拠点の活性化と交流人口の拡大に向けてバスターミナルを整備するとともに、やしろショッピングパーク Bio の駐車場を活かしたパーク&バスライド\*<sup>69</sup>の実現に向けた環境整備に努めます。
- ・まちの拠点の活性化を図るため、まちの拠点と国道 372 号を結ぶ道路の整備を含め、アクセス強化の手法を検討します。
- ・(仮称) 市道社西部線の道路整備を推進し、周辺市街地の土地利用を促進します。

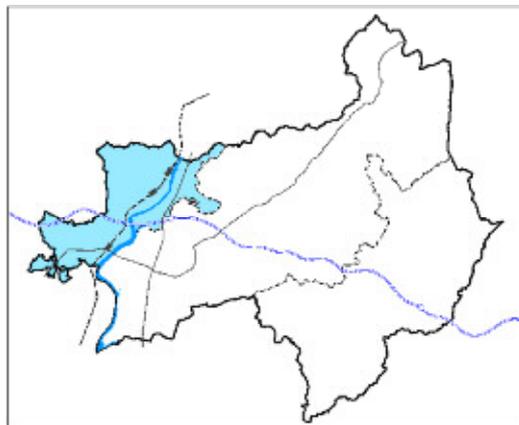


■社地域構想図

## 2-2 滝野地域

### 1. 地域の現況

- ・本市の西部に位置し、地域を縦断するように JR 加古川線が通り、社町駅、滝野駅、滝駅を有しています。また、地域の東側を南北に国道 175 号が走っています。
- ・全域が東播都市計画区域内<sup>\*56</sup>であり、JR 滝野駅周辺及び加古川沿川の市街地と、滝野工業団地の周辺に市街化区域<sup>\*28</sup>が指定されています。
- ・南北を流れる一級河川の加古川は、地域のシンボルとなっています。また、川底から奇石・怪石が起伏する闘竜灘は、落水の豪快なリズムと四季折々の水模様を見せる名所となっています。
- ・地域北西部には、県立播磨中央公園や五峰山などが位置し、水と緑が豊かな地域となっています。



■位置図



■闘竜灘



■県立播磨中央公園



■光明寺



■社町駅

■主な地域資源等

鉄道	JR 加古川線（社町駅、滝野駅、滝駅）	
道路	高速道路	中国縦貫自動車道（滝野社インターチェンジ）
	一般国道	国道 175 号、国道 372 号
	主要地方道 ・一般県道	(主) 西脇三田線、(一) 西脇口吉川神戸線、(一) 下滝野市川線、 (一) 滝野停車場線、(一) 社町停車場線、(一) 黒田庄多井田線、 (一) 市場多井田線、(一) 野上河高線、(一) 高岡北条線
主要な施設	滝野図書館、滝野文化会館、加古川流域滝野歴史民俗資料館、滝野公民館、滝野総合公園体育館、滝野工業団地	
文化財、観光資源	光明寺、滝野温泉ぽかぽ、滝野産業展示館	
自然、公園	一級河川加古川、鬮竜灘、五峰山、県立播磨中央公園	

## 2. 地域の課題

- ・ JR 滝野駅及び JR 社町駅周辺において、生活サービス機能の集積を促進することが必要です。
- ・ 市街化調整区域<sup>\*29</sup>の集落において、高齢化や人口減少、農業者の減少がみられます。
- ・ 道路網は、一般県道を中心に構成されていますが、整備中の都市計画道路<sup>\*61</sup>の早期整備を目指しています。
- ・ 加古川沿川では、治水対策として加古川の河川改修事業が進められており、早期の事業完了が求められています。

## 3. 地域の将来像

本地域は、加古川沿川に市街地が発展し、JR 滝野駅周辺では生活サービス機能が立地するなど、利便性の高いまちが形成されています。また、市街地北側の鬮竜灘は、本市の名所となっています。さらに、市街地に隣接する県立播磨中央公園など、緑豊かな環境が身近にあります。

以上を踏まえ、本地域では、JR 滝野駅周辺を生活の拠点として、地域住民が住み続けたいと思える都市づくりを目指します。また、加古川沿川の地域では、治水安全性の向上を図り、安心して住み続けられる市街地の形成を図ります。

## 4. 地域づくりの方針

### 1) 土地利用の方針

#### (1) 都市的土地利用

##### ● 駅周辺活性化エリア

- ・ JR 滝野駅及び JR 社町駅周辺は、駅周辺の活性化や駅利用者の利便性の向上に向けて、商業系や業務系などの土地利用を誘導します。

##### ● 住居地

- ・ 市街地における既存ストック<sup>\*9</sup>を活かした宅地供給や低・未利用地<sup>\*53</sup>の有効利用を促進することにより、利便性の高い住環境の形成を図ります。
- ・ 戸建て住宅が中心の住宅地では、用途規制などに基づき、良好な住環境の維持・保全を図ります。

##### ● 住工共生地

- ・ 用途規制に基づき、住環境の保全と調和を図りながら、住宅や商工業など複合的な集積を図ります。
- ・ 滝野社インターチェンジ周辺は、広域交通結節点の利便性を活かした産業集積エリアとして、住工共生地周辺を含めた一体的な土地利用の促進を図ります。

##### ● 工業地

- ・ 滝野工業団地においては、工業の集積・振興を図るとともに、周辺環境に配慮した適切な土地利用を誘導します。

#### (2) 農業的土地利用

##### ● 田園共生地

- ・ 農地の保全を基本としつつ、多様化する集落の課題への対応や空家などを地域資源として観光振興などに活かすため、特別指定区域制度<sup>\*54</sup>などを活用し、集落の活力維持や活性化を図ります。
- ・ 工場集積地などの土地利用の促進を図るため、特別指定区域制度<sup>\*54</sup>などの活用を検討します。

#### (3) 自然的土地利用

##### ● 自然環境保全地

- ・ 地域北部に位置する五峰山などの山林は、関係法令に基づき、適切な保全を図ります。

#### (4) 土地利用規制の見直しについて

- ・ 加古川の河川改修事業により市街地が減少する上滝野地区及び下滝野地区の区域区分<sup>\*</sup><sup>11</sup>の見直しを行います。
- ・ 本地域の小中一貫校整備に伴う区域区分<sup>\*11</sup>の見直しを行います。

## 2) 都市施設の方針

### (1)交通施設

#### ●道路

- ・ JR 社町駅周辺と中心市街地との円滑な接続に向けて、国道 372 号河高ランプの整備を促進します。

#### ●公共交通

- ・ 鉄道事業者との協働により、JR 加古川線各駅における未整備箇所のバリアフリー化<sup>\*71</sup>を推進します。
- ・ 地域公共交通の連携強化に向けて、事業者と協働しながら、鉄道と路線バスの連絡性向上に努めます。
- ・ 事業者や地域住民と連携しながら、路線バスの確保や市町村運営有償運送（自主運行バス）<sup>\*31</sup>の新たな地域への導入などに取り組みます。

### (2)公園・緑地

- ・ 滝野総合公園は、整備に向けた調査・研究を行います。また、体育館については、災害発生時の避難場所として活用します。
- ・ 県立播磨中央公園は、自然豊かな広域公園<sup>\*19</sup>であり、野外ステージや運動施設など様々な施設が整っています。今後、県と連携しながら、施設の利用促進に努めます。

### (3)河川

- ・ 加古川流域における治水安全性の向上を図るため、国・県と連携し、加古川の河川改修事業を推進します。

## 3) 景観形成と環境保全の方針

#### ●山林・丘陵地の環境及び景観の保全

- ・ 市街地近郊に位置する五峰山などの山林や丘陵地を適切に保全するとともに、関係法令に基づき、森林資源の適切な維持管理を図ります。
- ・ 光明寺周辺など歴史文化的資源の周辺について、歴史的風致の保全を図ります。

#### ●農村環境及び景観の保全

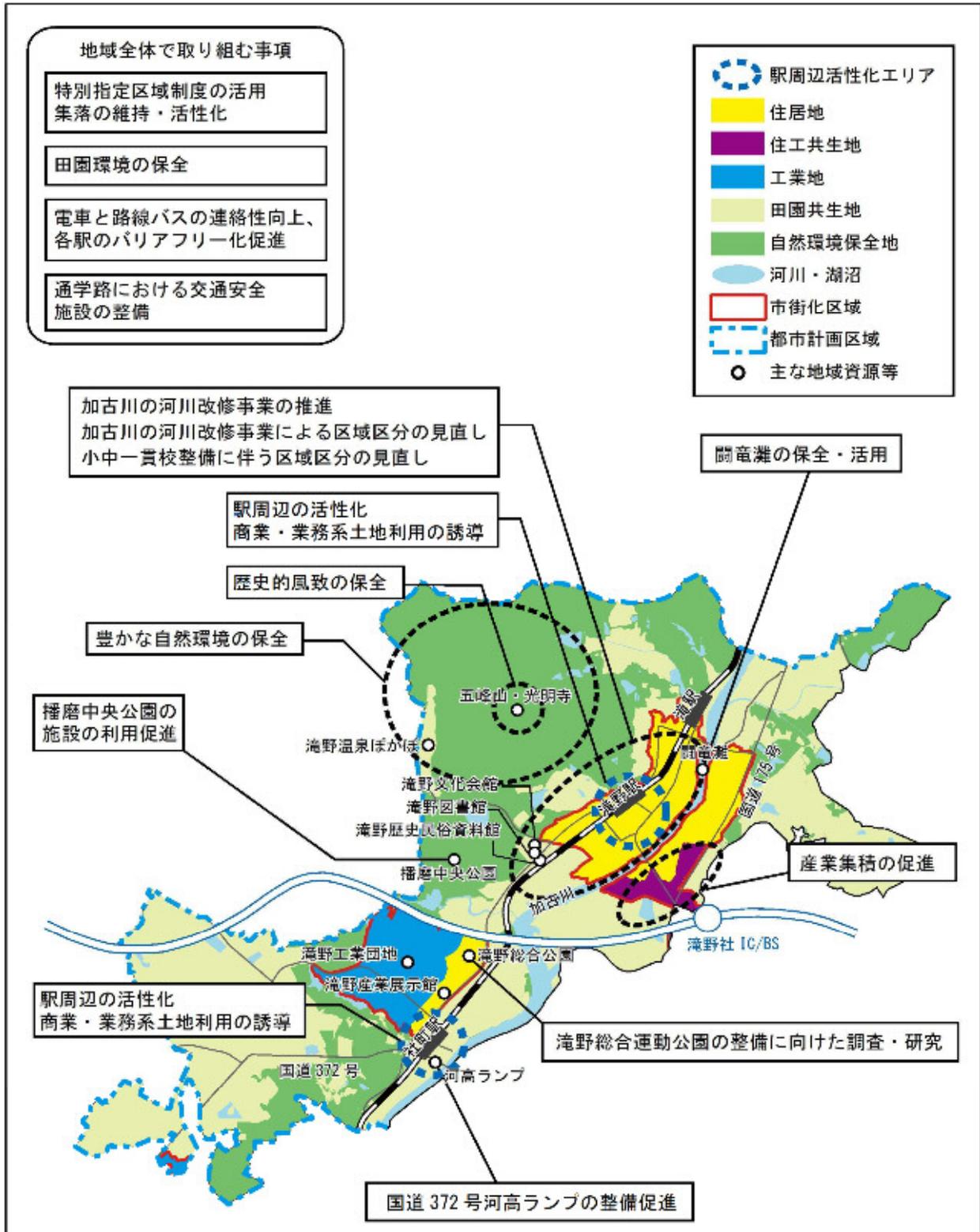
- ・ 農地の多面的機能を保全するとともに、耕作放棄地<sup>\*22</sup>対策や農地の集約化<sup>\*68</sup>を進め、田園環境や景観の保全を図ります。

#### ●水辺環境の保全

- ・ 鬮竜灘は、本地域を代表する観光資源として、引き続き活用するとともに、周辺環境の保全に努めます。

#### 4) 市街地整備の方針

- ・ JR 滝野駅及び JR 社町駅周辺では、民間事業者との積極的な連携のもと、生活サービス機能の充実を図ります。

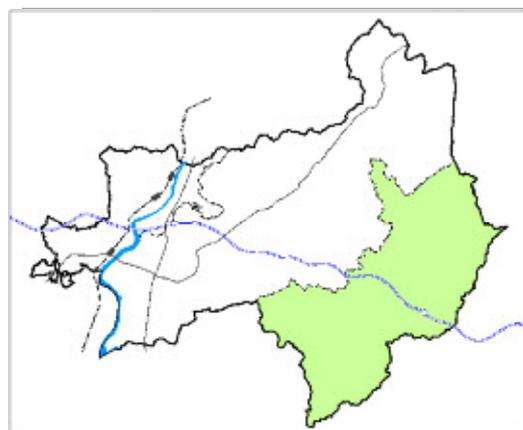


■ 滝野地域構想図

## 2-3 東条地域

### 1. 地域の現況

- ・本市の東部に位置し、地域を横断するように中国縦貫自動車道が走り、ひょうご東条インターチェンジを有しています。
- ・全域が非線引き<sup>\*73</sup>の東条都市計画区域<sup>\*56</sup>指定され、南山地区に用途地域<sup>\*79</sup>が指定されています。また、主要地方道西脇三田線と小野藍本線が交差する天神地区周辺では、基盤整備が完了し、都市的土地利用が進んでいます。
- ・地域北部の東条湖は、本市の代表的なレクリエーション地となっています。
- ・釣針や鯉のぼり、ひな人形の製造が伝統産業として継承されています。また、酒米「山田錦」の主要な生産地となっています。



■位置図



■東条湖



■東条川



■道の駅とうじょう



■特産品（釣針・ひな人形・鯉のぼり）

## ■主な地域資源等

鉄道		—
道路	高速道路	中国縦貫自動車道（ひょうご東条インターチェンジ）
	一般国道	—
	主要地方道 ・一般県道	(主)西脇三田線、(主)小野藍本線、(主)神戸加東線、(主)ひょうご東条インター線、(一)西脇口吉川神戸線、(一)平木南山線、(一)下相野森線、(一)広野永福線、(一)大畑小野線、(一)厚利社線
主要な施設		東条図書館、東条文化会館、東条公民館、ひょうご東条ニュータウンインターパーク、森尾工業団地、南山活性化支援施設
文化財、観光資源		若宮八幡宮、秋津薬師堂、アクア東条、道の駅とうじょう、東条湖おもちゃ王国、東条温泉とどろき荘、ゴルフ場
自然、公園		秋津富士、東条湖（鴨川ダム）、東条川

## 2. 地域の課題

- ・天神地区や椅鹿谷地区、南山地区の住宅地では、基盤整備が完了していますが、未利用地が残っています。利活用を促進し、生活サービス機能や住宅を集積させる必要があります。
- ・用途地域外<sup>\*79</sup>の集落において、高齢化や人口減少、農業者の減少がみられます。
- ・道路網は、中国縦貫自動車道と主要地方道を中心に構成されていますが、整備中の都市計画道路<sup>\*61</sup>があり、早期の整備が求められています。

## 3. 地域の将来像

土地区画整理事業<sup>\*65</sup>による基盤整備が行われている地区では、地域の拠点となる市街地が形成されています。また、用途地域<sup>\*79</sup>の指定がある南山地区は、職住近接の場として整備され、若者世帯を中心に居住が進んでいます。

地域を縦断するように流れる東条川沿川には、集落が点在し、その周辺には豊かな田園地帯が広がっています。

以上を踏まえ、本地域では、これまで整備してきたストックを活用し、生活利便性の高い地域の形成を目指すとともに、周辺の既存集落においても、自然と調和した住環境の保全を図ります。また、釣針や鯉のぼり、ひな人形の製造などの伝統産業が息づく都市づくりを目指します。

## 4. 地域づくりの方針

### 1) 土地利用の方針

#### (1) 都市的土地利用

##### ● 住居地

- ・天神地区及び掬鹿谷地区の住宅地は、土地区画整理事業<sup>\*65</sup>により良好な都市基盤が整備されています。今後は、土地区画整理事業<sup>\*65</sup>地内の未利用地の有効利用を促進し、地区計画<sup>\*50</sup>や建築協定<sup>\*17</sup>により土地利用を誘導することで、利便性の高い住環境の形成を図ります。
- ・南山地区の戸建て住宅を中心とした住宅地では、用途規制に基づき、良好な住環境の維持・保全を図ります。

##### ● 工業地

- ・森尾工業団地においては、工業の集積・振興を図るとともに、周辺環境に配慮した適切な土地利用を誘導します。
- ・住宅地と隣接するひょうご東条ニュータウンインターパークにおいては、工業の集積・振興を図るとともに、地区計画<sup>\*50</sup>に基づき、適切な土地利用を誘導することで、周辺の住環境との調和を図ります。

#### (2) 農業的土地利用

##### ● 田園共生地

- ・緑豊かな地域環境の形成に関する条例<sup>\*77</sup>などに基づき、無秩序な開発を抑制するとともに、農業生産環境と調和した住環境の保全を図ります。
- ・空家や空地などの有効な利活用を促進するとともに、定住・移住施策と連携しながら、集落の活力維持に努めます。

#### (3) 自然的土地利用

##### ● 自然環境保全地

- ・東条湖周辺や、集落の縁辺部に広がる山林は、関係法令に基づき、適切な保全を図ります。

### 2) 都市施設の方針

#### (1) 交通施設

##### ● 道路

- ・主要地方道神戸加東線の蔵谷地区の整備を促進します。
- ・主要地方道小野藍本線のバイパス整備及び歩道の整備を促進します。
- ・本地域と社地域を結ぶ一般県道厚利社線については、歩道整備を促進します。

- ・天神地区における交通利便性の向上に向けて、市道天神横谷線（森地区）の整備を推進します。

#### ●公共交通

- ・事業者や地域住民と連携しながら、路線バスの確保や市町村運営有償運送（自主運行バス）<sup>\*31</sup>の新たな地域への導入などに取り組みます。

### (2)公園・緑地

- ・東条湖周辺では、既存の観光施設を適切に維持しながら、観光資源の魅力を再発見することで、地域の魅力向上に努めます。

### (3)河川

- ・東条川の河川改修を促進するとともに、人と自然が共存する整備方法について県と協議していきます。

## 3) 景観形成と環境保全の方針

#### ●山林・丘陵地の環境及び景観の保全

- ・清水東条湖立杭県立自然公園をはじめとする山林や丘陵地は、レクリエーションの場としても本市の重要な資源であることから、関係法令に基づき、豊かな自然環境を保全します。

#### ●農村環境及び景観の保全

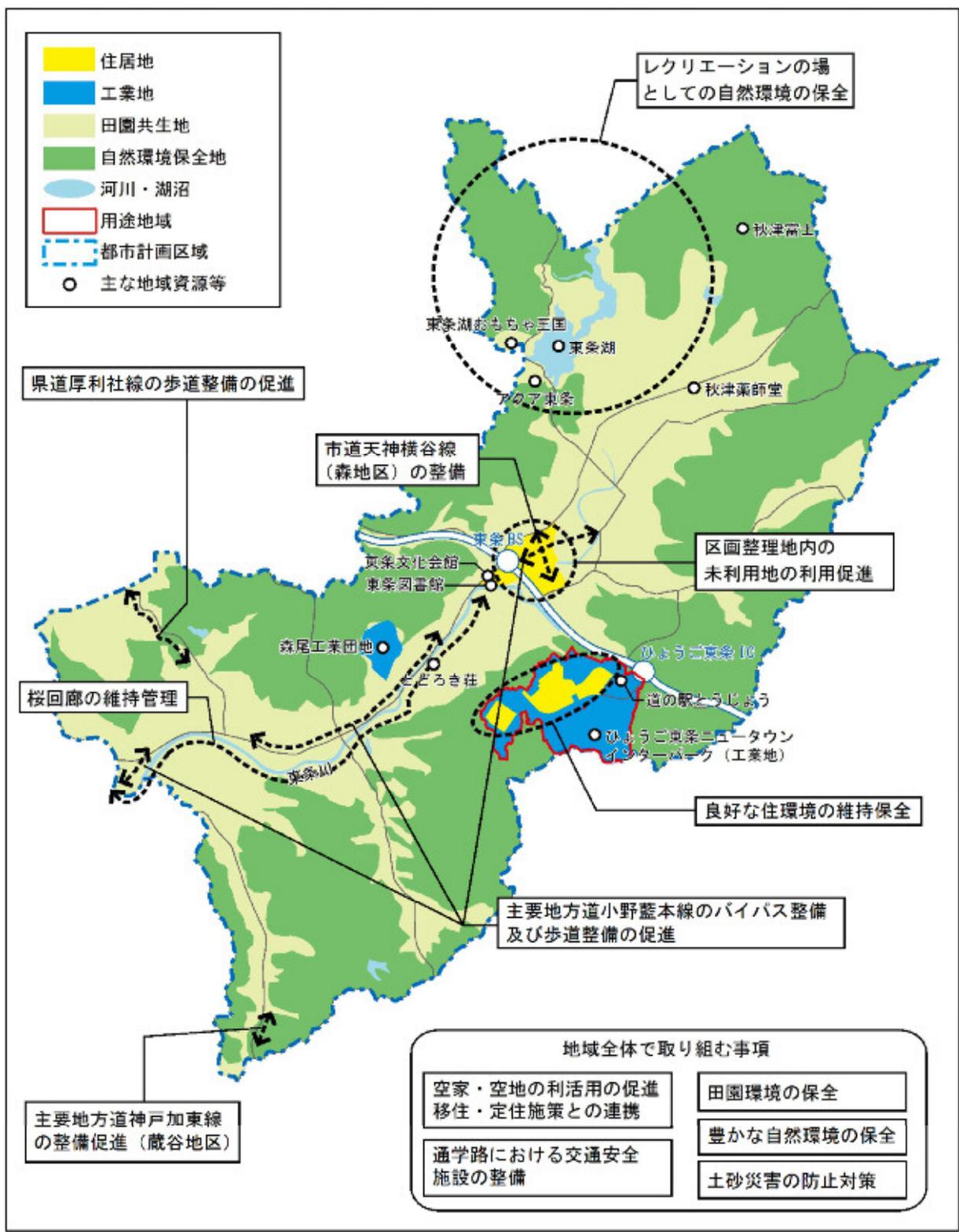
- ・耕作放棄地<sup>\*22</sup>対策や農地の集約化<sup>\*68</sup>により、田園環境の保全を図るとともに、緑豊かな地域環境の形成に関する条例<sup>\*77</sup>に基づき、身近な里山風景の保全と周囲と調和した田園居住空間の形成に努めます。

#### ●水辺環境の保全

- ・東条川における桜回廊の適正な維持管理に努めます。

## 4) 市街地整備の方針

- ・天神地区や掬鹿谷地区、南山地区の市街地では、民間事業者との積極的な連携のもと、生活サービス機能の充実に努めます。



■東条地域構想図

序章  
はじめに

第1章  
全体構想

第2章  
地域別構想

第3章  
推進体制

資料編

## 第3章 推進体制

序章 はじめに

第1章 全体構想

第2章 地域別構想

第3章 佳佳本制

資料編

## 1) 協働による計画推進

### ①協働体制を構築する

持続可能な都市づくりを進めるに当たっては、市民、事業者、NPO\*<sup>6</sup>、大学、行政などの多様な主体がまちの抱える課題や目指すべき将来像などを共有し、それぞれの役割分担のもと、協働による都市づくりを継続していくことが必要です。

そのために、広報広聴の充実などによる市民の市政参画の促進や、地域やまちづくり活動団体への支援、地域コミュニティの主体となる自治会やまちづくり協議会との連携など、協働体制を構築します。

### ②加東の未来を考え、実践する担い手を育む

多様な主体の協働のもと、都市づくりを継続していくためには、身近なところ・できるところから、地域資源の発見や地域課題の解決、地域の魅力創出に役立つ取組を実践し、地域に普及させていくことが重要です。

そのために、兵庫教育大学をはじめとした教育機関などと連携するとともに、外部の専門家のアドバイスを聞いたり、地域住民同士で意見交換を行うなど、様々な機会を通じ、地域で学び、地域の未来を考える機会を創出します。また、このような取組を実践する担い手の育成に努めます。

### ③庁内体制を確立する

都市計画に関わる施策は、都市計画分野だけでなく、他分野も含めた密接な関わりがあることから、庁内における横断的な組織の連携を図ることにより、都市計画に関する庁内体制を確立します。

## 2) 市民を中心とした都市づくりの推進

少子高齢化・人口減少社会において、持続可能な都市づくりを進めていくためには、行政だけに頼らず、市民がそれぞれの地域の中で、主体となって都市づくりを進めていくことが不可欠です。

加東市都市計画マスタープランでは、主に以下の役割を市民に期待し、市民と行政が連携して都市づくりを推進します。

### ●地域活動のリーダーとなる

本市では、里山における自然体験学習や地域の伝統行事・祭りなど、地域の資源を活かした地域活動が多面的に展開されています。このような地域活動をリードし、様々な人々を巻き込んでいく人材が必要であり、行政は、このような機会の創出に努めます。

## ●地域の施設を守る

生活に身近な道路や公園などの既存施設は、実際に使われる地域住民にも管理に参画してもらえよう、行政は、アドプト制度\*<sup>3</sup>など必要な取組を講じます。

## ●新たなつながりをつくる

地域のつながりの希薄化が懸念されていますが、一方で、SNS\*<sup>5</sup>などの新たなコミュニケーションツールが登場しています。こういったツールを活用しながら、多様な立場や年代の人々が、様々な活動を通じて新たなつながりを構築し、そのつながりから新たな価値を創出することが期待されます。そのため、行政は、まちづくり情報の発信を行い、多様で新しいネットワークづくりを促進します。

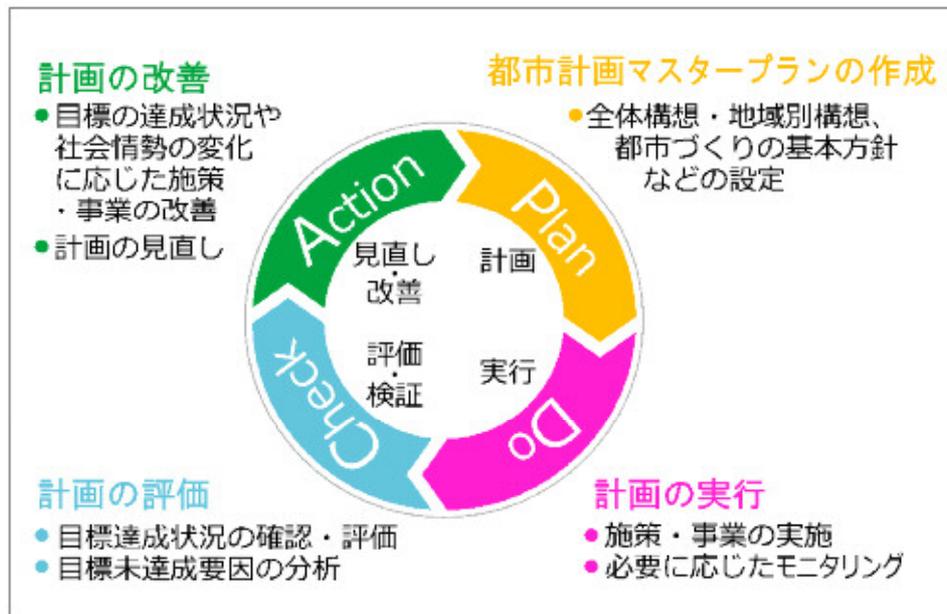
また、本市には外国人労働者が多く、これにより人口が維持されている側面があり、これらの人々を新たな担い手として、地域コミュニティの中で積極的に受け入れていくことが必要です。そのため、行政は、地域住民と外国人労働者など、異なる立場の人々が互いの文化や風習を理解しあえる場や機会を創出するとともに、新たな交流を促進します。

### 3) 計画の評価

本市の将来都市像を実現していくためには、一定の期間が必要になることから、継続的な取組が必要となる一方、今後の社会情勢の変化にも柔軟に対応していく必要があります。

そのため、それらの変化に対応していくためにも、計画を実施し、その結果を検証・評価し、次の計画へ適切に反映していく PDCA サイクル<sup>\*72</sup>の考え方が必要です。

今後、都市計画事業<sup>\*60</sup>などの進捗状況や地域を取り巻く環境の変化、社会情勢の変化を踏まえて本計画の検証を行い、必要に応じて実現に向けた事業手法などの改善を行います。



■ PDCAサイクルのイメージ

序章 はじめに

第1章 全体構想

第2章 地域別構想

第3章 佳佳本制

資料編

序章  
はじめに

第1章  
全体構想

第2章  
地域別構想

第3章  
推進体制

# 資料編

序章 はじめに

第1章 全体構想

第2章 地域別構想

第3章 推進体制

資料編

## 1. 都市計画マスタープラン見直しの経過

実施時期	内 容
2017年11月27日	第1回 加東市都市計画マスタープラン庁内検討委員会
2017年11月27日	第1回 加東市都市計画マスタープラン策定委員会
2018年3月20日	第2回 加東市都市計画マスタープラン策定委員会
2018年5月9日	加東市都市計画審議会（都市計画マスタープランの報告）
2018年6月25日	第3回 加東市都市計画マスタープラン策定委員会
2018年8月10日	第2回 加東市都市計画マスタープラン庁内検討委員会
2018年8月25日	第1回 まちづくりワークショップ
2018年10月13日	第2回 まちづくりワークショップ
2018年11月16日	第3回 加東市都市計画マスタープラン庁内検討委員会
2018年11月28日	第4回 加東市都市計画マスタープラン策定委員会
2018年12月17日	第5回 加東市都市計画マスタープラン策定委員会
2018年12月20日 ～2019年1月18日	加東市都市計画マスタープラン（案）に対する意見募集
2019年1月9日、 10日、11日	加東市都市計画マスタープラン（案）住民説明会 （社地域、滝野地域、東条地域）
2019年1月30日	第6回 加東市都市計画マスタープラン策定委員会
2019年2月4日	加東市都市計画審議会（都市計画マスタープランの報告）
2019年3月	加東市議会（都市計画マスタープランの提案）

## 2. 加東市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

氏名	役職	区分	備考
中山 久憲	学校法人神戸学院 神戸学院大学 教授	識見を有する者	委員長
高木 厚子	国立大学法人 兵庫教育大学大学院 教授	識見を有する者	副委員長
宮崎 良平	加東市商工会副会長	識見を有する者	
山本 正仁	みのり農業協同組合 金融共済担当 常務理事	識見を有する者	
藤原 博幸	藤田区長	住民代表	
神戸 仁	穂積区長	住民代表	
廣畑 貞一	南山区長 東条東地区代表区長	住民代表	
萬谷 信弘	兵庫県北播磨県民局 加東農林振興 事務所長	関係行政機関の職員	
白井 伸幸	兵庫県北播磨県民局 加東土木事務 所 まちづくり参事	関係行政機関の職員	

(異動などにより途中で退任された委員)

氏名	役職	区分	備考
藤森 健	北野区長	住民代表	
新谷 裕亮	少分谷区長 東条東地区代表区長	住民代表	
石田 均	兵庫県北播磨県民局 加東農林振興 事務所長	関係行政機関の職員	

### 3. まちづくりワークショップ（加東市都市計画マスタープランの見直し）

加東市都市計画マスタープランの見直しに当たり、市民の目から見た地域の特性や課題、地域づくりの方向性などを明らかにするため、「まちづくりワークショップ」を開催しました。

まちづくりワークショップにおける意見は、全体構想の分野別の方針や地域別構想に反映しました。

以下にワークショップの開催概要を示します。

#### ■まちづくりワークショップの開催概要

	第1回まちづくりワークショップ	第2回まちづくりワークショップ
日時	平成30年8月25日（土） 13:30～16:00	平成30年10月13日（土） 13:30～16:00
場所	社福祉センター 2階レクリエーション室	社福祉センター 2階レクリエーション室
テーマ	「地域の良いところ・改善すべきところ」 「地域をより良くするために／課題を解決するために」	「地域をより良くするために必要なこと／課題を解決するために必要なこと」を示す「提案マップ」の作成と、「地域のキャッチフレーズ」
参加人数	25名	18名
班編成	5班（社地域：A・B班、滝野地域：C・D班、東条地域：E班）	5班（社地域：A・B班、滝野地域：C・D班、東条地域：E班）



■まちづくりワークショップの様子

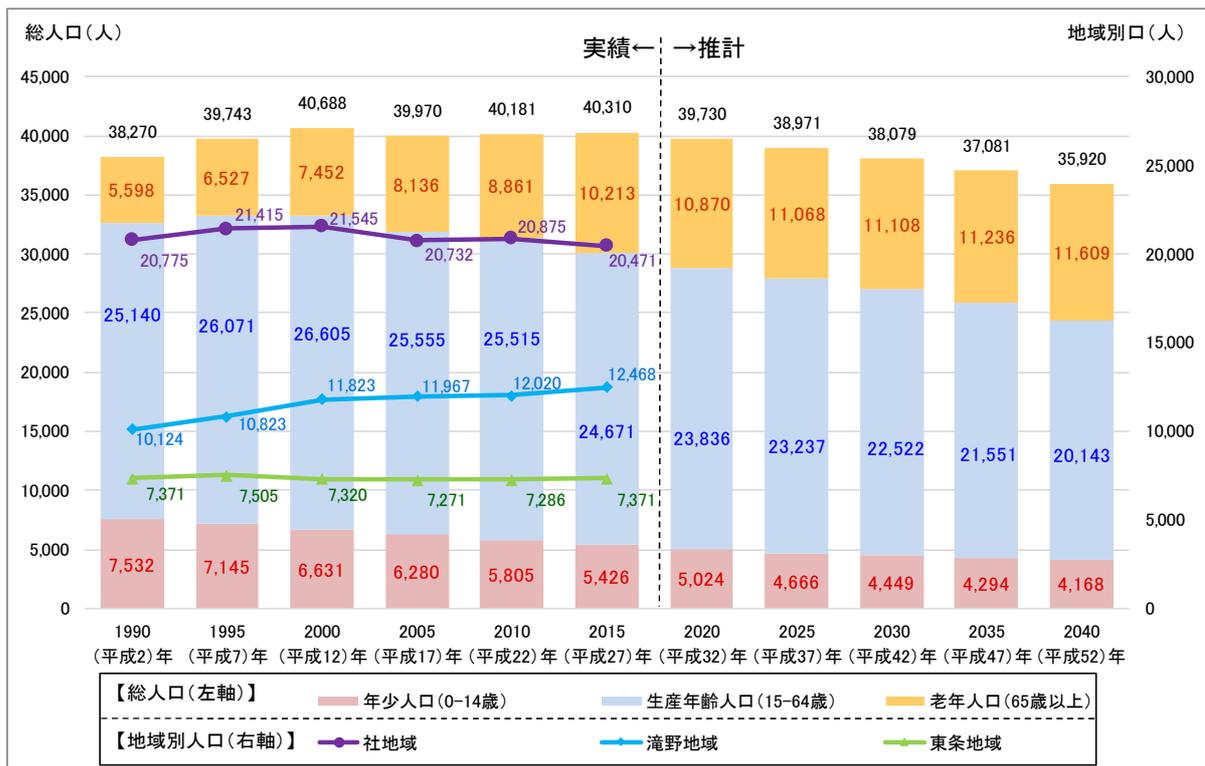
## 4. 人口・土地利用等の状況

### 1) 総人口及び地域別人口の推移

本市の総人口は、2000（平成12）年に40,688人でピークを迎えるまで緩やかに増加し、これ以降、横ばいで推移しています。全国の多くの都市で人口減少が進んでいる中、本市は2015（平成27）年に40,310人と4万人台を維持しており、現段階では減少傾向は見られません。なお、本市に居住している外国人住民が近年増加しており、人口が維持されている要因の一つになっています。

本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の準拠推計によると、2020（平成32）年以降、緩やかに減少し、2040（平成52）年には35,920人に減少すると予測されます。今後、年少人口、生産年齢人口は減少傾向が続きますが、老年人口は増加傾向が続くと予測されており、さらに高齢化が進むと予測されます。

地域別の人口推移をみると、社地域は維持・微減の傾向、滝野地域は一貫して増加傾向、東条地域は維持傾向で推移しています。



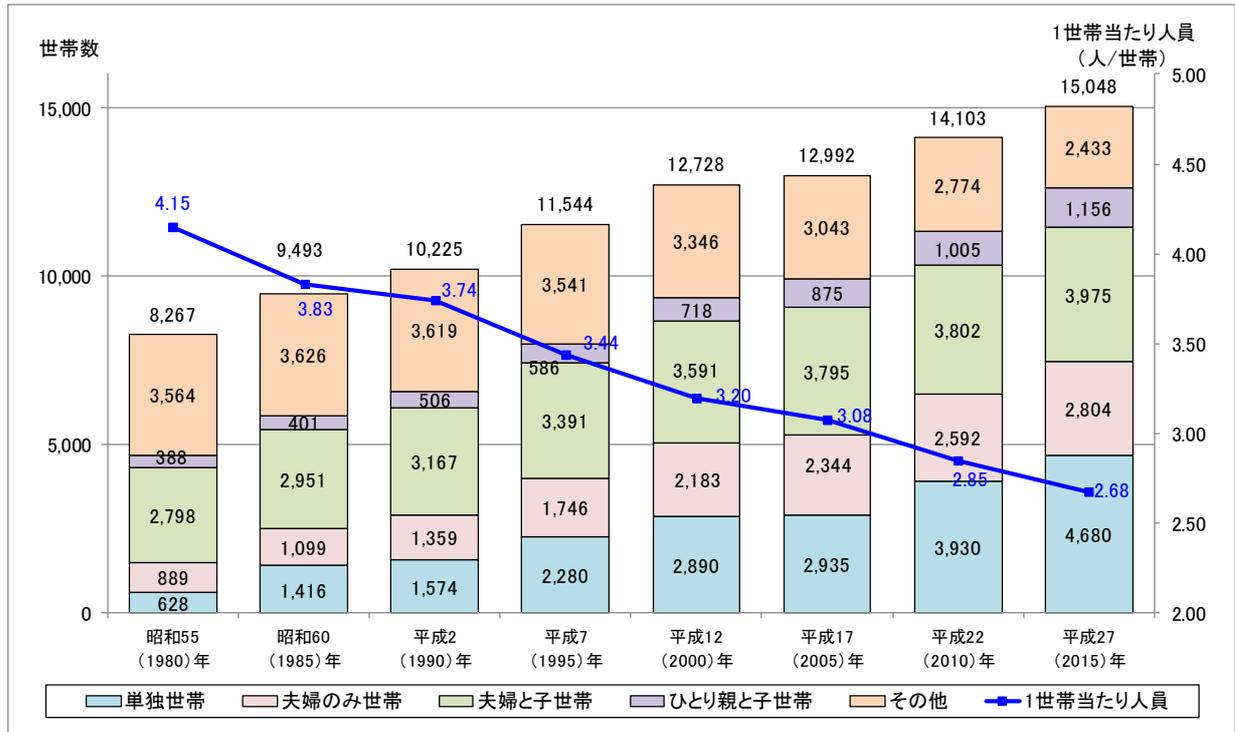
■総人口（年齢3区分人口）及び地域別人口の推移

資料：総務省「国勢調査」、加東市「国立社会保障・人口問題研究所の人口推計手法準拠による推計」

## 2) 世帯数の推移

総世帯数は一貫して増加し続けており、平成 27（2015）年時点では 15,048 世帯と、昭和 55（1980）年の 2 倍程度まで増えています。

世帯の種類別に見ると、単独世帯、核家族（夫婦のみ・夫婦と子・ひとり親と子世帯）は増加し、その他（3 世代以上の世帯）は減少しています。



■ 世帯の推移

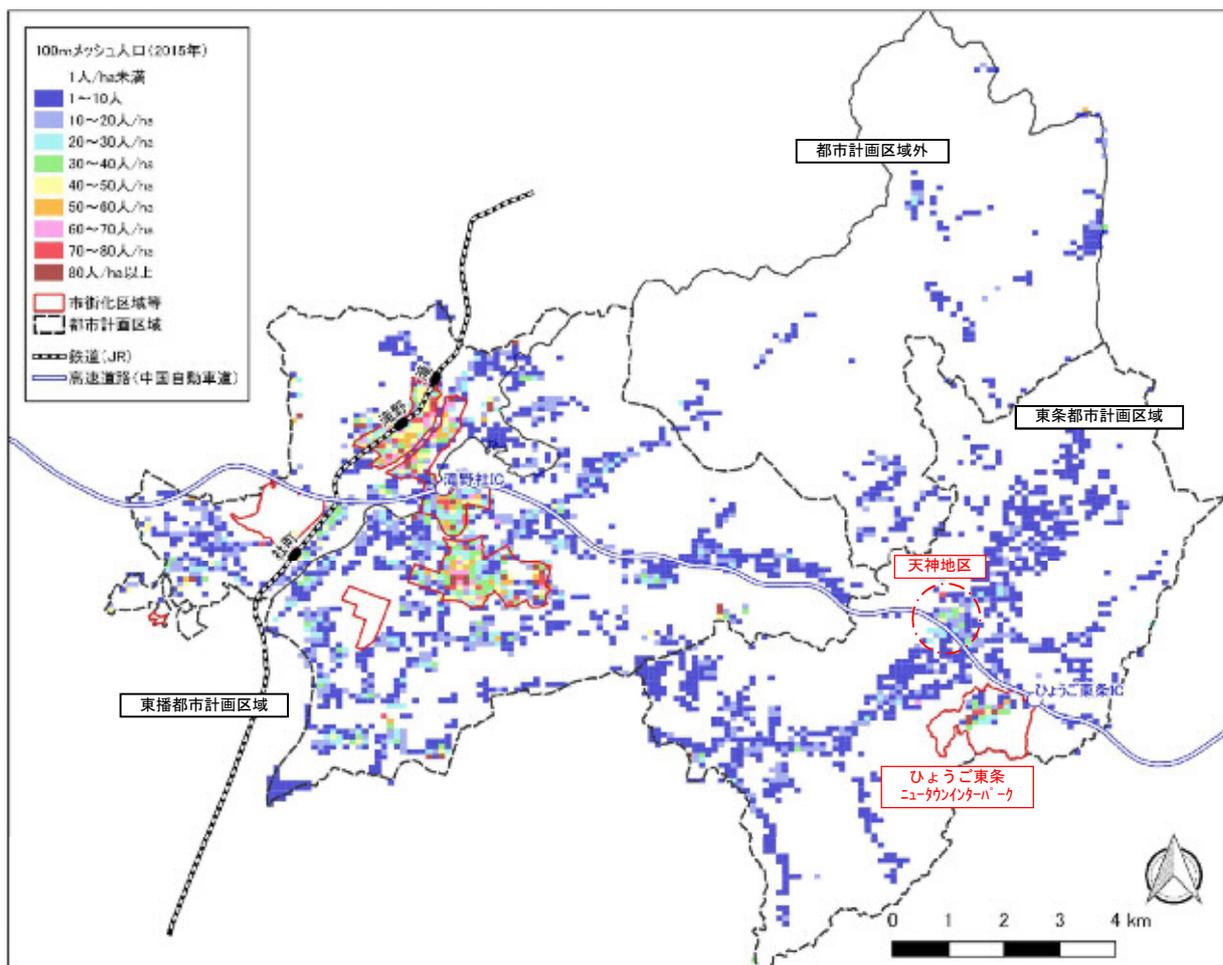
資料：総務省「国勢調査」

### 3) 100mメッシュ人口

#### (1) 2015 (平成 27) 年

2015 (平成 27) 年現在の 100m メッシュ人口を見ると、1ha 当たり 40 人以上 (適正な市街地の人口密度の目安) のメッシュは、社地域では、加東市役所周辺や滝野社インター南側の市街地に分布しています。滝野地域では、JR 滝野駅周辺の市街地に連たんして分布し、東条地域では天神地区及びひょうご東条インター南側の市街地 (ひょうご東条ニュータウンインターパーク) に分布しています。

概ね、市街化区域及び用途地域 (以下「市街化区域等」という。) 内で人口 40 人以上のメッシュが分布していますが、天神地区など市街化区域等に含まれていない箇所においても、人口が集積している箇所が見られます。



■100mメッシュ人口 (2015 (平成 27) 年)

※100mメッシュ人口は、H27国勢調査による加東市の500mメッシュ人口 (国勢調査) 及び国政局推計の500mメッシュ将来 (H32~H62) 推計人口 (国土数値情報) から以下の方法により算出。

ステップ1 : 兵庫県都市計画基礎調査の土地利用情報 (H26) 、国土数値情報の土地利用細分メッシュ情報 (H26) 、国土基盤情報の建築物の情報 (H28) を用いて、住宅系用地に立地する「普通建物」及び「堅牢建物」データから、「住宅用建物」を抽出。

※加東市統計GISシステムの空家情報から「空家ポイント」と重なる建物は除外

ステップ2 : 100mメッシュごとに「住宅用建物面積」を算出し、当該メッシュが位置する500mメッシュ内における「住宅用建物面積割合」を算出。

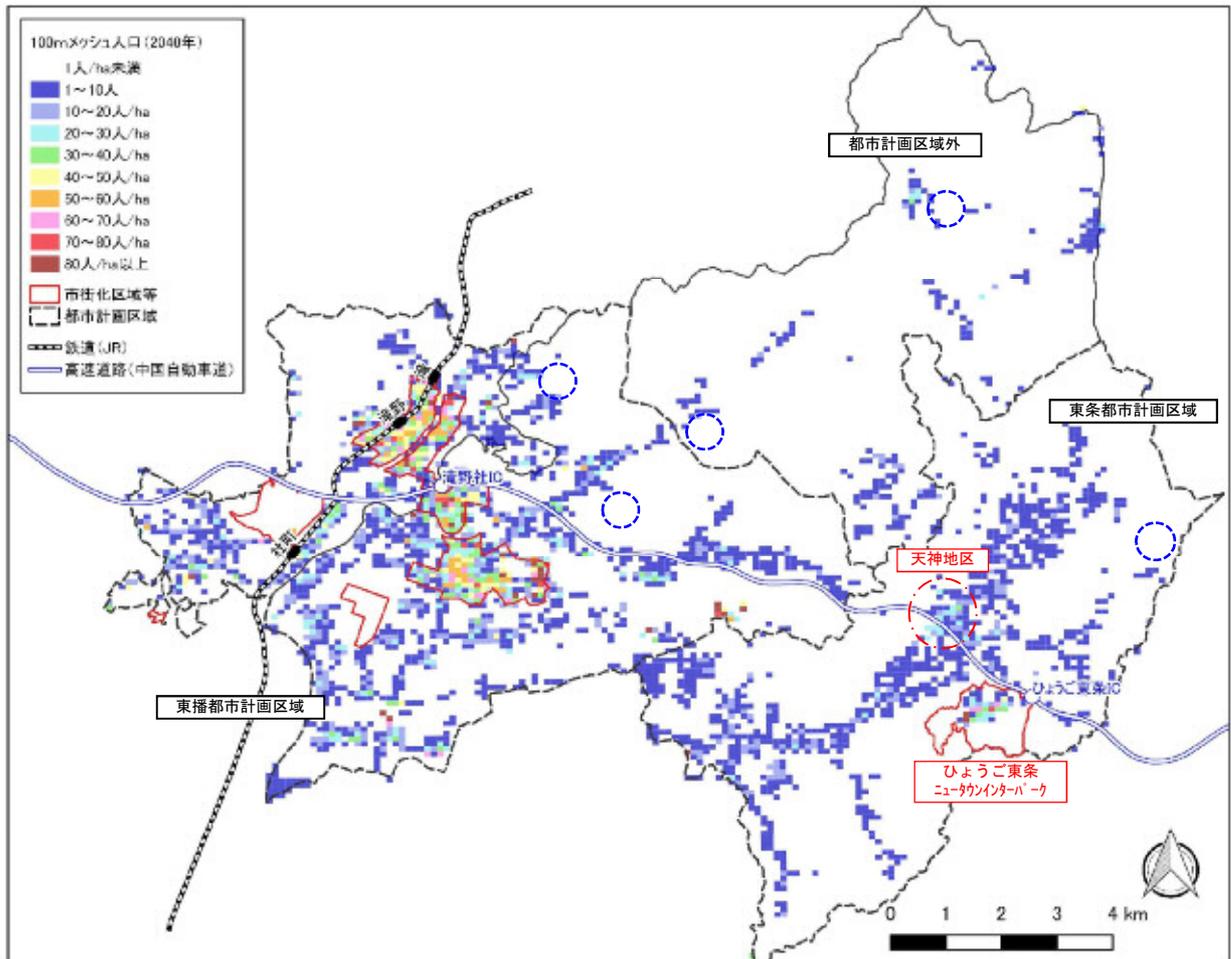
ステップ3 : H27年500mメッシュ人口及び500mメッシュ将来推計人口を、住宅用建物面積割合に応じて100mメッシュに分配。

ステップ4 : 市域全体のH27国勢調査人口及び社人研推計人口 (H32~H57) をコントロールトータルに100mメッシュ人口を補正し、100mメッシュ人口 (H27現況及び将来推計) を算出。

## (2) 2040 (平成 52) 年

2040 (平成 52) 年の推計人口による 100mメッシュ人口を見ると、その傾向は 2015 (平成 27) 年から大きく変わりません。

中山間地域では、人口メッシュが消滅しているところがあり (図中の青○)、集落の人口減少やコミュニティの縮小が懸念されます。



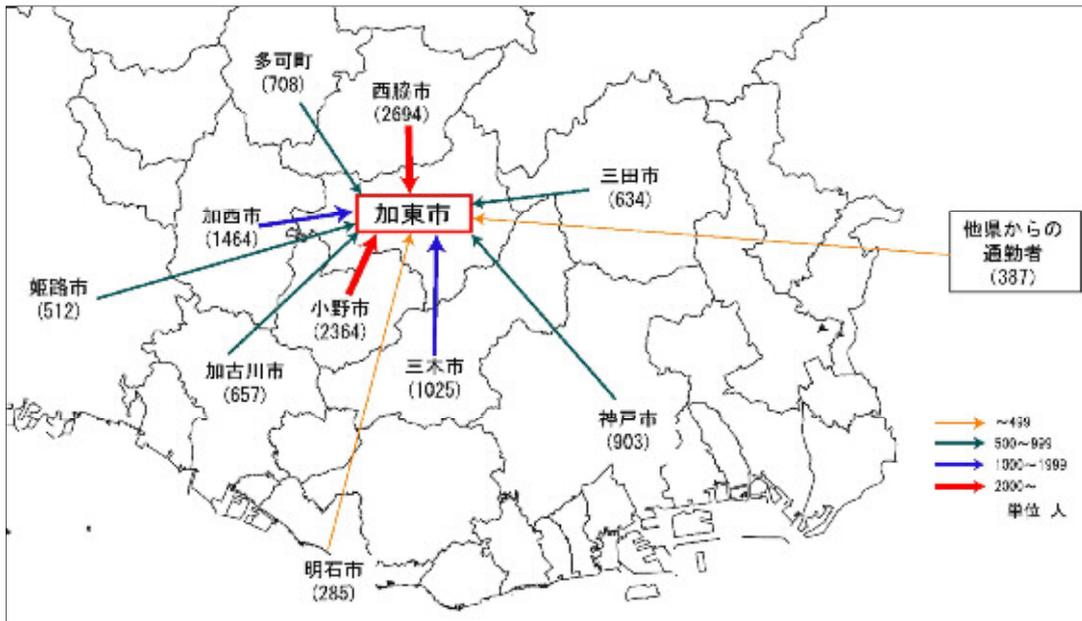
■100mメッシュ人口 (2040 (平成 52) 年)

#### 4) 近隣市町との人口流動（通勤）

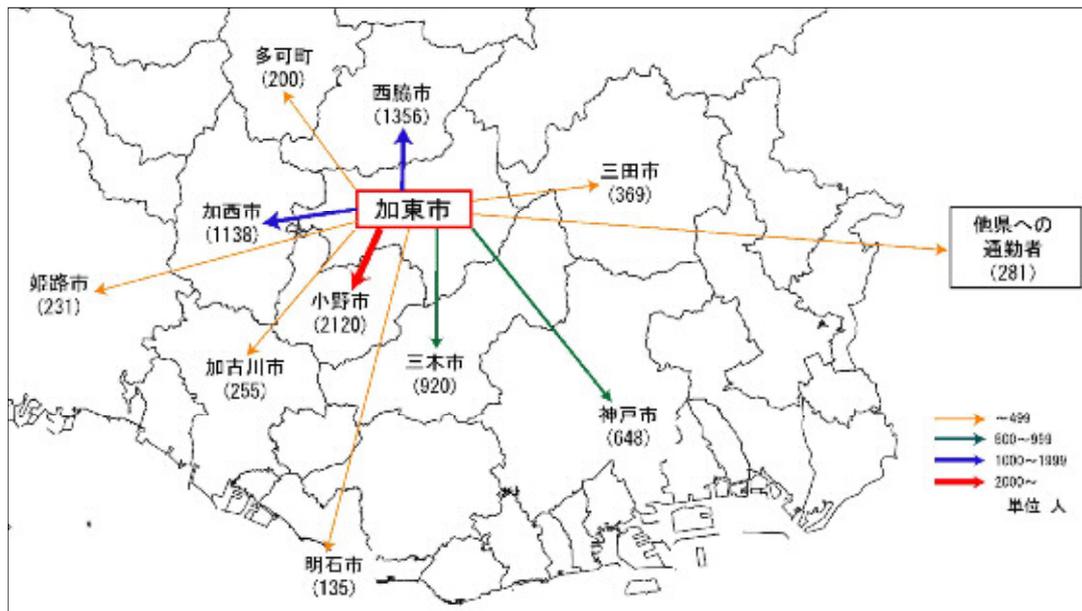
本市に常住している就業者は 19,750 人（2015（平成 27）年国勢調査による）であり、そのうち市内への通勤者は 11,175 人となっており、市外（他県を含む）が 8,289 人、その他（従業地不詳）が 286 人で、4 割超が市外へ通勤しています。

一方、市外（他県を含む）からの通勤者は 12,628 人と、市内常住の市内通勤者を上回っています。また、通勤流入・流出の人数が多い上位 10 市町について、全ての他市町から本市への流入量が、本市から他市町への流出量を上回っている状況です。

本市には工業団地が 4 箇所あるなど、「働く場」が充実しており、通勤先として選ばれていると考えられます。



■通勤流動（流入）



■通勤流動（流出）

資料：総務省「国勢調査」 2015（平成 27）年

※ 流入・流出ともに人数が多い上位 10 市町について図示。

## 5) 開発許可の推移

開発許可の件数は、2011（平成23）年度～2014（平成26）年度には、市内全域で1～3件程度でしたが、2015（平成27）年以降はわずかに増加し、毎年5～6件のペースとなっています。

件数ベースで見ると、市街化区域での開発許可が多い傾向ですが、面積ベースで見ると、2017（平成29）年度には市全域での開発許可が13.0haであることに對し、市街化区域での開発許可が1.3haとなっており、市街化区域以外の割合が高いことが分かります。

■開発許可の推移

		2011 （平成23） 年度	2012 （平成24） 年度	2013 （平成25） 年度	2014 （平成26） 年度	2015 （平成27） 年度	2016 （平成28） 年度	2017 （平成29） 年度
件数 （件）	市全域	3	3	2	1	6	5	5
	市街化区域	3	-	2	1	4	5	3
面積 （ha）	市全域	1.2	1.5	0.4	0.9	7.1	2.2	13.0
	市街化区域	1.2	-	0.4	0.9	1.3	2.2	1.3

資料：加東市資料

## 6) 農地転用の推移

農地転用の件数は、年度によってばらつきは見られますが、概ね100件前後で推移しています。

■農地転用の推移

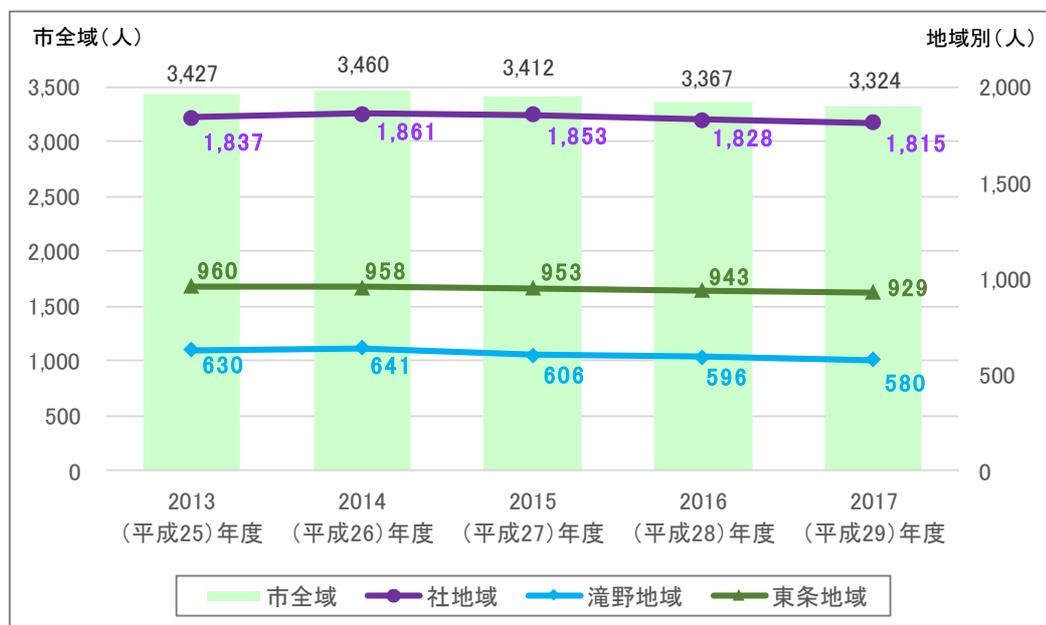
		2011 （平成23） 年度	2012 （平成24） 年度	2013 （平成25） 年度	2014 （平成26） 年度	2015 （平成27） 年度	2016 （平成28） 年度
件数 （件）	市全域	129	93	145	76	161	103
	市街化区域	60	45	77	30	57	53
面積 （ha）	市全域	4.4	3.2	4.4	2.5	8.1	4.3
	市街化区域	2.0	1.3	2.1	1.1	2.9	2.2

資料：加東市資料

## 7) 農業者数の推移

農業者数は、2013（平成25）年度の3,437人から、2014（平成26）年度には3,460人に僅かに増加し、その後、緩やかに減少傾向となっています。

地域別にみると、いずれの地域も同様であり、減少傾向に入っています。



■農業者数の推移

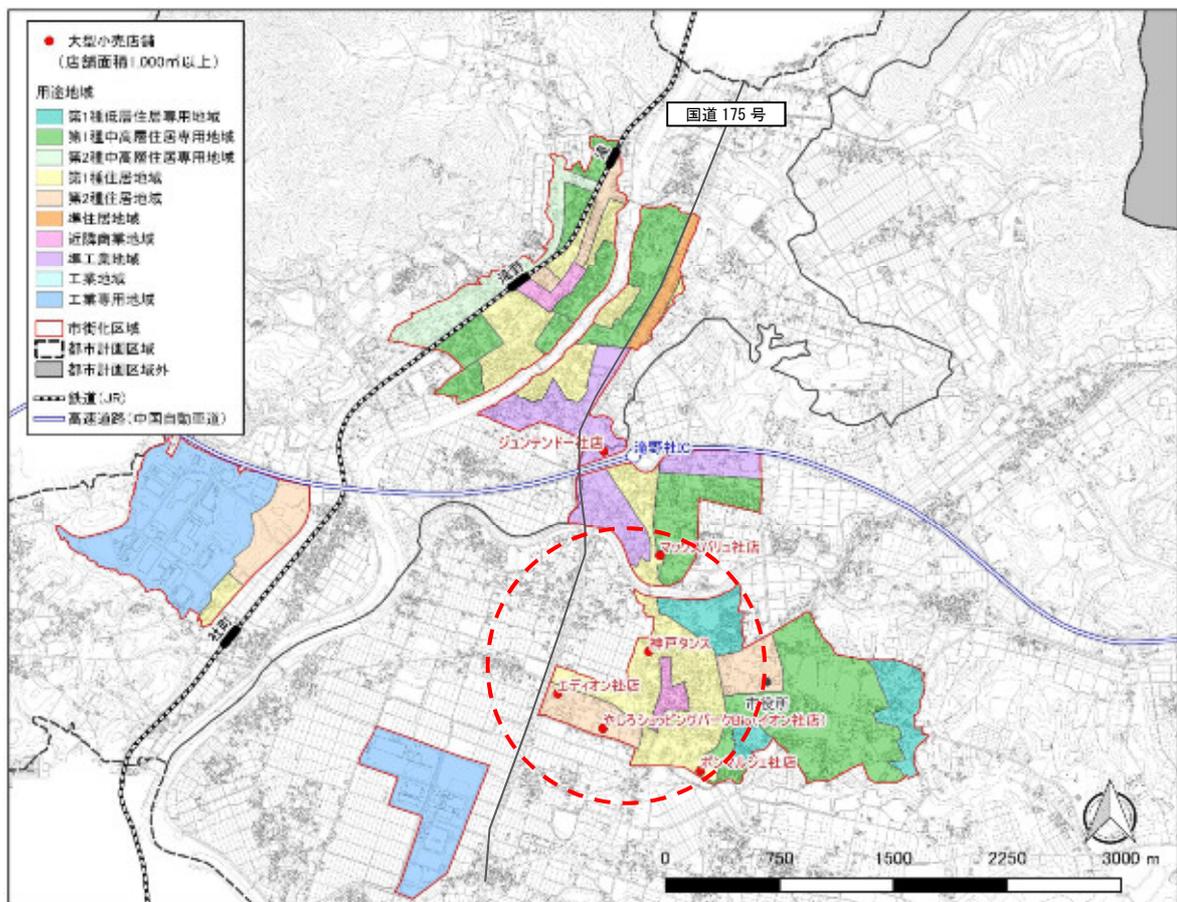
資料：加東市資料

## 8) 大型小売店の出店状況

店舗面積が1,000㎡以上の大規模小売店舗の分布を見ると、全て市街化区域内に立地しており、やしろショッピングパーク Bio の周辺に比較的集積しています（図中の赤○のエリア）。

一方、東条地域には大規模小売店舗はありませんが、中規模程度のスーパーマーケットやホームセンターが立地しています。

	名称	業態	開設日	店舗面積
1	やしろショッピングパーク Bio(イオン社店)	ショッピングセンター	1996(平成8)年5月	22,270㎡
2	ボンマルシェ社店	食品スーパー	1977(昭和52)年11月	2,598㎡
3	神戸タンス	専門店	1985(昭和60)年8月	2,354㎡
4	エディオン社店	専門店	2013(平成25)年5月	2,064㎡
5	ジュンテンドー社店	ホームセンター	2011(平成23)年7月	2,045㎡
6	マックスバリュ社店	食品スーパー	1979(昭和54)年3月	2,017㎡



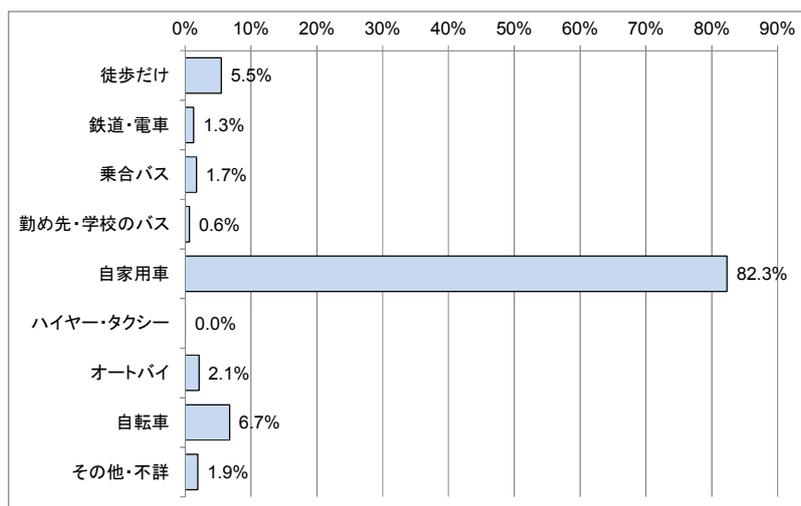
■ 大規模小売店舗の立地状況

資料：東洋経済「全国大型小売店舗総覧」2017（平成29）年

## 9) 交通機関分担率

通勤・通学における交通手段の機関分担率※ を見ると、「自家用車」が 82.3%と突出しており、次いで「自転車」が 6.7%、「徒歩だけ」が 5.5%となっています。公共交通を見ると、「乗合バス」は 1.7%、「鉄道・電車」は 1.3%の合計 3.0%と僅かであり、自家用車に依存した交通環境となっていることがうかがえます。

区分	利用者 (人)	分担率
徒歩だけ	1,299	5.5%
鉄道・電車	308	1.3%
乗合バス	402	1.7%
勤め先・学校のバス	150	0.6%
自家用車	19,470	82.3%
ハイヤー・タクシー	4	0.0%
オートバイ	495	2.1%
自転車	1,595	6.7%
その他・不詳	455	1.9%
総数 (通学者・通勤者)	23,651	100.0%



### ■通勤・通学における交通手段別利用者数と機関分担率

資料：総務省「国勢調査」2010（平成 22）年

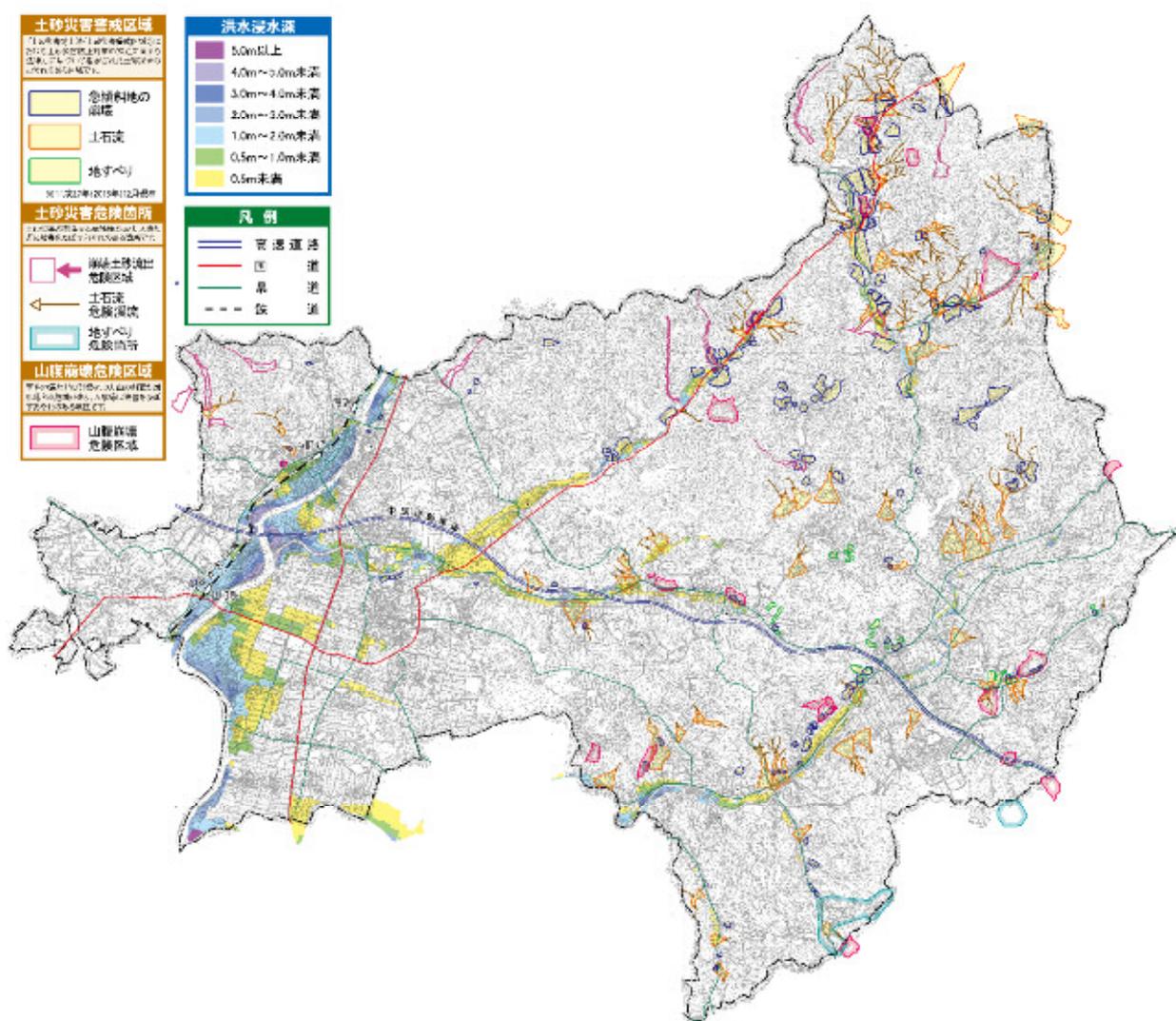
※ 従業地・通学地による 15 歳以上自宅外就業者・通学者（15 歳以上で市内に通勤・通学している者）。なお、複数回答のため、利用交通手段の区分を足し上げたものと総数は一致しない。

## 10) 災害の状況

中山間地域では、土砂災害警戒区域が多く分布しており、土砂災害による被害が懸念されます。2015（平成 27）年度からは、県により土砂災害特別警戒区域が指定されています。

加古川沿川の一帯においては、大雨・洪水などにおける浸水が想定されています。洪水時には最大 5.0m 以上、駅周辺においても 1.0m 以上の浸水が想定されています。

また、国（2016（平成 28）年度）と県（2018（平成 30）年度）によって、加古川とその支流における浸水想定区域（想定最大規模）の指定が行われ、想定最大規模については、滝野地域の一部で 10m 以上 20m 未満の浸水も想定されています。



■災害危険箇所などの状況

資料：加東市資料

## 5. 都市計画の状況

### 1) 都市計画区域、区域区分、地域地区の決定状況

#### (1) 都市計画区域

都市計画区域名称	行政区域		都市計画区域		DID 区域内 人口 (千人)	区域区分 年月日	
	面積(ha)	人口(千人)	面積(ha)	人口(千人)		当初決定	最終決定
東播都市計画区域	15,755	40.31	6.396	31.3	5.5	S46.3.16	H30.3.27
東条都市計画区域		(H27 国調)	5.032	7.5			

資料：総務省「国勢調査」2015（平成 27）年、加東市（2018（平成 30）年 3 月 31 日現在）

#### (2) 市街化区域・市街化調整区域

都市計画区域名称	市街化区域		市街化調整区域		区域区分 年月日		変更概要
	面積(ha)	人口(千人)	面積(ha)	人口(千人)	当初決定	最終決定	
東播都市計画区域	589	17.7	5,810	13.6	S46.3.16	H30.3.27	-

資料：加東市（2018（平成 30）年 3 月 31 日現在）

#### (3) 用途地域

都市計画区域名称	第 1 種低層 住居専用地域	第 2 種低層 住居専用地域	第 1 種中高層 住居専用地域	第 2 種中高層 住居専用地域	第 1 種 住居専用地域	第 2 種 住居専用地域	計	最終決定 年月日
	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)		
東播都市計画区域	34.0	-	156.0	29.0	118.0	51.0		
東条都市計画区域	35.0	-	2.9	-	0.5	33.0		
都市計画区域名称	準住居地域	近 隣 商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工 業 専用地域	計	最終決定 年月日
	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)		
東播都市計画区域	7.6	8.9	-	53.0	3.3	128.0	588.8	H30.3.27
東条都市計画区域	-	-	-	30.0	57.0	-	158.4	-

資料：加東市（2018（平成 30）年 3 月 31 日現在）

## 2) 都市計画施設の決定状況

### (1) 都市計画道路

#### ①東播都市計画区域

番号	名称	計画車線の数	計画幅員(m)	計画決定延長(m)	改良延長(m)	整備率(%)	都市計画決定状況	
							当初決定	最終決定
3.2.11	明石水上線	4	30	8,100	8,100	100.0%	S50.2.4	H13.10.23
3.4.30	社外環状線	2	16	4,520	4,520	100.0%	S50.2.4	H13.10.23
3.5.31	明石舞鶴線	2	12	5,520	850	15.4%	S30.3.30	H13.10.23
3.6.32	社環状線	2	11	1,700	1,700	100.0%	S30.3.30	H13.10.23
3.5.33	姫路篠山線	2	12	430	0	0.0%	S50.2.24	H13.10.23
3.4.380	三田滝野線	2	16	1,220	1,220	100.0%	S50.2.4	H13.10.23
3.5.381	東条社線	2	14	4,330	1,870	43.2%	S56.8.25	H13.10.23
3.5.400	野上滝野線	2	13	1,300	1,300	100.0%	H6.5.27	H13.10.23
3.3.401	下滝野八之坪線	2	23	530	380	71.7%	S50.2.25	H13.10.23
3.4.402	市場西脇線	2	16	6,100	5,290	86.7%	S36.3.2	H27.1.6
3.4.403	滝野駅前線	2	16	180	180	100.0%	S59.3.16	H13.10.23
3.5.404	滝野公園線	2	14	470	470	100.0%	S52.3.22	H14.3.18
3.5.405	鬮竜灘線	2	12	920	920	100.0%	S36.3.2	H13.10.23
3.5.850	滝野梶原線	2	12	1,060	1,060	100.0%	S50.3.25	H13.10.23
3.5.851	梶原幹線	2	12	730	730	100.0%	S50.3.25	H13.10.23
3.5.852	家原窪田線	2	12	1,480	1,480	100.0%	S50.3.25	H13.10.23
3.5.853	北野大門線	2	12	1,550	1,550	100.0%	S50.3.25	H13.10.23
3.6.855	本町嬉野線	2	8	410	0	0.0%	S30.3.30	H13.10.23
3.5.880	工業団地1号線	2	13	1,310	1,310	100.0%	H6.5.27	H13.10.23
3.5.881	滝野梶原線	2	12	830	200	24.1%	S50.4.1	H24.5.11
3.5.882	北野大門線	2	16	960	960	100.0%	S36.3.2	H13.10.23
8.7.900	滝野駅横断歩道橋線	-	6	90	90	100.0%	H4.12.7	H13.10.23

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

#### ②東条都市計画区域

番号	名称	計画車線の数	計画幅員(m)	計画決定延長(m)	改良延長(m)	整備率(%)	都市計画決定状況	
							当初決定	最終決定
1.6.1	東条インターチェンジ線	2	8	460	460	100.0%	H2.3.13	H12.10.10
3.4.100	南山幹線	2	16	3,100	3,100	100.0%	S63.10.21	H12.10.10
3.4.101	中央幹線	2	16	1,640	460	28.0%	S63.10.21	H12.10.10
3.6.102	西脇三田線	2	11	2,470	2,020	81.8%	S63.10.21	H12.10.10
3.5.500	南山1号線	2	12	2,040	2,040	100.0%	H2.3.13	H12.10.10

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

## (2) 都市計画公園

### ①東播都市計画区域

番号	名称	所在地	面積			都市計画決定状況	
			計画 (ha)	供用 (ha)	整備率 (%)	当初決定	最終決定
街区公園							
2.2.9501	やしろ児童公園	社字山氏浦及び字東出口	0.10	0.10	100.0%	S51.1.13	S59.3.9
2.2.9001	なかよし公園	北野字黒深	0.14	0.14	100.0%	S52.3.8	-
2.2.9002	わんぱく公園	新町字辻北	0.17	0.17	100.0%	S52.3.8	-
2.2.9003	行里公園	下滝野字下ノ山・行里	0.30	0.30	100.0%	S56.8.11	-
2.2.9004	地蔵公園	下滝野字八之坪	0.25	0.25	100.0%	S56.8.11	-
2.2.9005	駅前公園	下滝野字古屋敷	0.25	0.25	100.0%	S56.8.11	-
2.2.9006	八之坪公園	下滝野二丁目	0.15	0.15	100.0%	S56.8.11	-
2.2.9007	朝日ヶ丘公園	河高字木山谷口	0.10	0.10	100.0%	H6.5.27	-
近隣公園							
3.3.951	社中央公園	社字東條道、字一本松、字横尾、字白池及び字澤の各一部地内	3.0	3.0	100.0%	S58.1.25	-
総合公園							
5.5.951	起勢の里	東古瀬字坊ノ下・大坪・池ア新田・坊ノ上・長箴・沢部字弥谷尻・東実字堂ノ谷	12.7	8.8	69.3%	H5.11.19	-
5.5.951	滝野町総合公園	河高字平木 他	12.4	7.2	58.1%	H6.5.27	-
広域公園							
9.7.1	播磨中央公園	河高・上滝野・下滝野・光明寺	381.6	181.7	47.6%	S49.3.1	H14.4.16
緑地							
-	河高緑地	河高字タタラ及び字黒石	1.8	1.8	100.0%	H6.5.27	-

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

### ②東条都市計画区域

番号	名称	所在地	面積			都市計画決定状況	
			計画 (ha)	供用 (ha)	整備率 (%)	当初決定	最終決定
街区公園							
2.2.1	南山1号児童公園	森字東谷並びに森字本谷	0.25	0.25	100.0%	H2.3.13	-
2.2.2	南山2号児童公園	森字二ノ谷	0.25	0.25	100.0%	H2.3.13	-
2.2.3	南山3号児童公園	森字二ノ谷	0.25	0.25	100.0%	H2.3.13	-
2.2.4	南山4号児童公園	岡本字魚ヶ尾並びに岡本字片山	0.25	0.25	100.0%	H2.3.13	-
近隣公園							
3.3.1	南山1号公園 (ゆめのくにこうえん)	森字本谷	1.8	1.8	100.0%	H2.3.13	H12.6.16
3.3.2	南山2号公園 (星の里公園)	森字二ノ谷並びに岡本字新皿池	2.0	2.0	100.0%	H2.3.13	-

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

### (3) 公共下水道

上段：供用  
下段：計画

都市計画区域名称	処理方式	排水区域 (ha)	整備率 (%)	処理区域 (ha)	下水管渠 (m)
東播都市計画区域	分流式	1,437	53.0%	1,437	10,790
		2,709		2,709	11,410
東条都市計画区域	分流式	320	81.0%	320	2,070
		395		395	2,070

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

### 3) 地区計画の決定状況

#### ①東播都市計画区域

地区名	計画決定・ 変更年月日	面積(ha)		地区計画のねらい	決定の概要
		地区計画	地区整備 計画		建築物等に関する事項
河高西地区	H6.6.10/ H7.11.7	5.2	5.2	良好な住環境の形成、 事業効果の維持増進	用途、最高容積率、敷地面積、 壁面位置、最高高さ、形態意 匠、垣柵
宮ノ下地区	H6.12.5	9.9	9.9	周辺環境との調和に配慮 した良好な市街地の形成	用途、壁面位置、 形態意匠、垣柵
高岡地区	H30.3.27	3.3	3.3	既存事業所集積地の良好 な立地条件を活かした工 業的土地利用促進	用途、壁面位置、 形態意匠

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

#### ②東条都市計画区域

地区名	計画決定・ 変更年月日	面積(ha)		地区計画のねらい	決定の概要
		地区計画	地区整備 計画		建築物等に関する事項
南山地区	S63.10.21/ H20.5.26	158.5	119.4	周辺地域と調和した当地 区にふさわしい市街地の 形成、保全	用途、敷地面積、 壁面位置
天神東椅鹿 谷地区	H26.3.24	8.9	8.9	周辺環境と調和のとれた 良好な住環境の形成	用途、敷地面積、壁面位置、形 態意匠、垣柵

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

## 6. 用語解説

### あ 行

* 1	空家等対策計画 P17	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき市町村が定める計画で、市町村内の空家等の状況や課題を明らかにするとともに、空家等対策に関する基本的な方針や対策を示すものです。
* 2	空家等対策の推進に関する特別措置法 P17	適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観などに深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護し、その生活環境の保全を図るとともに、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として定められた法律です。
* 3	アドプトプログラム (アドプト制度) P42.70	地域や団体事業者などが自主的に道路・河川・公園など公共の場所で、定期的に清掃・美化活動を行い、行政がそれを支援するボランティア制度です。
* 4	雨水排水施設 P24	雨水を河川に放流する管渠やポンプ場などのことです。
* 5	SNS P42.70	「Social Networking Service」の略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービスです。
* 6	NPO P30.69	「NonProfit Organization」の略で、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した民間の非営利団体です。

### か 行

* 7	街区公園 P14	主として街区内に居住する者が容易に利用できることを目的とした都市公園のことで、その敷地面積は 0.25ha を標準として配置する公園です。
* 8	かとう安全安心ネット P8	災害警戒情報や避難情報、防犯情報、気象情報などの緊急情報をスマートフォンや携帯電話のメールで通知するサービスです。
* 9	既存ストック P23,34,43,52,58	これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物などの施設です。
* 10	近隣公園 P14	主として近隣に居住する者が容易に利用できることを目的とした都市公園のことで、その敷地面積は 2ha を標準として配置する公園です。
* 11	区域区分(線引き) P11,36,58	無秩序な市街化を防ぐとともに、計画的なまちづくりを進めるため、都市計画法に基づき、都市計画区域を、市街化をすすめる区域(市街化区域)と抑制する区域(市街化調整区域)に区分する制度のことで、
* 12	景観形成基準 P54	兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づく景観形成地区において、地区の景観形成を図るため、建築物の位置・規模・意匠・色彩などを、基準として定めるものです。
* 13	景観形成地区 P54	兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づき、優れた景観を創造又は保全する必要がある区域を指定し、地区の目指すべき景観に応じた景観形成基準などを定める制度です。
* 14	景観の形成等に関する条例(景観条例) P8,42	恵まれた自然や歴史・文化と調和した美しく魅力ある景観を守り、育み、創り、将来に伝えるため、景観に影響を及ぼす行為の届出などに関して必要な事項を定め、魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的として定められた兵庫県の条例です。
* 15	下水道事業経営戦略 P41	下水道施設などの整備・更新、維持管理について、公営企業として進むべき経営方針を明らかにするとともに、下水道を取り巻く社会的な条件を考慮した上で、経営の効率化及び健全化を図ることを目的として定めたものです。
* 16	下水道ビジョン P41	汚水処理事業の効率的な整備と管理、安定的な推進を図るために、汚水処理事業の持続とリスクの抑制に向けて取り組むべき施策を明確化し、実行することを目的として定めたものです。
* 17	建築協定 P42.63	建築基準法に基づく協定で、同法で定められた基準に上乘せる形で設けられるものです。建築における最低基準を全国一律に定める建築基準法では満たすことのできない地域の個別的な要求を満足させ、住宅地としての環境、商店街や工業団地としての利便を高度に維持・増進するなど、建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するため、土地所有者などの合意により締結するものです。

* 18	県民まちなみ緑化制度 P42	兵庫県による制度であり、都市における環境の改善や防災性の向上などを図ることを目的に、県民緑税を活用し、住民団体などが実施する植樹や芝生化などの緑化活動に対して支援を行う制度です。
* 19	広域公園 P14,40,59	主として1つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする都市公園のことで、その敷地面積は概ね50ha以上を標準として配置する公園です。
* 20	公営住宅等長寿命化計画 P43	公営住宅の安全で快適な住まいを長期間にわたって確保し、予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、長寿命化による更新コストの削減と事業量の把握を目的として定める計画です。
* 21	公共下水道 P7,14,40,41	主として市街地における下水を排除し、または処理するために市町村が管轄する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものです。
* 22	耕作放棄地 P42,54,59,64	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のないものです。
* 23	交通結節機能 P31	鉄道駅やバスターミナルなどが有する、複数の交通機関間の乗り換え・乗り継ぎに関する機能のことで、代表的な施設として、乗降施設や駐輪場、タクシープール、乗り換え案内表示、乗り換え待ちスペースなどがあります。
* 24	個別処理 P40,41	汚水処理の方式の1つであり、し尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に、各敷地など、個々の発生源ごとに合併処理浄化槽により処理した処理水を放流する方式のことで、
* 25	ごみ処理基本計画 P41	長期的かつ総合的視野に立って、市町村におけるごみの排出抑制、再生利用および適正処理に向けた今後の基本的な方針や施策の方向性、具体的な取組を定めた計画です。
* 26	コミュニティ・プラント P41	下水道区域外にある集落又は団地などに設置された小規模な汚水処理施設のことであり、下水道に類似した施設で、複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理する施設です。

## さ 行

* 27	Jアラート P44	全国瞬時警報システムの通称で、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報について、携帯電話などに配信される緊急速報メールや市町村防災行政無線などにより、国から住民まで瞬時に伝達するシステムです。
* 28	市街化区域 P16,34,43,50,52,56	都市計画法により定められた区域の1つで、市街地として積極的に開発・整備する区域であり、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。
* 29	市街化調整区域 P7,16,18,34,35,43,51,52,57	都市計画法により定められた区域の1つで、自然環境や農地などを保全するとともに、無秩序な開発を防ぐための、市街化を抑制すべき区域です。
* 30	自主防災組織 P44	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、地域住民が自主的に結成する防災組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。
* 31	市町村運営有償運送(自主運行バス) P7,19,39,53,59,64	バス事業者やタクシー事業者による十分な運送サービスが提供されない場合に、国の登録を受けて市町村が自家用自動車で行う有償運送サービスです。
* 32	社会保障費 P23	医療・介護の自己負担分以外の給付額や年金の受給額など、社会保障制度によって国や地方公共団体から国民に給付される金銭・サービスに係る費用です。
* 33	集合処理 P40	汚水処理の方式の1つであり、公共下水道や農業集落排水施設など、複数戸からの汚水を管渠で集約的に処理する方式のことで、
* 34	住生活基本計画 P44	誰もが安全・安心に暮らせる住まいとまちづくりを実現するため、住宅施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本理念や施策体系を定める計画です。
* 35	人口ビジョン P28	地方公共団体における人口の現状を分析することで、人口に関する認識を市民と共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。
* 36	浸水想定区域 P44	河川の氾濫により、住宅などが水につかる浸水が想定される区域です。
* 37	森林法 P8	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項や手続規定、罰則規定などを定めた法律です。
* 38	水源のかん養機能 P35	水資源を蓄え、洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させ水質を浄化する機能です。

* 39	水道事業経営戦略 P40	水道事業について、「水道ビジョン」で位置づける施策に対応する実行計画(アクションプラン)を定めるとともに、アクションプランに基づく財政収支(投資・財政計画)による経営基盤の更なる強化に向け、中長期的な経営の基本方針を示すものです。
* 40	水道ビジョン P40	水道事業経営の安定を図りつつ、従来からの運営方法を見直して新たな施策を展開していくため、水道事業の将来像とその実現方策を示すものです。
* 41	生活利便施設 P23	スーパー、コンビニエンスストア、金融機関、医療・福祉施設など、生活に必要な様々な施設です。
* 42	生産年齢人口 P10,23	年齢別人口のうち、労働力の中核をなす 15 歳以上 64 歳未満の人口です。
* 43	総合計画 P3,5,20,28	市町村のまちづくりの総合的な指針となる計画で、市町村の最上位の計画です。目指すべきまちの将来像やまちづくりの方向性などを示す基本構想、基本構想を実現するための政策(施策)などを示す基本計画、具体的な事業計画を示す実施計画で構成されます。
* 44	総合公園 P14,40	主として1つの市町村の区域の住民の休息、鑑賞、遊戯、運動などの総合的な利用に供することを目的とする都市公園のことで、その敷地面積はおおむね 10ha 以上を標準として配置する公園です。

## た 行

* 45	耐震改修促進計画 P44	建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)に基づき、地方公共団体において、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための施策を定める計画です。
* 46	耐震型貯水槽 P40,53	災害時の飲み水を貯めるための耐震性を持った貯水槽のことです。
* 47	多極ネットワーク型の都市構造 P31,37	都市機能や生活機能を集約した複数の拠点が存在し、拠点と拠点などが道路ネットワークや地域公共交通ネットワークなどで結ばれた都市構造(造語)です。
* 48	地域公共交通網形成計画 P39	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき地方公共団体が定める計画で、地域内における公共交通の利便性の向上と、効率的で効果的な交通サービスの実現を目指すため、公共交通に関する施策の方向性などを定めるものです。
* 49	地域森林計画 P8	都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別にたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標などを明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるものです。
* 50	地区計画 P7,8,12,34,35,42,52,63	都市計画法に定められた計画で、地域住民を主体とし、その合意形成により、地域特性に応じたきめ細やかな建築物の制限を定めることができるものです。
* 51	長寿命化 P7,23,29,40,41,43	建設・建築から一定期間を経過した施設について、健全度調査を行い、部分的な改築・更新を実施することで標準的な耐用年数以上に延命化を図ることです。ライフサイクルコストの最小化を図る目的があります。
* 52	通学路交通安全プログラム P8,45	各小中学校の通学路において、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保に向けた取組や事業の方針などを示したものです。
* 53	低・未利用地 P31,34,35,43,52,58	資材置場や青空駐車場のよう利用の程度が低い「低利用地」と空地や空家のような長期間にわたり利用されていない「未利用地」の総称です。
* 54	特別指定区域制度 P7,18,35,52,58	人口減少による産業の衰退や農地と宅地の混在といった土地利用の混乱など、市街化調整区域における課題に対応するために創設された兵庫県の制度です。市や地域のまちづくり団体が土地利用計画を作成した場合に指定され、市街化調整区域の建築許可要件の一部を緩和することにより、計画に沿ったまちづくりを実現していくものです。
	駅、バスターミナル等周辺区域	加東市土地利用基本計画に定める特定区域(地域の活性化を図り、周辺の環境に配慮しつつ、一定の開発を計画的かつ適正に誘導すべき区域)のうち、駅やバスターミナル周辺の区域を対象に、乗降客や周辺住民の利便性の向上に資する施設などの建築制限を緩和する特別指定区域のメニューのひとつです。
	地域活力再生等区域	加東市土地利用基本計画に定める集落区域(既存の住宅を中心に、良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域)のうち、地域活力の低下やそのおそれがある区域を対象に、地縁者や新規居住者による住宅の建築制限を緩和する特別指定区域のメニューのひとつです。
	工場等誘導区域	加東市土地利用基本計画に定める特定区域(地域の活性化を図り、周辺の環境に配慮しつつ、一定の開発を計画的かつ適正に誘導すべき区域)のうち、工場の撤退等により、雇用もしくは就業機会の不足やおそれがある区域を対象に、既存事業所の拡張や既存工場の用途変更などの建築制限を緩和する特別指定区域のメニューのひとつです。

* 55	都市機能 P7,23,27,29,31,34,43,50,51, 52,54	スーパー、コンビニエンスストアといった生活利便施設をはじめ、居住、商業、工業、教育・文化、レクリエーション、行政、交通など、都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する役割及びそのための施設です。
* 56	都市計画区域 P5,8,11,12,14,35,42,50,51, 52,54,56,61	都市計画法に基づき、都市計画(区域区分、都市施設、市街地開発事業など)を定める範囲のことで、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のことです。
* 57	都市計画区域マスタープラン P3	都市計画法に基づき、都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことで、長期的視野に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものであり、都市計画マスタープランの指針となるものです。
* 58	都市計画決定(変更) P3	用途地域や都市施設などの都市計画に関する事項について、都市計画法に基づき、正式に決定(変更)することです。
* 59	都市計画公園 P14	都市計画区域内において、都市計画法第11条に定める都市施設(道路、公園・緑地、下水道、河川など)として都市計画決定された公園です。
* 60	都市計画事業 P71	都市計画に定められた都市施設(道路、公園・緑地、下水道、河川など)の整備に関する事業、および市街地の形成を目的とした土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地開発事業のことで、
* 61	都市計画道路 P7,12,29,37,57,62	都市計画区域内において、都市計画法第11条に定める都市施設(道路、公園・緑地、下水道、河川など)として都市計画決定された道路です。
* 62	都市公園 P7,40	都市公園法に定義される公園であり、主に県、市が設置・管理する公園です。街区公園や近隣公園、総合公園などの種類があります。
* 63	都市再生整備計画 P8	都市再生特別措置法に基づき、市町村が作成する計画であり、地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標とそれを実現するために実施する各種事業などを記載したものです。
* 64	土砂災害(特別)警戒区域 P44	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)に基づき、土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域のことで、そのうち土砂災害特別警戒区域においては、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。
* 65	土地区画整理事業 P7,31,43,62,63	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内で、土地の区画形質を変更したり、道路や公園などの公共施設の新設や変更を行う事業です。

## な 行

* 66	年少人口 P10	年齢別人口のうち、0歳以上15歳未満の人口です。
* 67	農業集落排水 P7,41	汚水処理の方式の1つであり、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的に、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設です。
* 68	農地の集約化 P42,54,59,64	分散した農地利用を整理し、利用権設定などにより担い手などに耕作農地を集めることです。

## は 行

* 69	パーク&バスライド P43,54	市街地中心部のバスターミナルなどに駐車場を整備し、マイカーからバスへの乗り継ぎを図るシステムです。
* 70	ハザードマップ P44	地震や洪水、土砂災害などの自然災害が発生した場合の危険箇所や避難場所を記載した地図です。
* 71	バリアフリー化 P30,43,59	障害者や高齢者などが日常生活を送る上で利用しやすいように、物理的・精神的な障壁を除去することです。
* 72	PDCA サイクル P71	①方針・計画を立て(P.L.A.N)、②それを実行し(D.O)、③その実施状況を評価し(C.H.E.C.K)、④見直し改善する(A.C.T.I.O.N)ことを繰り返すサイクルのことです。
* 73	非線引き P11,35,42,61	区域区分(線引き)を定めず、市街化区域と市街化調整区域に区分しない都市計画区域のことで、
* 74	不燃化・耐震化 P8,44	主に木造住宅に対して、燃えない・燃えにくい処理や、地震でも倒壊・破損しないよう補強などを行うことです。

* 75	防災行政無線 P8,44,45	市町村が防災情報を収集し、また、住民に対して防災情報を周知するために整備しているネットワークのことで、屋外スピーカーや戸別受信装置により、避難情報などを住民に周知するものです。
* 76	ほ場整備 P7	農地の区画の整形にあわせて用排水路や農道などを整備することにより、生産性の高い農地につくり変えることです。

## ま 行

* 77	緑豊かな地域環境の形成に関する条例 (緑条例) P8,35,42,52,54,63,64	適正な土地利用の推進、森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成を図ることにより、緑豊かな地域環境を形成し、自然的環境と調和した潤いのある地域社会の実現に資することを目的として定められた兵庫県条例です。
------	--	--

## や 行

* 78	ユニバーサルデザイン P30,43	障害の有無、年齢、性別、国籍などに関わらず、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方です。
* 79	用途地域 P11,12,16,34,52,61,62	都市計画法に定められた地域地区の1つで、地域ごとに建てられる建築物の種類や大きさを定めるものです。住居系と商業系、工業系の3つの区分により、12種類に分類されます。

## ら 行

* 80	老年人口 P10	年齢別人口のうち、65歳以上の人口です。
------	-------------	----------------------